

# 狛江市教育要覧

平成 25 年度版

狛江市教育委員会



# 目次

## I. 教育行財政

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 1. 教育理念                 | 1  |
| 2. 教育目標                 | 2  |
| 3. 基本方針                 | 2  |
| 4. 教育振興基本計画             |    |
| (1) 教育振興基本計画の体系図        | 3  |
| (2) 教育振興基本計画＜概略＞        | 4  |
| 5. 沿革                   | 18 |
| 6. 教育委員会                |    |
| (1) 教育委員                | 20 |
| (2) 組織                  | 20 |
| (3) 分掌事務                | 21 |
| (4) 予算                  | 23 |
| (5) 主な事業                | 24 |
| (6) 自己点検及び評価報告書         | 25 |
| (7) 平成 24 年 狛江市教育委員会の活動 |    |
| ① 定例会及び臨時会              | 26 |
| ② その他の活動                | 31 |

## II. 学校教育

|            |    |
|------------|----|
| 1. 特色ある教育  | 33 |
| 2. 使用教科書   | 40 |
| 3. 特別支援教育  |    |
| (1) 特別支援学級 | 41 |

|                     |    |
|---------------------|----|
| (2) 狛江市における特別支援教育   | 43 |
| 4. 就学援助及び奨学金        |    |
| (1) 就学援助            | 47 |
| (2) 奨学金             | 47 |
| 5. 学校給食             |    |
| (1) 小学校             | 48 |
| (2) 中学校             | 49 |
| 6. 学校保健             |    |
| (1) 健康状態            | 50 |
| (2) 学校感染症罹患状況       | 52 |
| (3) 長期欠席者の状況        | 53 |
| 7. 施設整備             |    |
| (1) 施設状況            | 53 |
| (2) 狛江市公立学校等施設整備計画  | 54 |
| (3) 耐震診断・耐震補強工事     | 55 |
| (4) 学校緑化基本方針        | 56 |
| 8. 児童・生徒数, 学級数及び教員数 | 59 |
| 9. 小・中学校            | 61 |
| 10. 狛江市教育研究所        |    |
| (1) 沿革              | 71 |
| (2) 組織及び分掌事務        | 72 |
| (3) 事業概要            | 72 |
| (4) 施設概要            | 74 |
| Ⅲ. 社会教育             |    |
| 1. 事業方針             | 75 |
| 2. 事業概要             | 75 |

### 3. 社会教育委員

|                |    |
|----------------|----|
| （１）社会教育委員      | 76 |
| （２）平成 24 年度定例会 | 76 |

## IV. 公民館

|                     |    |
|---------------------|----|
| 1. 基本方針             | 78 |
| 2. 施設概要             | 78 |
| 3. 事業方針             | 80 |
| 4. イベント事業           | 80 |
| 5. 利用状況             | 83 |
| 6. 公民館運営審議会         |    |
| （１）審議会委員            | 84 |
| （２）平成 24 年度定例会及び臨時会 | 85 |

## V. 図書館

|                |    |
|----------------|----|
| 1. 事業方針        | 87 |
| 2. 運営方針        | 87 |
| 3. 施設概要        | 88 |
| 4. 主な取り組み      | 89 |
| 5. 事業内容        | 91 |
| 6. イベント事業      | 92 |
| 7. 業務状況        | 93 |
| 8. 図書館協議会      |    |
| （１）協議会委員       | 98 |
| （２）平成 24 年度定例会 | 98 |

## VI. 文化財

|            |    |
|------------|----|
| 1. 事業方針    | 99 |
| 2. 文化財専門委員 |    |
| （１）専門委員    | 99 |

|                                                  |     |
|--------------------------------------------------|-----|
| (2) 平成 24 年度文化財専門委員の会議                           | 99  |
| 3. 事業概要                                          | 100 |
| 4. 埋蔵文化財年度別発掘調査件数及び発掘届出等文書処理件数                   | 101 |
| 5. 平成 24 年度発掘調査一覧                                | 101 |
| 6. 市立古民家園(愛称むいから民家園)                             |     |
| (1) 沿革                                           | 102 |
| (2) 施設概要                                         | 102 |
| 7. 遺跡一覧                                          | 104 |
| 8. 指定文化財一覧                                       | 106 |
| 9. 文化財関連刊行物一覧                                    | 107 |
| <b>VII. スポーツ振興</b>                               |     |
| 1. 事業目標                                          | 110 |
| 2. 施策概要                                          | 110 |
| 3. 施設概要                                          | 111 |
| 4. 事業概要                                          | 113 |
| 5. 利用状況                                          | 116 |
| 6. スポーツ振興審議会                                     |     |
| (1) 審議会委員                                        | 117 |
| (2) 平成 24 年度定例会                                  | 117 |
| 7. スポーツ推進委員                                      |     |
| (1) スポーツ推進委員                                     | 118 |
| (2) 平成 24 年度定例会                                  | 118 |
| 8. 第 68 回国民体育大会                                  |     |
| (1) 第 68 回国民体育大会狛江市実行委員会                         | 120 |
| (2) 平成 24 年度 諸会議                                 | 120 |
| (3) 広報啓発活動                                       | 121 |
| (4) 第 68 回国民体育大会リハーサル大会(第 67 回国民体育大会関東ブロック大会)……… | 122 |

「狛江市教育要覧」は、狛江市における教育の現況を紹介するとともに、学校教育、社会教育等の諸事業のあらましを記したものです。

資料については、平成 24 年度のものを中心に収録しておりますが、出来るかぎり新しい資料の記載に努めました。

# I. 教育行財政

## 1. 教育理念

日本国憲法の各基本原則を受けて、教育基本法第1条は「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と定めています。

本来子どもたちは未成熟で未完成なものです。しかし誰もが可能性に富んでいます。その子どもたちが民主的で平和的な社会の形成者として社会に責任を持つとともに、たくましく生き抜くための資質を養うのが教育です。教育は人と人との互いに向き合いながら、心を通わせて行うものであり、学校、家庭、地域の相互の連携が不可欠です。また、子どもの成長にとっては「それぞれに成長のための時間」が必要です。そのことを考慮して「待つ心、見守る心」をもつことも必要です。

狛江市教育委員会は、このような考え方の基に、日々の教育実践の一つひとつの積み重ねを大切にしながら、教育基本法に定める人材の育成を図るため、教育の基本理念を次のとおりとします。

### 理念

- \* 市民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図る。
- \* 未来を担う子どもたち一人ひとりが、人格の形成と個性の尊重を基本として、社会の中で自立して幸福に生きていく力を身につけ、狛江で受けた教育を誇りとして、少数者の立場も尊重し、自由に意見を交わして真理を探究し、平和で心豊かな明るい相互扶助の社会を築き発展させる力を身につける教育の実現を図る。

## 2. 教育目標

教育は普遍性を持ちつつ新しい時代に適応していかなければなりません。教育に対する市町村の責任と権限が拡大されつつある今日、狛江市の教育は諸問題についてより一層、柔軟かつ的確に対応していく必要があります。

このことを踏まえ、狛江市教育委員会は、学校教育では独自の学校文化をつくることや「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた人間性豊かな子どもたちを育成することを、また、社会教育では自己実現を求めて自主的、自発的に学ぶ市民が、文化・スポーツ活動を通して教養を高め、健康の増進を図ることを目指し、狛江市教育委員会の教育目標を次のとおり定めます。

### 教育目標

1. 互いの生命と人格・人権を尊重し、社会に貢献する意識の醸成
2. 基礎的・基本的な学力の定着と個性や創造力をはぐくむ学校教育の充実
3. すべての世代にわたる市民のための学習環境の整備

## 3. 基本方針

狛江市教育委員会は、「教育目標」を達成するため、以下の「基本方針」に基づき教育政策を推進します。

### 基本方針 1. 「生命及び人格・人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

互いの生命と人格・人権を尊重し、思いやりの心や規範意識を身に付け、社会貢献の意識を持って行動することが重要です。

そのため、生命や人権を尊重する教育を充実させるとともに、心の教育に係わる諸活動に対しても積極的に支援を行います。

### 基本方針 2. 「確かな学力」の向上と「豊かな創造力」の伸長

国際化・情報化の進展などの社会の変化に対応できるよう、子どもたち一人ひとりの違いを認めつつ、知識・技能と思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが必要です。

そのため、分かる授業・魅力ある授業を実現できるよう教員の資質の向上を図るとともに、小・中学校の9年間を見通した連携を推進します。

### 基本方針 3. 「地域の教育力」の向上と「社会教育活動」の推進

地域力を高めるためには、学校教育や社会教育の連携はもとより、地域における安全確保等を含めて地域社会全体での連携体制づくりが必要です。

市民が自由に自ら学び、文化やスポーツに親しむことができる環境の整備を進め、地域の教育力を向上させ、地域の伝統文化の尊重や市民による創造的な文化活動の活性化を図り、新しい地域文化の発展に努めます。

## 4. 教育振興基本計画

### (1) 教育振興基本計画の体系図

| 教育目標                               | 基本方針                           | 基本施策                          | 具体的施策                         | ページ                  |
|------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|----------------------|
| 1 互いの生命と人格・人権を尊重し、社会に貢献する意識の醸成     | 1「生命及び人格・人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成 | 1 心と体の健やかな成長を実現するための施策        | 1 人権尊重を教育の柱とします。              | 37                   |
|                                    |                                |                               | 2 情操・芸術教育の充実を図ります。            | 37                   |
|                                    |                                |                               | 3 体力の向上に努めます。                 | 33                   |
|                                    |                                |                               | 4 望ましい生活習慣を身に付ける活動に取り組めます。    | 48,49                |
|                                    |                                | 2 社会力を身に付けるための施策              | 1 コミュニケーション能力を育成する教育活動を推進します。 | 35,36                |
|                                    |                                |                               | 2 キャリア教育の充実に努め、奉仕活動に取り組めます。   | 35                   |
|                                    |                                |                               | 3 健全育成の充実に努めます。               | 34,37,41～46          |
|                                    |                                |                               | 4 適応指導及び特別支援教育を一層推進します。       | 37,41～44, 71～74      |
| 2 基礎的・基本的な学力の定着と個性や創造力をはぐくむ学校教育の充実 | 2「確かな学力」の向上と「豊かな創造力」の伸長        | 3 学力を確実に身に付けるための施策            | 1 学力の定着に向けたきめ細かな指導を展開します。     | 33,35,36             |
|                                    |                                |                               | 2 教育研究を奨励し、教員の指導力の向上に努めます。    | 34                   |
|                                    |                                |                               | 3 学ぶ環境をさらに整備します。              | 37,56～58,78          |
|                                    |                                | 4 豊かな創造力と個性を伸ばすための施策          | 1 国際化を視野に入れた開かれた学校づくりを推進します。  | 36                   |
|                                    |                                |                               | 2 個のニーズに応じた指導を充実します。          | 44,46                |
|                                    |                                |                               | 3 子どものリーダーシップをはぐくみます。         | 35                   |
| 3 すべての世代にわたる市民のための学習環境の整備          | 3「地域の教育力」の向上と「社会教育活動」の推進       | 5 教育支援の輪を拡げていくための施策           | 1 安全・安心な教育環境を整備します。           | 54～56                |
|                                    |                                |                               | 2 教育の質を高める教育環境を整備します。         | 75～77                |
|                                    |                                | 6 すべての世代にわたる市民のための学習環境を整備する施策 | 1 粕江の歴史の継承に努め、郷土への愛着を深めます。    | 99～109               |
|                                    |                                |                               | 2 社会教育環境を整備します。               | 101～106, 111～119     |
|                                    |                                |                               | 3 学ぶ意欲を高める事業の充実に努めます。         | 38,39,78～98, 110～122 |

粕江市教育委員会では、平成23年3月に「粕江市教育振興基本計画」を策定し、施策を体系的に整理し、計画をたてました。そこでは、平成23年度を初年度とし、今後10年間を通じて目指す教育の姿とそれを具現化するための施策展開の方向性を明確にし、今後5年間に優先して取り組む具体的な施策を示しています。

この体系図では、「粕江市教育振興基本計画」に示された具体的施策について記入されたページを表しています。

## (2) 教育振興基本計画＜概略＞

昭和 22 年3月に公布・施行された教育基本法は、民主的教育、教育機会の均等などの教育理念を示し、戦後の教育の発展の根幹を成してきました。

しかし、制定後約 60 年が経過しており、この間の教育を取りまく様々な変化への対応と、更に大きな変化が予想されることからこれからの時代に向けた新しい教育理念を示した教育基本法が平成 18 年 12 月に制定されました。

新しい教育基本法の第 17 条第2項には、地方公共団体は地域の実情に応じ当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めなければならないと示されています。教育の充実発展は国の重要施策であるとともに、各自治体にとっても同様です。狛江市でも常に市の重要な政策課題とされています。一方社会の様々な変化を受けて教育改革も急速に進み、平成 19 年6月の学校教育法の改正では義務教育の目標が 10 項目にわたって規定されました。また、平成 20 年3月に改訂された学習指導要領では『生きる力』をはぐくむことを目指して、①基礎的・基本的な知識、技能の確実な習得、②課題解決に必要な思考力、判断力、表現力などの育成、③主体的に学習に取り組む習慣の涵養が強く求められています。

この学習指導要領は小学校が平成 23 年度、中学校が平成 24 年度から本格実施となっておりますが、移行期間としての取り組みが平成 21 年度から進められてきました。

このような中で、改めて狛江市の教育理念と中期・長期の教育主要施策を明らかにし、これからの教育活動を進めるため、狛江市教育振興基本計画を策定しました。

本計画は、平成 23 年度を初年度とし、今後 10 年間を通じてめざす教育の姿と、それを具現化するための施策展開の方向性を明確にするとともに、今後5年間に優先して取り組む具体的な施策を示しています。

計画の策定に当たっては、狛江市教育振興基本計画策定委員会において審議を重ね、さらに市民説明会、児童・生徒からのアンケート、パブリックコメント等による皆さんからのご意見を踏まえた上で検討を行いました。

### 教育基本法(抜粋)

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

教育目標 1. 互いの生命と人格・人権を尊重し、社会に貢献する意識の醸成  
基本方針 1. 「生命及び人格・人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成  
に係る基本施策 《基本施策 1・2》

### **基本施策 1. 心と体の健やかな成長を実現するための施策**

豊かな情操と道徳心を培い、人権を尊重し、自他の生命を大切にするとともに、命につながる自然を守る意識を育てます。

狛江市の小・中学校では、児童・生徒の豊かな心と健やかな体を培うことをめざして、感性や情操、思いやりの心を育てる取り組みを推進していますが、今後、次のような施策を具体的に展開していきます。

### **具体的施策 ① 人権尊重を教育の柱とします。**

狛江市の小・中学校ではこれまでも人権の尊重を教育活動の大前提として、その徹底を図ってきました。重要な人権課題である「女性」「子ども」「高齢者」「障がい者」「同和問題」「外国人」等について「東京都人権教育プログラム」を基礎資料として、これらの人権課題に対する正しい理解とこれを実践する態度を育ててきました。今後も各学校が人権教育の全体計画を作成し、児童・生徒の発達段階に即した指導計画に基づく実践によって、人権尊重の精神の一層の涵養を図っていきます。

#### **【主な取組】**

- ・人権教育の推進
- ・道徳教育の推進

#### **◎ 今後5年間に優先して取り組む重点項目**

#### **【いじめ、暴力行為等への対策強化】**

自他の生命を尊重し、他の人を思いやる心を育むとともに、家庭や地域、学校、行政とが一体となって、いじめや暴力行為等の防止に取り組みます。また、DVや虐待の防止に向け、関係機関との連携を強化します。

## **具体的施策 ② 情操・芸術教育の充実を図ります。**

「音楽の街―狛江」や「絵手紙発祥の地―狛江」を掲げる狛江市にあって、小・中学校では鼓笛隊、ブラスバンド、吹奏楽そして合唱などの音楽教育を通して、また、絵手紙に触れる機会などによって子どもたちの情操を培う活動が盛んに行われています。今後も連合音楽会や音楽鑑賞教室等の行事を通して音楽をはじめとする芸術教育の充実を図り、子どもたちの豊かな感性をはぐくむよう努めます。

読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。多くの子どもたちが読書に親しむよう家庭とも協力し、読書活動を推進します。

### **【主な取組】**

- ・情操教育の充実
- ・芸術教育の充実
- ・読書活動の推進

### **◎ 今後5年間に優先して取り組む重点項目**

#### **【読書に親しむ環境づくり】**

読書活動の一層の推進を図るために、朝読書の取り組みやボランティアの方々の協力を得て読み聞かせを進めるとともに学校図書館の整備を図ります。

## **具体的施策 ③ 体力の向上に努めます。**

近年の運動能力調査では、運動する子どもとしない子どもの二極化傾向が明らかになり、体力を向上させるには、体力そのものを向上させる取組みを行うとともに、運動習慣や生活習慣の改善が重要であることが指摘されています。

そこで、狛江市の小学校においては子どもたちの運動習慣の確立に向けて外遊びを推奨し、体づくりに向けた運動に取り組めます。また、中学校ではロードレースなどの取り組みを継続して実施していきます。さらに児童・生徒に個々の体力にあった目標をもたせ、そこに向かって努力する意識をはぐくむとともに子どもたちが相互に励ましあい、刺激しあう場を拓いていきます。中学校においては運動部活動の充実に向けた外部指導員派遣の体制整備に努めます。

### **【主な取組】**

- ・運動習慣の確立
- ・部活動の充実
- ・体力向上への取組

#### **具体的施策 ④ 望ましい生活習慣を身に付ける活動に取り組めます。**

望ましい生活習慣を身に付けるには、「早寝、早起き、朝ごはん」の確立、「食育の推進」が不可欠です。これまでも「早寝、早起き、朝ごはん」の取組みは行われてきましたが、養護教諭が中心となって、アンケート調査等を実施し、子どもたちや家庭に対する指導、啓発を更に進めます。

「食育の推進」に関しては、調理体験や飼育、栽培、収穫といった農業体験を推進していきます。

学校給食においては、狛江産の野菜や安全・安心な食物を用いたバランスのとれた給食を提供し、給食だよりや試食会などを通して家庭にも「食」に関する情報を伝えていきます。生徒の正しい食生活の理解と健康増進を目指し、民間の調理施設を活用して始めた中学校給食ですが課題があることも事実です。安心して安全な給食を実施するための具体的な検討をしていきます。

健康教育においては、薬物乱用防止や喫煙防止指導及び子どもたちのアレルギーに対する理解を深めることが課題となっています。医療機関との連携を図りアナフィラキシーなどへの確実な対応が図れるよう教員の研修に努めます。

#### **【主な取組】**

- ・基本的生活習慣の確立
- ・健康教育の推進
- ・食育の推進
- ・学校給食の充実

#### **◎ 今後5年間に優先して取り組む重点項目**

#### **【安全で安心な中学校給食】**

より安全で安心な給食を目指し、給食センターの建設など将来を見据えた検討を行います。

## **基本施策 2. 社会力を身に付けるための施策**

すべての子どもたちの可能性を最大限に伸ばすことの大切さは言うまでもありませんが、それとともに社会の一員として自立し、多様で幅広い人間関係を築く力や、公共精神にもとづき、主体的に社会の形成に参加する力を培うことは極めて重要です。

今後、学校行事や校外学習等の機会はもちろん、各教科等やキャリア教育における指導場面において、その教科等の特性を十分に生かしたコミュニケーション能力の育成や体験活動などを積極的に導入していきます。

人とかかわる力の基盤となるものは、コミュニケーション能力です。それは自分の気持ちや考えを伝える力であり、他者の表出した言葉や表情や態度からその気持ちや考えを理解する力です。このコミュニケーション能力は、人とかかわる体験を積み重ねることによって培われます。今後、次のような施策を具体的に展開していきます。

### **具体的施策 ① コミュニケーション能力を育成する教育活動を推進します。**

子どもたちは、授業では教師から教わるだけではなく、子どもから多くのものを学びます。その機会を積極的につくる授業づくりが大切です。子どもたちが学級集団や小集団の中で、自分の考えや気持ちを率直に伝え合う場を積極的に設定し、そのかわり合いを通して、互いに学び合い、かわり合う態度や能力を培っていきます。

また、係活動、クラブ活動や部活動、児童会や生徒会活動、校外学習などにおける役割体験も人とかかわる力を培う貴重な経験の場となります。リーダー体験とフォロワー体験のいずれも経験することが、よき社会を形成する意識や能力を培っていくことになります。異学年交流やたてわり活動等を積極的に導入した特別活動を充実させていきます。

#### **【主な取組】**

- ・学級経営の充実
- ・特別活動の充実
- ・体験活動の充実

### **具体的施策 ② キャリア教育の充実に努め、奉仕活動に取り組みます。**

児童・生徒が望ましい勤労観と職業観を持って、自己の進路について主体的に選択・決定ができるよう学校・家庭が連携して小学校段階から指導を積み重ねていきます。特に小学校6年生においては、キャリア教育の充実に取り組みます。

また、地域や多摩川の清掃活動、社会福祉協議会との連携を図って、様々なボランティア活動への参加を促します。

#### **【主な取組】**

- ・キャリア教育の充実
- ・社会奉仕活動の推進

### **具体的施策 ③ 健全育成の充実に努めます。**

学校生活のルールを遵守するよう求め、児童・生徒の問題行動等の背景となる規範意識や倫理観の低下を防ぎます。

小学校段階より喫煙防止、薬物乱用防止教育等を徹底させ、さらに携帯電話やコンピュータを利用したインターネットの犯罪被害から身を守る指導を充実します。

#### **【主な取組】**

- ・規範意識、倫理観の醸成
- ・健康維持に対する意識向上
- ・情報教育の充実

### **具体的施策 ④ 適応指導及び特別支援教育を一層推進します。**

人とかかわることが苦手で、集団になじめない児童・生徒に対しては、児童・生徒理解に基づく個別的支援をベースに、小学校では狛江市教育研究所に所属する専門教育相談員、中学校は東京都から派遣されているスクールカウンセラーによる支援の充実を図ります。専門教育相談員の小学校派遣の日数を増やし、必要に応じて中学校への派遣などを行います。

また、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画を踏まえ、狛江市教育委員会では、通常の学級に在籍する児童・生徒への支援を充実させる「特別支援教室」の設置に向けて取り組みを進めます。

#### **【主な取組】**

- ・教育相談活動の充実
- ・不登校対策の推進
- ・特別支援教育の充実

教育目標 2. 基礎的・基本的な学力の定着と個性や創造力をはぐくむ学校教育の充実

基本方針 2. 「確かな学力」の向上と「豊かな創造力」の伸長

に係る基本施策 ≪基本施策 3・4≫

### 基本施策 3. 学力を確実に身に付けるための施策

子どもたちの学力を保障するために、基礎的・基本的な知識と技能の確実な定着を図り、思考力、判断力、表現力等が身に付く教育を進めます。

また、子どもたちに学力を確実に身に付けさせるための施策として、教える側の資質向上を図り、学ぶ環境の整備に取り組んでいるところですが、さらに子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の充実や、一人ひとりの子どもに教員が向き合う環境づくりなど、より一層のきめ細やかな指導の実施に努めています。今後、次のような施策を具体的に展開していきます。

#### 具体的施策 ① 学力の定着に向けたきめ細かな指導を展開します。

習熟の程度に応じたきめ細かな指導のために算数や数学の教科において東京都からの少人数加配教員を活用するとともに市の負担で雇用する講師の有効活用なども図っていきます。

また、小学校では一部の教科で教員の専門性を活かして教科担任制に取り組み、充実した教材研究等による魅力ある授業を創り出します。

#### 【主な取組】

- ・継続的な学力の実態把握
- ・少人数教育の推進
- ・教科担任制度の推進
- ・外部人材活用の拡充
- ・小・中連携の一層の強化
- ・言語活動の充実

#### ◎ 今後5年間に優先して取り組む重点項目

##### 【小・中連携のさらなる推進】

小学校から中学校へのスムーズな移行に課題を抱える生徒が増えている状況があります。狛江市では、教科や生活指導における連携はもとより、狭い市域だからこそその特色を生かして幅広い分野で小・中の連携を進めてきました。

小・中学校の教員が互いに子どもたちへの指導を一体的に捉える意識を持つ契機とするとともに、地域の公立校として地域から理解と信頼を広げるためにも、小・中学校の連携を推進します。

##### 【少人数教育の推進】

確かな学力の定着を目指し、児童・生徒の個に応じた指導法の工夫改善を図るため、市

費による非常勤講師を各学校に配置するとともに東京都の少人数加配教員との連携によって、算数・数学等の教科で少人数指導を積極的に推進します。習熟の程度に応じたグループ編成による少人数授業により、基礎的・基本的な内容を子どもたちに確実に定着させます。

#### 【小学校一部教科担任制の推進】

小学校高学年において教員の専門性を生かした教科担任制を導入し積極的に推進します。このことによって教材研究に教員の専門性を生かすことができ、充実した魅力ある授業づくりを行うことができるばかりでなく、教員チームによる多面的な児童理解が可能となり、評価活動を通して教員同士が切磋琢磨する場を拓くことができます。

### **具体的施策 ② 教育研究を奨励し、教員の指導力の向上に努めます。**

教育委員会ではこれまでも市の教育課題の解決に向けた研究奨励である「狛江の教育 21」の指定や各校の実態から課題を設定し、研究を推進する奨励校制度を実施してきました。

今後はこれらの制度を活用し、狛江市の喫緊の教育課題であるICT教育の推進を「狛江の教育 21」で取り上げるとともに児童・生徒の思考力・判断力・表現力などを高めるために言語活動の充実や体力向上、小・中連携等の課題解決に向け、一層の充実を図っていきます。

#### 【主な取組】

- ・体系的な研修の充実と整備
- ・研究奨励校制度の充実
- ・ICT教育の推進

#### ◎ 今後5年間に優先して取り組む重点項目

#### 【ICTを活用した授業の展開】

ICTを活用した授業改善を積極的に進め、児童・生徒の学習に対する意欲や学習の達成感等を高めていくことが求められています。情報モラルや個人情報の保護などについて児童・生徒に対し、適切な指導ができるよう情報化に対する教員の理解や知識を深めることはもとより、新しい時代に呼応した教育活動として、全教員がICTを活用した授業ができるように、全教員を対象としたICT研修を実施します。

### **具体的施策 ③ 学ぶ環境をさらに整備します。**

財政事情を踏まえつつ、学校環境の整備を計画的に進めます。

#### **【主な取組】**

- ・学習環境の整備
- ・学校図書館の活用
- ・学校緑化の推進

#### **◎ 今後5年間に優先して取り組む重点項目**

##### **【学校緑化の推進】**

学校における緑は、児童・生徒にとって自然や生物から様々な事象を学習し、豊かな心をはぐくむために寄与するばかりでなく、地域の緑地として重要な役割を果たしています。学校緑化による教育環境の充実はもとより、地域の人々とのコミュニケーションの場の創生や地球温暖化対策等の効果を期待しています。学校緑化にあたっては、物理的条件や管理的条件を十分に整える必要があり、校庭利用団体や関係者との調整が不可欠です。学校と十分協議しながら具体的事業を展開していきます。

#### **基本施策 4. 豊かな創造力と個性を伸ばすための施策**

豊かな創造力と個性を伸ばしつつ、日本の伝統と文化を尊重し、視野を世界に広げ、国際社会の平和と発展に努める意識を培います。

今後、次のような施策を具体的に展開していきます。

##### **具体的施策 ① 国際化を視野に入れた開かれた学校づくりを推進します。**

子どもたちが国際感覚を身に付けるその基盤となるのが、自国の伝統・文化に対する理解です。平成 21 年度に狛江市教育委員会が作成した「日本の伝統・文化理解教育指導資料」を各教科における指導場面で活用して「日本の伝統・文化理解教育」を推進し、我が国と郷土を愛する態度や他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養います。

また、世界の人々とのコミュニケーションツールとなる外国語の学習では、小学校5、6年生で実施する外国語活動及び中学校の英語授業にALT(注)を配置します。

環境教育においては、地球温暖化問題などを取り上げ持続可能な社会に向け、世界規模での環境問題や自然破壊が自らの生活にも密接な関係のある問題として関心を持つ態度を培います。

##### **【主な取組】**

- ・伝統・文化理解教育の推進
- ・国際理解教育の推進
- ・外国語教育の充実
- ・環境教育の推進

(注)Assistant Language Teacher

日本の学校で外国語授業等を補助する助手のこと

## **具体的施策 ② 個のニーズに応じた指導を充実します。**

個に応じた教育支援を図るため、発達障害等特別な支援が必要な児童・生徒に対する特別支援教育を推進します。教育相談員やスーパーバイザー等の専門家チームが各学校を訪問して児童・生徒理解の推進を図る巡回相談の実施、全校に設置されている特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の開催、副籍にかかわる居住地校交流等を実施して、障がいに対する理解を深めます。

### **【主な取組】**

- ・特別支援教育の一層の推進
- ・教員の多忙感の解消

### **◎ 今後5年間に優先して取り組む重点項目**

#### **【個のニーズに応じた教育の展開】**

小・中学校に在籍する教育上特別な支援を必要とする児童・生徒に対する適切な指導及び支援を行うため、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握するとともに、家庭や保健、医療、福祉、労働等の関係機関と連携した支援システムを構築し、幼児期から成人期までのライフステージを見通した上での適切な教育を推進します。

#### **【子どもと向き合う時間の確保】**

子どもたちの学ぶ環境を考えたとき、最大の教育環境は「教師」に他なりません。教育における教員の存在や役割の重要性については多くを語るまでもありませんが、教員が多忙感にさいなまれることなく、ゆとりと愛情を持って子どもに接することができるよう校務などの効率化を図ります。

また、子どもと向き合う時間を確保するための支援策を講じます。

## **具体的施策 ③ 子どものリーダーシップをはぐくみます。**

山積する課題を解決し、将来に向けよりよい社会を構築するためには、各々が持てる能力を活用し、一つの目標に向かって努力していくことが重要です。そのために子どもたち一人ひとりの能力の優れている部分を見だし、それを最大限に伸ばす教育を進めます。併せて倫理観や価値観及び協働の精神を養うことはもちろんのこと、教科等の学習で発展的学習を一層推進するとともに、その一環として各種検定の受検などに積極的に取り組みます。

### **【主な取組】**

- ・倫理観や価値観の涵養
- ・発展的学習の推進
- ・次世代をリードできる子どもたちの育成

教育目標 3. すべての世代にわたる市民のための学習環境の整備

基本方針 3. 「地域の教育力」の向上と「社会教育活動」の推進

に係る基本施策 <基本施策 5・6>

### **基本施策 5. 教育支援の輪を拡げていくための施策**

学校の本来の役割を整理するとともに、学校・家庭・地域の教育力をバランスよく機能させる状況を作り出し、学校教育の充実、生涯学習社会の実現、地域の教育力の向上を目指します。

また、狛江市が現在強力に推進している市民参加、市民協働を通じて、社会教育が学び返しの仕組みを作ることにより、地域教育力を引き出すことが期待されます。今後、次のような施策を具体的に展開していきます。

#### **具体的施策 ① 安全・安心な教育環境を整備します。**

地域社会で子どもの安全・安心を確保し、子どもたちが安心して教育を受けられるよう、また、地域の防犯に寄与するため、学校安全ボランティアの活動の支援やPTA 連合会による「こどもかけこみ110番」事業への支援を行い、地域との連携を図りながら、安全・安心の確保に取り組んでいきます。

##### **【主な取組】**

- ・子どもたちの安全・安心の確保
- ・被害防止活動の推進
- ・学校施設や通学路の安全点検

#### **具体的施策 ② 教育の質を高める教育環境を整備します。**

学校、家庭、地域が連携を強化し、地域全体で子どもたちを育てる取組みを推進します。

##### **【主な取組】**

- ・社会教育関係団体及び地域の諸団体との連携・協力
- ・第三者評価委員会の活用
- ・開かれた学校づくりの充実
- ・地域の教育力の向上

#### **◎ 今後5年間に優先して取り組む重点項目**

##### **【学校支援の仕組みづくり】**

学校支援の担い手は自然発生的に生まれてくるわけではありません。現在、地域で青少年育成活動を担う団体や学校ボランティアとして活動する人々への支援のみならず、地域が学校を支援する仕組みづくりを推進します。

## **基本施策 6. すべての世代にわたる市民のための学習環境を整備する施策**

ふるさと狛江の伝統・文化を大切にし、すべての世代にわたる市民の学習（文化・スポーツ）に対する意欲に応じて、時代のニーズにあった学習環境を整備します。

今後、次のような施策を具体的に展開していきます。

### **具体的施策 ① 狛江の歴史の継承に努め、郷土への愛着を深めます。**

市内に所在する各種文化財の調査や土木工事などによる遺跡の試掘調査や発掘調査を実施し、調査報告書として刊行することにより資料や情報の蓄積を図ります。

また、市内にある文化財のうち市にとって重要なものを狛江市文化財保護条例に基づき、その保存及び活用を図るため、狛江市文化財に指定します。

#### **【主な取組】**

- ・新狛江市史編纂事業の実施
- ・歴史遺産の保全
- ・古民家園の環境整備
- ・文化財の保存、管理とその活用

#### **◎ 今後5年間に優先して取り組む重点項目**

#### **【新狛江市史編纂事業の実施】**

昭和60年に「狛江市史」を刊行してから既に四半世紀が過ぎ、この間、新たな史料の発見や研究成果などの蓄積が図られています。このような成果を踏まえながら、新「狛江市史」の刊行をめざして編纂作業を実施します。

### **具体的施策 ② 社会教育環境を整備します。**

社会教育施設については、中央公民館の耐震診断と耐震工事、市民総合体育館は、第68回国民体育大会開催のための施設改修工事が予定されています。各施設とも老朽化が進んでいるため、計画的な大規模改修が必要となっています。

#### **【主な取組】**

- ・古文書、文化財等展示施設の設置
- ・既存施設改修工事の計画実施

### **具体的施策 ③ 学ぶ意欲を高める事業の充実に努めます。**

公民館, 図書館, 体育施設及び学校施設は, 市民のために役立つ学習支援・事業, 地域スポーツ・レクリエーション活動の拠点としてその振興を図り, 次代を担う子どもたちの育成と地域の活性化を推進します。

#### **【主な取組】**

- ・学校施設開放の推進
- ・公民館サービスの充実
- ・図書館サービスの充実
- ・地域における身近なスポーツの普及

## 5. 沿革

| 年月             | 主な出来事                                                                      |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 明治5(1872)年8月   | 「学制」公布                                                                     |
| 9月             | 私塾を併合し、泉龍寺の衆寮堂を仮校舎として「公立観聚学舎」(現狛江第一小学校)が開かれる(狛江村誌による)。                     |
| 明治7(1874)年8月   | 「公立観聚学舎」を「和泉学校」と改称                                                         |
| 明治12(1879)年4月  | 「和泉学校」を「江東学校」と改称(岩戸慶岸寺に移転)                                                 |
| 明治14(1881)年7月  | 「江東学校」を再び「和泉学校」と改称(和泉村駄倉に移転)                                               |
| 明治22(1889)年4月  | 町村制施行により「狛江村」発足(和泉, 猪方, 駒井, 岩戸, 小足立, 覚東の六か村が合併)<br>「和泉学校」を「狛江村立狛江尋常小学校」と改称 |
| 明治30(1897)年8月  | 「狛江村立狛江尋常小学校」に高等科が併設され「狛江尋常高等小学校」と改称                                       |
| 大正9(1920)年10月  | 第一回国勢調査実施<br>狛江村の人口 2,679 人, 狛江尋常高等小学校の児童数 496 人                           |
| 大正11(1922)年12月 | 玉川碑(万葉歌碑)建立                                                                |
| 大正12(1923)年9月  | 関東大震災により「狛江尋常高等小学校」の校舎焼失                                                   |
| 昭和16(1941)年4月  | 「国民学校令」施行により「狛江尋常高等小学校」が「狛江国民学校」と改称                                        |
| 昭和20(1945)年5月  | 「狛江国民学校」が焼夷弾により全焼                                                          |
| 昭和22(1947)年3月  | 「教育基本法」「学校教育法」公布・施行                                                        |
| 4月             | 「狛江国民学校」が「村立狛江小学校」と改称<br>「村立狛江中学校」開校                                       |
| 昭和23(1948)年6月  | 「狛江小学校和泉分校」授業開始                                                            |
| 昭和25(1950)年4月  | 「村立狛江第一小学校」と改称<br>「狛江小学校和泉分校」が「村立狛江第二小学校」となり開校                             |
| 昭和27(1952)年10月 | 全市町村に教育委員会設置                                                               |
| 11月            | 町制施行                                                                       |
| 昭和32(1957)年10月 | 「町立狛江第三小学校」開校                                                              |
| 昭和33(1958)年1月  | 「町立狛江第三小学校」学校給食開始                                                          |
| 昭和36(1961)年10月 | 「町立狛江第一小学校」固定学級「いずみ(知的障がい)」開設                                              |
| 11月            | 「町立狛江第二小学校」学校給食開始<br>「狛江第一中学校」プール新設                                        |
| 昭和38(1963)年10月 | 「町立狛江第一中学校」固定学級「一組(知的障がい)」開設                                               |
| 昭和39(1964)年3月  | 「町立狛江第一小学校」学校給食開始                                                          |
| 昭和41(1966)年9月  | 「町立狛江第四小学校」開校                                                              |
| 昭和42(1967)年4月  | 「町立狛江第二中学校」開校                                                              |
| 昭和43(1968)年4月  | 「町立狛江第五小学校」開校                                                              |
| 昭和45(1970)年10月 | 市制施行                                                                       |
| 昭和46(1971)年4月  | 「市立狛江第六小学校」開校<br>「教育相談所」(教育委員会事務局内)新設                                      |
| 昭和47(1972)年11月 | 「市立狛江第一小学校」創立百周年記念式典                                                       |

| 年月                | 主な出来事                                                                          |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 48(1973)年4月    | 「市立狛江第七小学校」開校<br>「市立狛江第三中学校」開校                                                 |
| 昭和 49(1974)年4月    | 「教育相談所」を福祉会館内に移設                                                               |
| 昭和 50(1975)年4月    | 「市立狛江第八小学校」開校                                                                  |
| 昭和 51(1976)年 11 月 | 「市立狛江第二小学校」通級学級「ふたば(情緒障がい)」開設                                                  |
| 昭和 52(1977)年 11 月 | 「市民センター・中央図書館」開館                                                               |
| 昭和 55(1980)年4月    | 「市立狛江第四中学校」開校                                                                  |
| 昭和 59(1984)年4月    | 「市立狛江第七小学校」固定学級「えのき(知的障がい)」開設                                                  |
| 7月                | 「市民プール」開設                                                                      |
| 昭和 61(1986)年4月    | 「市民総合体育館」開館                                                                    |
| 昭和 62(1987)年4月    | 「狛江第一小学校」現在地に移転<br>「市立狛江第一中学校」固定学級「二組(情緒障がい)」開設                                |
| 昭和 63(1988)年4月    | 「教育相談所」を狛江第二小学校内に移設                                                            |
| 平成元(1989)年4月      | 「教職員研修室」を教育相談所内に新設                                                             |
| 平成4(1992)年4月      | 「学校適応教室」を教職員研修室に仮設置                                                            |
| 9月                | 学校週5日制(第一土曜日休日)導入                                                              |
| 平成5(1993)年4月      | 「教育相談所」「教職員研修室」「学校適応教室」を統合して「狛江市教育研究所」とする。                                     |
| 平成6(1994)年4月      | 「学習適応教室」を「学習相談室」に改める。                                                          |
| 平成7(1995)年4月      | 学校週5日制(第2・4土曜日休日)導入                                                            |
| 平成 13(2001)年4月    | 「市立和泉小学校」創立<br>「狛江第四小学校」が「狛江第八小学校」との統廃合により閉校                                   |
| 平成 14(2002)年4月    | 学校週5日制(全土曜日休日)完全実施<br>市立古民家園(愛称むいから民家園)が開園                                     |
| 平成 16(2004)年4月    | 「市立狛江第三小学校」通級学級「ひまわり(情緒障がい)」開設<br>「市立狛江第二中学校」通級学級「くすのき(情緒障がい)」開設               |
| 6月                | 「狛江教育発祥之地記念碑」建立                                                                |
| 平成 17(2005)年4月    | 「市立緑野小学校」創立<br>「狛江第二小学校」が「狛江第七小学校」との統廃合により閉校<br>「狛江市教育研究所」が「旧東京都調布狛江保健相談所」に移転  |
| 平成 18(2006)年4月    | 「市立和泉小学校」通級学級「けやき(情緒障がい)」開設                                                    |
| 12月               | 改正教育基本法施行                                                                      |
| 平成 19(2007)年4月    | 教育アドバイザーを教育研究所に配置<br>文科省「学校図書館支援事業」センターを教育研究所に設置(2年間)<br>発達・ことばの相談担当者を教育研究所に配置 |
| 平成 20(2008)年 10 月 | 市立中学校給食開始                                                                      |
| 平成 21(2009)年4月    | 「スクールソーシャルワーカー」を教育研究所に配置                                                       |
| 平成 23(2011)年 11 月 | 猪方小川塚古墳の調査において横穴式石室が発見され、現地保存を決定                                               |
| 平成 25(2013)年4月    | 市立中学校給食中止に伴いミルク給食へ切り替え                                                         |

主な参考文献 狛江村誌(1935年)・狛江市史(1985年)・萌動(狛江市制20周年記念誌)・狛江市立学校各周年記念誌等

## 6. 教育委員会

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第2条に基づき、各地方公共団体に設置され、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務を執行します（法第23条）。

### （1）教育委員

教育委員会は5人の委員から組織されます（法第3条）。

委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、市長が、議会の同意を得て、任命し、任期は4年です（法第4条第1項、第5条）。

教育長は、委員である者のうちから、教育委員会により任命され、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会事務局の事務を統括し、職員を指揮監督し、教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどります（法第16条第1項・第2項、法第17条第1項、第20条第1項）。

#### 教育委員会の構成

平成25年4月1日現在

| 職名       | 氏名    | 任期                    |
|----------|-------|-----------------------|
| 委員長      | 熊谷 勝仁 | 平成24年11月2日～平成28年11月1日 |
| 委員長職務代理者 | 加川 道英 | 平成23年8月21日～平成27年8月20日 |
| 委員       | 中村 裕二 | 平成23年8月21日～平成27年8月20日 |
| 委員       | 千葉 眞理 | 平成25年1月4日～平成29年1月3日   |
| 委員（教育長）  | 有馬 守一 | 平成25年1月4日～平成26年3月31日  |

### （2）組織

教育委員会事務局の常勤職員（教育長を除く）数は71名です。

平成25年4月1日現在

|       |     |            |
|-------|-----|------------|
| 教育委員会 |     | 72名        |
| 教育部   |     | 71名        |
| 学校教育課 | 39名 | 教育庶務係 17名  |
|       |     | 学事給食係 20名  |
| 指導室   | 8名  | 指導教職員係 4名  |
|       |     | 統括指導主事 1名  |
|       |     | 指導主事 2名    |
| 社会教育課 | 8名  | 社会教育係 3名   |
|       |     | 国体推進担当 2名  |
|       |     | 文化財担当 2名   |
| 公民館   | 8名  | 事業係 7名     |
| 図書館   | 7名  | 図書サービス係 5名 |

\* 都費職員・再任用職員を含む。

## (3) 分掌事務

平成 25 年 4 月 1 日現在

| 課等    | 係等             | 分掌事務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学校教育課 | 教育庶務係          | (1) 教育委員会の会議に関すること。<br>(2) 公告, 示達に関すること。<br>(3) 事務局職員の人事に関すること。<br>(4) 事務局の総合調整及び庶務に関すること。<br>(5) 学校運営の管理に関すること。<br>(6) 教育の広報に関すること。<br>(7) 部内及び課内の庶務に関すること。<br>(8) 教育行政の相談窓口に関すること。<br>(9) 教育財産の管理に関すること。<br>(10) 公立学校施設台帳に関すること。<br>(11) 学校教育施設関係補助事業に関すること。<br>(12) 教育委員会のその他の課・室に属さないこと。                                                                                                                                                                               |
|       | 学事給食係          | (1) 学校の配置及び廃止に関すること。<br>(2) 学籍に関すること。<br>(3) 就学相談に関すること。<br>(4) 通学区域に関すること。<br>(5) 学級の編制に関すること。<br>(6) 教育扶助に関すること。<br>(7) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。<br>(8) 奨学金に関すること。<br>(9) 教材関係等補助金に関すること。<br>(10) 学校医及び学校薬剤師に関すること。<br>(11) 健康と安全に関すること。<br>(12) 学校給食に関すること。<br>(13) 私立学校(私立幼稚園を除く。)に関すること。<br>(14) その他学務に関すること。                                                                                                                                                        |
| 指導室   | 指導教職員係<br>指導主事 | (1) 教育課程の管理に関すること。<br>(2) 教職員の指導研修に関すること。<br>(3) 教育実習に関すること。<br>(4) 教育研究所に関すること。<br>(5) 教科用図書の採択, 教材の取扱いに関すること。<br>(6) 教育機器の研究及び指導に関すること。<br>(7) 学校の連合行事等の総合計画の指導に関すること。<br>(8) 修学旅行, 夏季施設, 校外授業その他学校行事に関すること。<br>(9) 学校教育の専門的事項の指導に関すること。<br>(10) 教職員の任免の内申, その他人事に関すること。<br>(11) 教職員の進退に関すること。<br>(12) 教職員の給与支払事務及び昇給昇格に関すること。<br>(13) 教職員の福利厚生に関すること。<br>(14) 教職員の履歴カードに関すること。<br>(15) 教職員の服務に関すること。<br>(16) 都費の経理に関すること。<br>(17) 教職員の職員団体に關すること。<br>(18) その他教職員に関すること。 |

| 課等    | 係等    | 分掌事務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社会教育課 | 社会教育係 | (1) 公民館, その他社会教育関係機関の設置, 管理及び廃止に関する<br>こと。<br>(2) 社会教育施設(文化施設除く。)の管理及び運営に関する<br>こと。<br>(3) 社会教育委員の会議に関する<br>こと。<br>(4) 社会教育団体との連絡及び指導育成に関する<br>こと。<br>(5) 社会教育資料の収集, 出版及び展示に関する<br>こと。<br>(6) 社会教育情報の交換及び調査研究に関する<br>こと。<br>(7) 社会教育に必要な設備, 器材及び資料の提供に関する<br>こと。<br>(8) その他社会教育に関する<br>こと。<br>(9) 社会体育及びスポーツ施設の管理運営に関する<br>こと。<br>(10) 狛江市スポーツ推進審議会に関する<br>こと。<br>(11) 狛江市スポーツ推進委員に関する<br>こと。<br>(12) 社会体育, スポーツ及びレクリエーションの調査研究, 統計, 計画実<br>施及び指導奨励に関する<br>こと。<br>(13) 社会体育, スポーツ及びレクリエーション活動の普及啓発に関する<br>こと。<br>(14) 社会体育団体, スポーツ及びレクリエーション団体の連絡並びに指導<br>育成に関する<br>こと。<br>(15) その他社会体育, スポーツ及びレクリエーションに関する<br>こと。<br>(16) 課内の庶務に関する<br>こと。 |
|       | 文化財担当 | (1) 文化財の保存及び活用に関する<br>こと。<br>(2) 文化財専門委員に関する<br>こと。<br>(3) 博物館に関する<br>こと。<br>(4) 狛江市立古民家園に関する<br>こと。<br>(5) 歴史, 芸術及び民俗等に関する資料の収集並びに保存及び管理に<br>関する<br>こと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 公民館   | 事業係   | (1) 公印の保管に関する<br>こと。<br>(2) 公民館の施設及び設備の維持管理に関する<br>こと。<br>(3) 公民館の施設, 付属設備等の使用の申請, 許可, 取消し等に関する<br>こと。<br>(4) 公民館の施設, 付属設備等使用料の徴収, 還付, 減免等に関する<br>こと。<br>(5) 予算編成及び執行に関する<br>こと。<br>(6) 利用統計に関する<br>こと。<br>(7) 公民館運営審議会に関する<br>こと。<br>(8) 成人教育事業の実施に関する<br>こと。<br>(9) 青少年教育事業の実施に関する<br>こと。<br>(10) 芸術文化事業の実施に関する<br>こと。<br>(11) 視聴覚教育に関する<br>こと。<br>(12) 社会教育活動に対する指導及び助言に関する<br>こと。<br>(13) 広報活動に関する<br>こと。<br>(14) 図書, 記録, 視聴覚教材, 資料の整備及びその利用に関する<br>こと。<br>(15) 公民館活動に関する<br>こと。<br>(16) 図書室の運営管理に関する<br>こと。<br>(17) 館内の庶務に関する<br>こと。                                                                                                   |

| 課等  | 係等      | 分掌事務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 図書館 | 図書サービス係 | (1) 施設及び設備の維持管理に関すること。<br>(2) 予算の編成及び執行に関すること。<br>(3) 図書館協議会に関すること。<br>(4) 関係機関との連絡に関すること。<br>(5) 図書館運営の調査, 研究及び企画に関すること。<br>(6) 広報及び宣伝に関すること。<br>(7) 図書館資料(以下「資料」という。)の収集, 受入れ及び保存に関すること。<br>(8) 資料の整理に関すること。<br>(9) 資料の管理に関すること。<br>(10) 資料の提供及び貸出しに関すること。<br>(11) 読書案内及び参考調査に関すること。<br>(12) 集会活動に関すること。<br>(13) 利用統計に関すること。<br>(14) 学校図書館, 公民館及び地域センター図書室等の読書施設との連携及び協力に関すること。<br>(15) 館内の庶務に関すること。<br>(16) 公印の管理に関すること。 |

#### (4) 予算

平成 25 年度一般会計の予算規模は 257 億 2,500 万円で, 市民一人当たり 334,000 円になります。

教育に係る予算規模は 23 億 769 万円で, 普通教室への空調設備の設置や粕江第三中, 第四中学校校舎耐震改修等工事の終了などにより, 前年度予算額に対し 16.9% (4億 6,769 千円) の減となります。市民一人当たりでは 30,000 円となり, 目的別に見ると, 公債費の 33,000 円に次いで 4 番目の金額です。

\* 人口 77,109 人 (平成 25 年 1 月 1 日現在)

(千円)

|          |       | 25 年度      | 24 年度      | 23 年度      | 22 年度      | 21 年度      |
|----------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 一般会計歳出総額 |       | 25,725,000 | 24,578,000 | 25,236,000 | 23,446,000 | 22,077,000 |
| 教育費歳出総額  |       | 2,307,697  | 2,775,387  | 3,374,904  | 2,818,770  | 2,721,011  |
| 教育費の割合   |       | 9.0%       | 11.3%      | 13.4%      | 12.0%      | 12.3%      |
| 教育費内訳    | 教育総務費 | 344,636    | 325,123    | 331,785    | 323,199    | 350,158    |
|          | 小学校費  | 686,392    | 761,185    | 599,867    | 703,398    | 955,899    |
|          | 中学校費  | 374,269    | 663,814    | 1,142,847  | 991,514    | 369,250    |
|          | 幼児教育費 | 158,149    | 151,842    | 146,865    | 140,399    | 138,688    |
|          | 社会教育費 | 593,680    | 676,668    | 547,613    | 549,162    | 585,311    |
|          | 保健体育費 | 150,571    | 196,755    | 605,927    | 111,098    | 321,705    |

## (5) 主な事業(「平成 25 年度 予算概要」より抜粋)

(千円)

| 名称                    | 担当課   | 内容                                                                                                      | 予算額     |         | 増減額      |
|-----------------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|----------|
|                       |       |                                                                                                         | 24 年度   | 25 年度   |          |
| 西和泉体育館, 西和泉グラウンド維持管理費 | 管財課   | 西和泉体育館耐震診断及び耐震改修等設計。                                                                                    | 0       | 4,311   | 4,311    |
| 教育研究所関係費              | 管財課   | 教育研究所耐震診断。                                                                                              | 0       | 2,181   | 2,181    |
| 特別支援教育推進              | 指導室   | Q-Uアンケート実施対象に小学校1・2年生を加え全学年とし(年2回実施), 蓄積したQ-Uアンケートのデータ分析を早稲田大学に委託する。                                    | 3,329   | 4,944   | 1,615    |
| 情報教育推進費               | 指導室   | 小学校にタブレット端末を導入する。デジタルコンテンツ作成・活用支援(緊急雇用)を実施し, ICTを活用した授業の補助を行う。                                          | 48,740  | 59,205  | 10,465   |
| 言語能力向上推進              | 指導室   | 児童・生徒の思考力・判断力・表現力等を育成し, 生きる力を育む。<br>平成 25 年度は対象校が1校増え, 2校で事業を実施する。                                      | 599     | 1,198   | 599      |
| 学校と家庭の連携推進            | 指導室   | いじめ, 不登校, 暴力行為, 児童虐待など生活指導上の課題を抱える児童・生徒及び保護者の相談・支援体制を構築する。平成 25 年度は対象校を3校追加し実施する。                       | 2,404   | 3,601   | 1,197    |
| 学校維持管理費(小・中学校)        | 学校教育課 | 避難場所となる体育館の非構造部材の調査を行い, 生徒の身の安全を確保する。                                                                   | 219,298 | 216,240 | △3,058   |
| 学校給食費(小・中学校)          | 学校教育課 | 安心して給食を食べてもらうという観点から, 月1回給食食材等の放射能検査を行う。                                                                | 149,604 | 150,213 | 609      |
| 既存施設改修工事(小学校)         | 管財課   | 一小校舎増築等工事实施設計及び工事<br>一小管理諸室・特別教室空調設備整備工事設計<br>三小管理諸室・特別教室空調設備整備工事<br>六小校庭芝生化工事<br>五小低学年棟・特別教室棟屋上防水等工事設計 | 987     | 3,329   | 2,342    |
| 中学校給食費                | 管財課   | 給食センター新築工事实施設計                                                                                          | 6,241   | 10,691  | 4,450    |
| 既存施設改修工事(中学校)         | 管財課   | 二中管理諸室・特別教室空調設備整備工事<br>四中特別教室空調設備整備工事<br>中学校昇降機基本設計                                                     | 323,114 | 55,530  | △267,584 |
| 文化財保護関係費              | 社会教育課 | 猪方小川塚古墳の調査報告書を成人用と児童用にまとめる。児童用は学校で配布し, 狛江の歴史の理解を深めてもらう。                                                 | 1,613   | 1,804   | 191      |
| 市民センター管理費             | 管財課   | 市民センター耐震診断等<br>市民センターエレベーター改修工事                                                                         | 0       | 26,129  | 26,129   |
| 西河原公民館管理費             | 公民館   | 舞台施設の老朽化に伴う修繕費用の集中を回避するために, 診断を行い, 修繕計画を作成する。                                                           | 35,830  | 37,420  | 1,590    |

| 名称         | 担当課   | 内容                                                                                        | 予算額    |        | 増減額    |
|------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
|            |       |                                                                                           | 24 年度  | 25 年度  |        |
| ブックスタート事業※ | 図書館   | 乳児(3～4か月児)健診の受診時に、乳児と保護者を対象に絵本の読み聞かせを行い、乳児と本を開く時間の楽しさと大切さを伝える。                            | 549    | 709    | 160    |
| セカンドブック事業※ | 図書館   | 小学校1年生になった児童に1人1冊の本を選んでもらい贈呈することで本に親しんでもらい、読書の楽しさを知っていただく。                                | 0      | 836    | 836    |
| 少年少女スポーツ振興 | 社会教育課 | 小中高生対象の各種スポーツ教室やスポーツ大会を実施し、スポーツを通じて青少年の健全育成に寄与する。<br>国民体育大会のデモンストレーション競技となるビーチボール教室を実施する。 | 4,118  | 3,544  | △574   |
| 国民体育大会関係費  | 社会教育課 | 国体実行委員会を中心に、競技会の周知活動や円滑な運営を支援し、国民体育大会を開催する。(少年男子バレーボール)                                   | 11,771 | 27,474 | 15,703 |
| 体育施設維持管理費  | 管財課   | 市民グラウンド改修工事                                                                               | 1,315  | 22,885 | 21,570 |

※「平成 25 年度 予算概要」では「ブックスタート事業」に「セカンドブック事業」が組込まれて記載されていますが、ここでは分けて記載しました。

## (6) 自己点検及び評価報告書

各事業を効果的に推進するためには、成果や課題を分析し、その結果を反映していくことが大切です。そのため教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条に基づき各施策の自己点検及び評価を行い、「狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会」による審査を受け、その内容を報告書にまとめ市議会に報告するとともに、公表をしています。

@狛江市ホームページ(<http://www.city.komae.tokyo.jp/>)

ホーム>教育委員会>学校情報>◆教育委員会の自己点検及び評価報告書について

(7) 平成 24 年 狛江市教育委員会の活動

① 定例会及び臨時会

|        | 日時                                | 議題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回定例会 | 平成 24 年1月 18 日(水)<br>午前9時～9時 50 分 | <p><b>1 付議案件</b><br/>           (1) 議案第1号<br/>           請願第1号「公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願書」について<br/>           (2) 議案第2号<br/>           狛江市立学校の施設の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について</p> <p><b>2 報告事項</b><br/>           (1) 平成 23 年狛江市議会第4回定例会一般質問について<br/>           (2) 小中学校の給食で使用する食材の放射性物質検査結果について(第4回・第5回・第6回)<br/>           (3) 認可保育園及び市立小・中学校における給食の放射性物質測定の結果について</p>                                                                           |
| 第2回定例会 | 平成 24 年2月9日(木)<br>午前9時～10 時 50 分  | <p><b>1 付議案件</b><br/>           (1) 議案第3号<br/>           狛江市地域特別支援教育推進連絡協議会設置要綱の一部を改正する要綱について<br/>           (2) 議案第4号(報告)<br/>           狛江市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則について</p> <p><b>2 報告事項</b><br/>           (1) 小中学校給食(調理済み)の放射性物質検査結果について(第1回)<br/>           (2) 狛江市給食センター施設整備準備委員会中間報告について<br/>           (3) 狛江市立学校の施設の使用特別申請取扱基準の一部を改正する基準について<br/>           (4) 狛江市立古民家園の指定管理者の指定について</p>                                                                 |
| 第3回定例会 | 平成 24 年3月7日(水)<br>午前9時～10 時 03 分  | <p><b>1 付議案件</b><br/>           (1) 議案第5号(報告)<br/>           狛江市公立小・中学校校長の任命及び副校長の任命について<br/>           (2) 議案第6号<br/>           狛江市立小学校給食のサンプル及び保存食助成金交付要綱の一部を改正する要綱について<br/>           (3) 議案第7号<br/>           狛江市立小学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について<br/>           (4) 議案第8号<br/>           狛江市立中学校給食費会計に対する助成金交付要綱の一部を改正する要綱について<br/>           (5) 議案第9号<br/>           狛江市立中学校給食実施要綱の一部を改正する要綱について<br/>           (6) 議案第10号<br/>           狛江市文化財の指定について</p> |

|        | 日時                                  | 議題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3回定例会 | 平成 24 年3月7日(水)<br>午前9時～10 時 03 分    | <b>2 報告事項</b><br>(1) 小中学校の給食(調理済み)の放射性物質検査結果について(第2回, 第3回及び第4回)<br>(2) 平成 22 年度学校徴収金事務処理ヒアリング報告書について<br>(3) 「家庭における乳幼児期の読書環境に関するアンケート」の集計結果について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 第4回定例会 | 平成 24 年4月4日(水)<br>午後2時～3時 30 分      | <b>1 付議案件</b><br>(1) 議案第 11 号(報告)<br>教職員人事異動について<br>(2) 議案第 12 号(報告)<br>教育委員会事務局等の人事異動について<br>(3) 議案第 13 号(報告)<br>狛江市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について<br>(4) 議案第 14 号(報告)<br>狛江市立図書館協議会規則の一部を改正する規則について<br>(5) 議案第 15 号(報告)<br>狛江市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則について<br>(6) 議案第 16 号(報告)<br>狛江市立公民館運営審議会規則を廃止する規則について<br>(7) 議案第 17 号(報告)<br>狛江市就学援助費及び特別支援教育就学奨励費支給に関する要綱の一部を改正する要綱について<br>(8) 議案第 18 号(報告)<br>狛江市立小・中学校教育研究会補助金交付要綱の一部を改正する要綱について<br>(9) 議案第 19 号(報告)<br>狛江市指導講師の適正配置に関する要綱の制定について<br>(10) 議案第 20 号(報告)<br>狛江市柔道講師派遣実施要綱の制定について<br>(11) 議案第 21 号(報告)<br>狛江市立図書館祝日開館試行に係る事務取扱要綱の制定について<br><b>2 報告事項</b><br>(1) 平成 24 年度予算概要について<br>(2) 平成 24 年狛江市議会第1回定例会一般質問について<br>(3) 小中学校の給食(調理済み)の放射性物質検査結果について(第5回, 第6回及び第7回)<br>(4) 狛江市立図書館協議会公募委員募集要領の一部を改正する要領について<br>(5) 狛江市立図書館協議会公募委員選考要領の一部を改正する要領について |
| 第5回定例会 | 平成 24 年5月 17 日(木)<br>午前9時～10 時 22 分 | <b>1 付議案件</b><br>(1) 議案第 22 号<br>狛江市給食センター施設整備基本計画について<br><b>2 報告事項</b><br>(1) 小中学校の給食(調理済み)の放射性物質検査結果について(第8回)<br>(2) 安全・安心のための学校給食環境整備事業について<br>(3) 平成 23 年度狛江市立中学校給食の実施状況について<br>(4) 平成 23 年度狛江市立学校第三者評価委員会報告書について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

|        | 日時                                  | 議題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第5回定例会 | 平成 24 年5月 17 日(木)<br>午前9時～10 時 22 分 | (5) 狛江市教育委員会と早稲田大学教育・総合科学学術院と株式会社図書文化社の狛江市教育振興基本計画に基づく学力向上を目指した産学官連携に関する協定について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 第6回定例会 | 平成 24 年6月 19 日(火)<br>午後6時～7時 25 分   | <b>1 付議案件</b><br>(1) 議案第 23 号<br>狛江市就学援助費及び特別支援教育就学奨励費支給に関する要綱の一部を改正する要綱について<br>(2) 議案第 24 号(報告)<br>狛江市立小学校給食のサンプル及び保存食助成金交付要綱の一部を改正する要綱について<br>(3) 議案第 25 号(報告)<br>狛江市立中学校給食費会計に対する助成金交付要綱の一部を改正する要綱について<br>(4) 議案第 26 号(報告)<br>狛江市特別支援教育構想について<br>(5) 議案第 27 号<br>狛江市地域特別支援教育推進連絡協議会設置要綱の一部を改正する要綱について<br>(6) 議案第 28 号<br>狛江市特別支援教室モデル事業の実施に関する検討委員会設置要綱の制定について<br>(7) 議案第 29 号<br>狛江市猪方小川塚古墳調査保存検討委員会設置要綱の制定について<br>(8) 議案第 30 号(報告)<br>狛江市社会教育関係委員の委嘱及び任命について<br><b>2 報告事項</b><br>(1) 狛江市教育委員会省エネ方針について<br>(2) 平成 24 年度狛江市学習状況調査の結果について<br>(3) 第 68 回国民体育大会リハーサル大会(第 67 回国民体育大会関東ブロック大会)について<br>(4) 第 68 回国民体育大会啓発事業(市民総合体育館リニューアルイベント)について<br>(5) 狛江市立狛江第二中学校プールの一般開放について |
| 第1回臨時会 | 平成 24 年7月9日(月)<br>午後6時～6時 07 分      | <b>1 付議案件</b><br>(1) 議案第 31 号<br>教育委員の辞職の同意について<br><b>2 報告事項</b><br>(1) 教育長の職務代理者の設置について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 第7回定例会 | 平成 24 年7月 12 日(木)<br>午前9時～10 時4分    | <b>1 付議案件</b><br>(1) 議案第 32 号<br>狛江市立学校の学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について<br>(2) 議案第 33 号<br>狛江市立学校の施設の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について<br>(3) 議案第 34 号(報告)<br>狛江市教育委員会における防犯カメラの管理及び運用に関する要綱を廃止する要綱について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

|           | 日時                                        | 議題                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第7回定例会    | 平成 24 年 7 月 12 日(木)<br>午前9時～10 時4分        | (4) 議案第 35 号<br>狛江市立中学校スポーツ対抗戦開催要綱の制定について<br>(5) 議案第 36 号<br>狛江市立公民館印刷機サービス実施要綱の一部を改正する要綱について<br>(6) 議案第 37 号(報告)<br>狛江市子ども読書活動推進計画庁内策定委員会設置要綱の制定について<br><b>2 報告事項</b><br>(1) 狛江市教育委員会における防犯カメラの管理及び運用に関する基準を廃止する基準について                              |
| 第8回定例会    | 平成 24 年 8 月 9 日(木)<br>午前9時～10 時 11 分      | <b>1 付議案件</b><br>(1) 議案第 38 号<br>「平成 25 年度使用狛江市立学校特別支援学級用図書」の採択について<br>(2) 議案第 39 号<br>狛江市立西河原公民館図書室資料貸出停止要綱の制定について<br>(3) 議案第 40 号<br>狛江市立図書館資料貸出停止要綱の制定について                                                                                        |
| 第9回定例会    | 平成 24 年 9 月 6 日(木)<br>午後6時～6 時 47 分       | <b>1 付議案件</b><br>(1) 議案第 41 号<br>狛江市教育委員会事務専決規程の制定について<br>(2) 議案第 42 号<br>狛江市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について<br><b>2 報告事項</b><br>(1) 第 68 回国民体育大会啓発事業(市民総合体育館リニューアルイベント)、狛江市立狛江第二中学校プール開放及び第 68 回国民体育大会リハーサル大会の実施結果について<br>(2) 平成 23 年度狛江市立小学校給食費徴収状況について |
| 第 10 回定例会 | 平成 24 年 10 月 4 日(木)<br>午前9時 10 分～9 時 46 分 | <b>1 付議案件</b><br>(1) 議案第 43 号(報告)<br>教育委員会事務局等の人事異動について<br><b>2 報告事項</b><br>(1) 平成 24 年狛江市議会第3回定例会一般質問について                                                                                                                                           |
| 第2回臨時会    | 平成 24 年 10 月 24 日(水)<br>午後7時～7 時 5 分      | <b>1 付議案件</b><br>(1) 議案第 44 号(報告)<br>教育委員会事務局等の人事異動について<br><b>2 報告事項</b><br>(1) 職員の懲戒処分について(教育委員会職員)                                                                                                                                                 |
| 第3回臨時会    | 平成 24 年 11 月 2 日(金)<br>午後6時～6 時 15 分      | <b>1 付議案件</b><br>(1) 議案第 45 号<br>狛江市教育委員会委員長の選挙について<br>(2) 議案第 46 号<br>狛江市教育委員会委員長職務代理者の指定について                                                                                                                                                       |

|           | 日時                                       | 議題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 11 回定例会 | 平成 24 年 11 月 7 日(水)<br>午前 9 時～9 時 30 分   | <b>1 付議案件</b><br>(1) 議案第 47 号<br>狛江市公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について<br>(2) 議案第 48 号<br>第二次狛江市子ども読書活動推進計画(素案)に対するパブリックコメント実施要綱の制定について                                                                                                                                                                                          |
| 第 12 回定例会 | 平成 24 年 12 月 14 日(金)<br>午前 9 時～10 時 35 分 | <b>1 付議案件</b><br>(1) 議案第 49 号<br>狛江市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について<br>(2) 議案第 50 号<br>給食センター施設整備について<br>(3) 議案第 51 号<br>狛江市文化財の指定について<br>(4) 議案第 52 号<br>第二次狛江市子ども読書活動推進計画(素案)について<br><b>2 報告事項</b><br>(1) 狛江市教育委員会の自己点検及び評価について<br>(2) 狛江第一小学校の増築等工事について<br>(3) 通学路の緊急合同点検について<br>(4) 狛江市立小学校給食費会計における給食費未納処理事務取扱要領の一部を改正する要領について |

※平成 24 年 教育委員会の構成

委員長:中野 洋二郎(平成 24 年 11 月 1 日退任)  
 委員長:熊谷 勝仁(平成 24 年 11 月 2 日就任)  
 委員長職務代理者:中川 信子(平成 24 年 11 月 1 日退任)  
 委員:加川 道英  
 委員:中村 裕二  
 教育長:本橋 昇(平成 24 年 7 月 10 日退任)

※平成 25 年 教育委員会の構成

委員長:熊谷 勝仁  
 委員長職務代理者:加川 道英  
 委員:中村 裕二  
 委員:千葉 眞理(平成 25 年 1 月 4 日就任)  
 教育長:有馬 守一(平成 25 年 1 月 4 日就任)

## ② その他の活動

|          |                                           |
|----------|-------------------------------------------|
| 1 月 8 日  | 狛江市消防団出初式                                 |
| 1 月 9 日  | 平成 24 年成人式                                |
| 1 月 11 日 | 東京都市教育長会定例会・都教育委員会との連絡会                   |
| 1 月 12 日 | 東京都市町村教育委員会連合会第3回理事会・第2回理事研修会             |
| 1 月 28 日 | 狛江市立学校PTA連合会新年理事会                         |
| 1 月 31 日 | 東京都教育長会第 1 回予算特別委員会                       |
| 2 月 9 日  | 東京都市町村教育委員会連合会平成 23 年度研修会                 |
| 2 月 16 日 | 東京都市教育長会定例会                               |
| 2 月 17 日 | 平成 23・24 年度 狛江の教育 21 中間発表会                |
| 3 月 16 日 | 中学校卒業式                                    |
| 3 月 22 日 | 小学校卒業式                                    |
| 3 月 30 日 | 退職校長等辞令交付                                 |
| 4 月 4 日  | 平成 24 年度辞令伝達式・教職員全体研修会                    |
| 4 月 6 日  | 小学校入学式                                    |
| 4 月 9 日  | 中学校入学式                                    |
| 4 月 9 日  | 東京都市教育長会幹事会                               |
| 4 月 11 日 | 東京都市教育長会定例会・総会                            |
| 4 月 13 日 | 平成 24 年度教育施策連絡会                           |
| 4 月 27 日 | 東京都市町村教育委員会連合会第1回常任理事会・理事会                |
| 5 月 18 日 | 関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会及び研修会                 |
| 5 月 24 日 | 東京都市町村教育委員会連合会第 56 回定期総会                  |
| 5 月 29 日 | 狛江市体育協会第6回通常総会                            |
| 6 月 8 日  | 狛江市租税教育推進協議会定期総会                          |
| 6 月 16 日 | PTA連合会理事総会                                |
| 6 月 30 日 | 狛江支部退職校長会総会                               |
| 7 月 6 日  | 小中連携の日                                    |
| 7 月 11 日 | 東京都市教育長会 幹事会・定例会                          |
| 7 月 26 日 | 東京都市教育長会 研修会                              |
| 8 月 3 日  | 狛江市社会教育関係委員代表者連絡協議会総会                     |
| 8 月 5 日  | 第 68 回国民体育大会啓発事業(市民総合体育館リニューアルイベント)       |
| 8 月 8 日  | 東京都市教育長会 幹事会・定例会                          |
| 8 月 23 日 | 東京都市町村教育委員会連合会第2回理事会・第1回理事研修会             |
| 8 月 25 日 | 第 68 回国民体育大会リハーサル大会(第 67 回国民体育大会関東ブロック大会) |
| 9 月 2 日  | 少年少女スポーツ大会                                |

|           |                                     |
|-----------|-------------------------------------|
| 9 月 16 日  | 市民スポーツ大会                            |
| 10 月 10 日 | 東京都市教育長会 定例会                        |
| 10 月 23 日 | 東京都市町村教育委員会連合会(第 4 ブロック研修会)         |
| 10 月 27 日 | 狛江第一小学校 創立 140 周年・いずみ学級開設 50 周年記念式典 |
| 10 月 27 日 | 都立狛江高校創立 40 周年記念式典                  |
| 10 月 28 日 | P連バレーボール大会開会式                       |
| 11 月 14 日 | 東京都市教育長会 定例会                        |

※ 運動会, 体育祭, 学芸会, 文化発表会, 学習発表会, 道徳授業地区公開講座などの学校行事等については, 各委員が任意で参観しています。

※ 委員長については, 教育委員会所管外に委員長として各種委員会に参加しています。

## Ⅱ. 学校教育

### 1. 特色ある教育

#### ① ティーチングアシスタント事業

教育振興基本計画に示された具体的な施策

「学力の定着に向けたきめ細かな指導を展開します。」

狛江市では、平成 17 年度からティーチングアシスタント事業を開始しています。

ティーチングアシスタントとは、様々な教育活動を補助していただくボランティアのことです。将来、教職又は心理職等に就くことを希望する大学生や大学院生を中心に狛江市の小・中学校に派遣し、子どもたちの学力向上や特色ある教育のための指導の充実を図ることを目的としています。将来の人材育成にもつながっています。

具体的には、主に次のような活動をしています。

- 1) 学習活動への支援
- 2) 交流・体験活動等への支援
- 3) クラブ活動・部活動への支援
- 4) 介助を要する児童・生徒への支援
- 5) その他、校長が必要とする教育活動への支援

#### ② 部活動外部指導員

教育振興基本計画に示された具体的な施策

「体力の向上に努めます。」

部活動は、教育課程外に位置付けられているものの、中学校教育において様々な教育効果を上げてきました。

しかし、教員数の減少、人事異動に伴う顧問の不在といった問題が起こり、中学校にとって、部活動の存続は毎年大きな課題になっているのも現実です。

こういった問題に対処するため、狛江市教育委員会では部活動外部指導員を各中学校に派遣し、充実した部活動が行えるよう支援しています。

### ③ 情報教育の推進

教育振興基本計画に示された具体的な施策

「健全育成の充実に努めます。」

「教育研究を奨励し、教員の指導力の向上に努めます。」

ICT 機器の進化と広がりによって

表されるように、情報技術は格段の進歩を遂げ、今日の社会においては欠かせないものになっています。

ICT 機器を活用し、子どもたちの学力を向上させていけるよう、学校には、児童・生徒に情報技術や情報活用能力を育成することが求められると同時に、ICT 機器を学習活動に活かし、基礎・基本の定着、学習指導の個別化、児童・生徒の得意分野の伸長、主体的な学習活動などに積極的に活用し、魅力ある授業づくりを推進することが求められています。

狛江市教育委員会では、次の三点を中心に情報教育の推進にあたっています。

#### 1) 環境整備

狛江市内のすべての市立小・中学校へICT機器の導入をしており、普段の授業や児童・生徒の活動などで盛んに活用されています。平成25年度には、全小学校に41台、特別支援学級(固定学級)に10台のタブレット端末を導入しました。

#### 2) 教員のコンピュータ活用能力の向上

市立小・中学校の教職員を対象としたICT機器の活用研修会を実施しています。また、これとは別に、各学校のニーズにきめ細かく対応するため、学校へICT支援員を派遣し、それぞれの課題に応じた研修も行っています。

#### 3) 情報教育推進協議会

各小・中学校では、情報教育担当の教員を決め、その教員を中心に情報教育を推進しています。また、全校の担当者で構成する協議会を開催し、情報教育を通じて子どもたちの能力を伸ばさせる具体的な方策などについて意見交換を行っています。

#### 情報教育を通じて子どもたちに身に付けさせたい力

- 1) ICT機器等を道具として活用できる力
- 2) 情報モラルを育成し、あふれる情報の中から自分にとって有益かつ必要な情報を選択し活用できる力

教育振興基本計画に示された具体的な施策

「キャリア教育の充実に努め、奉仕活動に取り組めます。」

#### ④ 少人数学習集団による指導とチームティーチング

子どもたち一人ひとりに基礎的・基本的な内容を確実に定着させるためには、個に応じた指導を充実させ、一人ひとりのよさや可能性を認め、個人差をとらえ効果的な学習形態を工夫していくことが重要です。

国及び都は、個に応じた指導の充実を図るため、教員の加配(定員を上回って配置すること)を行っています。が、狛江市教育委員会ではこれに加え市独自でさらに加配を行っています。

算数・数学や英語などで習熟の程度に応じた学級編成による指導を行ったり、理科でチームティーチングをしたりして、きめ細やかな指導を推進しています。

##### 1) 少人数学習集団による指導とは

例えば2学級を3つの学習集団に分割し、3人の教員でそれぞれ指導を行うといったように、学級の枠をはずし、少人数の学習集団を編制しきめ細かな指導を行うものです。

教育振興基本計画に示された具体的な施策

「学力の定着に向けたきめ細かな指導を展開します。」  
「子どものリーダーシップをはぐくみます。」

##### 学習集団の編制の仕方

- 1) 学習速度のちがいに応じる
- 2) 達成度のちがいに応じる
- 3) 学習の仕方のちがいに応じる
- 4) 興味・関心のちがいに応じる

##### 2) ティームティーチング

1つの学級を複数の教員で指導を行うものです。

少人数学習集団による指導、チームティーチングのどちらの形態で行うか、また、どの教科で、どのように行うかは、各学校が児童・生徒の実態から判断し、最適な方法を選択しています。

#### ⑤ キャリア教育と体験学習の重視

中学校では、望ましい勤労観、職業観や主体的に進路を選択する能力、態度などを育むため、コンビニエンスストア、飲食店、自動車修理工場、農園、福祉施設、保育所、給食センター、図書館等といった事業所等の協力の下、3日間の「職場体験学習」を行っています。

教育振興基本計画に示された具体的な施策

「コミュニケーション能力を育成する教育活動を推進します。」  
「キャリア教育の充実に努め、奉仕活動に取り組みます。」

小学校でも「キャリア教育の年間指導計画」を作成し、児童自身に目的や役割を持たせる指導の充実に努めています。また、感動と心に残る体験学習を進めています。

#### 平成 24 年度

| 学校名     | 学年        | 人数(人) | 実施日        | 協力事業所数     |
|---------|-----------|-------|------------|------------|
| 狛江第一中学校 | 2年(1組は3年) | 133   | 11月28日～30日 | 43(内、市内10) |
| 狛江第二中学校 | 1年        | 125   | 2月6日～8日    | 46(内、市内45) |
| 狛江第三中学校 | 2年        | 86    | 6月19日～21日  | 24(内、市内23) |
| 狛江第四中学校 | 2年        | 113   | 7月11日～13日  | 48(内、市内45) |

## ⑥ 環境教育の実施

教育振興基本計画に示された具体的な施策

「国際化を視野に入れた開かれた学校づくりを推進します。」

多摩川、野川等を活用した野外授業を実施しています。また、児童・生徒の地球温暖化防止への意識と、環境に配慮した行動を实践する意欲を高めることを狙いとして、各学校でそれぞれの取組で環境教育を進めています。

## ⑦ 夏休み学習教室の実施

夏休みには全ての小・中学校でサマースクール、学習教室等を実施しています。

## ⑧ 交流事業の推進

教育振興基本計画に示された具体的な施策

「コミュニケーション能力を育成する教育活動を推進します。」

「学力の定着に向けたきめ細かな指導を展開します。」

### ◆地域との交流◆

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 狛江第一小学校 | 地域住民との交流           |
| 狛江第三小学校 | 農業体験活動             |
| 狛江第六小学校 | 地域住民との交流           |
| 和泉小学校   | 地域及び地域施設との交流       |
| 緑野小学校   | 地域及び地域施設との交流       |
| 狛江第一中学校 | 祭り太鼓の伝承            |
| 狛江第二中学校 | 職場体験活動・地域住民との交流    |
| 狛江第三中学校 | 職場体験学習・市民まつりでの銀杏募金 |
| 狛江第四中学校 | 四中スペシャルによる地域講師との交流 |

### ◆特別支援学級・特別支援学校との交流◆

|         |              |
|---------|--------------|
| 狛江第一小学校 | いずみ学級との交流    |
| 狛江第五小学校 | 都立特別支援学校との交流 |
| 和泉小学校   | 都立特別支援学校との交流 |
| 緑野小学校   | 都立特別支援学校との交流 |

## ⑨ スクールカウンセラーの配置

学校全体の教育相談機能を充実させ、いじめや不登校、問題行動等の未然防止

及び解消を図るため、心理の専門家としてのスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒や保護者の不安や悩みに応じることができるようにしています。

教育振興基本計画に示された具体的な施策

「人権尊重を教育の柱とします。」

「健全育成の充実に努めます。」

「適応指導及び特別支援教育を一層推進します。」

### スクールカウンセラーの役割

- 1) 児童・生徒へのカウンセリング
- 2) 保護者との相談
- 3) 教職員への助言
- 4) 教育相談に関する研修
- 5) 関係機関との連携

#### ◆ 小学校 ◆

狛江市教育委員会が、市の教育相談室の専門教育相談員(臨床心理士等)を各学校に週2日ずつ派遣しています。また東京都教育委員会からも年間35日、市内全小学校にスクールカウンセラーを派遣しています。

#### ◆ 中学校 ◆

東京都教育委員会が都内全中学校にスクールカウンセラーを年間35日派遣しています。

#### ◆ その他 ◆

狛江市教育委員会では、不登校児童・生徒の社会適応のための自立を支援することを目的に、相談員を自宅等に派遣したり、学校へ不登校対策の講師を派遣したりする「ゆうあいフレンド」事業を行っています。

## ⑩ 学校司書の配置

市立小・中学校では、全校の図書館(図

書室)に学校司書(司書教諭補助)を配置し、調べ学習の資料の提供や、『図書館だより』等の発行、『読み聞かせ』など子どもたちが本に接しやすくするための色々な工夫をしています。

教育振興基本計画に示された具体的な施策

「情操・芸術教育の充実に努めます。」

「学ぶ環境をさらに整備します。」

また、小学2年、中学2年の児童・生徒には「本の森」や「ようこそ本の世界へ」という推薦図書100冊リストを、教員向けには「学校図書館活用資料集」を教育委員会で作成し、配布しています。

# ⑪ 市内図書施設等の図書の配送サービス

教育振興基本計画に示された具体的な施策  
「学ぶ意欲を高める事業の充実に努めます。」

市立小・中学校 10 校の図書室にパソコンを設置し、市内図書施設及び都立図書館等との相互協力により、児童生徒が希望する図書を毎週月曜日と木曜日に学校まで配送するシステムを実施しています。

児童生徒の読書活動の推進と調べ学習の支援、多目的に利用されています。

## 学校図書館への協力貸出実績(平成 24 年度)

市内小・中学校の各学校図書館を窓口 to 協力貸出を行っています。配送は毎週月・木曜日に配送の自動車を運行し、図書館と学校間の貸借と学校間相互貸借に利用されています。平成 24 年度は 81 回配送しました。

### 図書館との協力貸出(冊)

| 小学校名    | 一小    | 三小  | 五小  | 六小    | 和泉小   | 緑野小   | 小学校計  |
|---------|-------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|
| 貸出冊数    | 2,174 | 912 | 699 | 1,477 | 1,073 | 1,312 | 7,647 |
| うち学級文庫分 | (450) | (0) | (0) | (0)   | (210) | (126) | (786) |

| 中学校名 | 一中  | 二中  | 三中  | 四中  | 中学校計  | 小・中学校合計 |
|------|-----|-----|-----|-----|-------|---------|
| 貸出冊数 | 381 | 792 | 931 | 927 | 3,031 | 10,678  |

### 学校間相互貸借(冊)

|    | 合計    | 一小  | 三小  | 五小  | 六小  | 和泉小 | 緑野小 | 一中  | 二中  | 三中  | 四中  |
|----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 貸出 | 2,339 | 177 | 119 | 153 | 202 | 148 | 201 | 205 | 538 | 220 | 376 |
| 借受 | 2,560 | 279 | 210 | 316 | 505 | 256 | 282 | 142 | 84  | 101 | 29  |

## ⑫ 学習状況調査の実施

教育振興基本計画に示された具体的な施策

「学ぶ意欲を高める事業の充実に努めます。」

国語・数学(算数)・英語(中学2・3年)の基本的な学習状況を把握し、指導の工夫に役立てるため、小学5・6年、中学1・2・3年を対象に狛江市が独自に取り組んでいます。

## ⑬ 小学校と中学校との連携

教育振興基本計画に示された具体的な施策

「学ぶ意欲を高める事業の充実に努めます。」

教育委員会では、小学校と中学校が相互に連件を図り、充実した9年間の義務教育を実施することを教育施策の重要な柱の一つとし、小・中連携地区づくりを目指しています。

### 1) 小・中連携の日

平成16年度より、毎年、6月下旬又は7月上旬に、「小・中連携の日」を定めています。当日は、小学校、中学校の教員が相互に授業参観を実施し、また、協議会で意見交換、情報交換を行うことにより、授業改善を図るとともに、学習面、生活面における小・中学校の円滑な接続を図ることに役立てています。

### 2) かけはしプロジェクト

本事業では、小学校と中学校の教員がプロジェクトチームを組み、教科指導の系統性等について研究を深め、指導方法の検討、教材開発や授業研究等を行っています。平成19年度は算数・数学、平成20年度、21年度は理科、平成22年度、23年度は体育について実施しています。

平成24・25年度はQ-Uアンケートを生かした学級集団づくりを通して学力向上を目指す研究に取り組んでいます。

## 2. 使用教科書

改訂された小学校学習指導要領が平成 23 年度から、また、改訂された中学校学習指導要領が平成 24 年度から全面実施されます。それに伴い、小中学校で使用される教科書も全面改訂されます。

狛江市では、小中学校で使用する教科書として下記の教科書を採択しています。

### 小学校(平成 23 年度～26 年度)

| 教科(種目) | 発行者    | 書籍名           |
|--------|--------|---------------|
| 国 語    | 光村図書出版 | 国語            |
| 書 写    | 光村図書出版 | 書写            |
| 社 会    | 東京書籍   | 新しい社会         |
| 地 図    | 帝国書院   | 楽しく学ぶ 小学生の地図帳 |
| 算 数    | 学校図書   | みんなと学ぶ 小学校算数  |
| 理 科    | 東京書籍   | 新しい理科         |
| 生 活    | 光村図書出版 | せいかつ          |
| 音 楽    | 教育芸術社  | 小学生の音楽        |
| 図画工作   | 開隆堂出版  | 図画工作          |
| 家 庭    | 開隆堂出版  | 小学校 わたしたちの家庭科 |
| 保 健    | 東京書籍   | 新しい保健         |

### 中学校(平成 24 年度～27 年度)

| 教科(種目)      | 発行者    | 書籍名                      |
|-------------|--------|--------------------------|
| 国 語         | 光村図書出版 | 国語                       |
| 書 写         | 光村図書出版 | 中学書写                     |
| 社会(地理的分野)   | 東京書籍   | 新しい社会 地理                 |
| 社会(歴史的分野)   | 東京書籍   | 新しい社会 歴史                 |
| 社会(公民的分野)   | 東京書籍   | 新しい社会 公民                 |
| 地 図         | 帝国書院   | 中学校社会科地図                 |
| 数 学         | 東京書籍   | 新しい数学                    |
| 理 科         | 大日本図書  | 理科の世界                    |
| 音楽(一般)      | 教育芸術社  | 中学生の音楽                   |
| 音楽(器楽合奏)    | 教育芸術社  | 中学生の器楽                   |
| 美 術         | 日本文教出版 | 美術                       |
| 保健体育        | 大日本図書  | 中学校保健体育                  |
| 技術・家庭(技術分野) | 東京書籍   | 新しい技術・家庭 技術分野            |
| 技術・家庭(家庭分野) | 開隆堂出版  | 技術・家庭(家庭分野)              |
| 英 語         | 三省堂    | NEW CROWN ENGLISH SERIES |

### 3. 特別支援教育

教育振興基本計画に示された具体的な施策  
「健全育成の充実に努めます。」

狛江市には、特別支援学級(固定、通級)があり、また、東京都には、特別支援学校があります。それぞれの学級・学校では、個々の子どもに適した教育内容を専門的に進めています。

#### (1) 特別支援学級

教育振興基本計画に示された具体的な施策  
「適応指導及び特別支援教育を一層推進します。」

##### 固定学級

基本的なことばの交流や身辺処理はできるが、学習面や生活面で支援が必要な子どもに対して、個別指導や集団指導を行い、自立を目指します。学籍は特別支援学級に置きます。

| 学校名     | 学級名                 | 学区域                                                      |
|---------|---------------------|----------------------------------------------------------|
| 狛江第一小学校 | いずみ学級<br>(知的障がい学級)  | 一小・三小・六小・和泉小(中和泉2・3丁目・4丁目1～23番・5丁目1～16番、元和泉2・3丁目、東和泉4丁目) |
| 緑野小学校   | えのき学級<br>(知的障がい学級)  | 五小・緑野小・和泉小(西和泉1・2丁目、中和泉4丁目24・25番・5丁目17～43番)              |
| 狛江第一中学校 | 1組<br>(知的障がい学級)     | 全域                                                       |
|         | 2組/休級中<br>(情緒障がい学級) | 全域                                                       |

##### 児童数・学級数

平成25年5月1日現在

| 学校名     | 学級名   | 児童数 |    |    |    |    |    |    | 学級数 |
|---------|-------|-----|----|----|----|----|----|----|-----|
|         |       | 1年  | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 合計 |     |
| 狛江第一小学校 | いずみ学級 | 2   | 2  | 3  | 1  | 6  | 4  | 18 | 3   |
| 緑野小学校   | えのき学級 | 1   | 5  | 3  | 2  | 1  | 3  | 15 | 2   |

##### 生徒数・学級数

平成24年5月1日現在

| 学校名     | 学級名 | 生徒数 |    |    |    | 学級数 |
|---------|-----|-----|----|----|----|-----|
|         |     | 1年  | 2年 | 3年 | 合計 |     |
| 狛江第一中学校 | 1組  | 5   | 6  | 6  | 17 | 3   |

##### 児童・生徒数の推移

各年度5月1日現在

|     | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 小学校 | 26  | 23  | 16  | 18  | 22  | 28  | 23  | 28  | 32  | 33  |
| 中学校 | 10  | 12  | 17  | 18  | 25  | 19  | 23  | 21  | 22  | 17  |

## 通級指導学級

通常の学級の学習や生活におおむね参加できるものの、集団行動が苦手だったり、学習の一部につまずきがあったりする子どもに対し、個別指導や小集団・中集団指導など、それぞれの子どもに応じた支援を進めます。週に1回程度、通級指導学級に通います。学籍は通常学級に置き、通級日は出席扱いです。通級指導学級への送迎は、保護者が行います。なお、狛江市では平成24年度より東京都の特別支援教室モデル事業の指定を受け、通級指導学級のない小学校に特別支援教室を設置し、そこで「巡回指導」が受けられるよう準備を進め、平成24年度3学期より指導を開始しました。

| 学校名     | 学級名                 | 学区域             |
|---------|---------------------|-----------------|
| 狛江第三小学校 | ひまわり学級<br>(情緒障がい学級) | 狛江第三小学校・狛江第六小学校 |
| 和泉小学校   | けやき学級<br>(情緒障がい学級)  | 狛江第一小学校・和泉小学校   |
| 緑野小学校   | ふたば学級<br>(情緒障がい学級)  | 狛江第五小学校・緑野小学校   |
| 狛江第二中学校 | くすのき学級<br>(情緒障がい学級) | 全域              |

## 児童・生徒数及び学級数

平成25年5月1日現在

| 学校名     | 学級名    | 児童・生徒数 |    |    |    |    |    |    | 学級数 |
|---------|--------|--------|----|----|----|----|----|----|-----|
|         |        | 1年     | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 合計 |     |
| 狛江第三小学校 | ひまわり学級 | 1      | 2  | 7  | 6  | 2  | 2  | 20 | 2   |
| 和泉小学校   | けやき学級  | 5      | 4  | 2  | 3  | 6  | 2  | 22 | 3   |
| 緑野小学校   | ふたば学級  | 9      | 7  | 7  | 12 | 10 | 10 | 55 | 6   |
| 狛江第二中学校 | くすのき学級 | 4      | 3  | 2  | -  | -  | -  | 9  | 1   |

## 児童・生徒数の推移

各年度5月1日現在

|     | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 小学校 | 27  | 34  | 44  | 48  | 56  | 57  | 65  | 59  | 74  | 97  |
| 中学校 | 5   | 6   | 11  | 14  | 15  | 15  | 16  | 16  | 7   | 9   |

## (2) 狛江市における特別支援教育

### ① 就学相談

教育振興基本計画に示された具体的な施策

「適応指導及び特別支援教育を一層推進します。」

就学相談とは、様々な教育の場を紹介しながら、子どもが持っている力を伸ばすためにはどんな環境や学習が必要なのかを、子どもの状態に応じて、保護者の方とともに考え、より適した就学先を相談する場です。小学校就学にあたっての相談だけでなく、中学校就学の相談、及び小・中学校に在学中の転学相談も受け付けています。

#### 就学先の決定

就学先は、保護者の申請に基づき、希望を尊重しつつ、保護者面接や子どもの行動観察、発達検査、専門医診察の結果を総合的に検討し、どこの就学先が最適かを就学支援委員会で審議します。その結論を教育委員会が保護者に連絡し、必要に応じて話し合いをし、その結果をもとに就学先を決定します。

#### 就学支援委員会

就学支援委員会は、就学相談に申し込まれた児童・生徒の就学先決定にあたって、専門的な立場から審議するための機関です。

市内各小中学校(特別支援学級を含む)の校長・副校長・教諭等、都立特別支援学校の教諭等、市教育委員会より指導主事・教育研究所相談員・就学相談専門員で構成されています。

### ② 就学支援シートの作成・活用

教育振興基本計画に示された具体的な施策

「適応指導及び特別支援教育を一層推進します。」

「就学支援シート」は、お子さん一人ひとりが豊かで楽しい学校生活を送ることができるよう、保護者と幼稚園・保育園・療育機関とが協力して作成し、お子さんが就学する学校に引き継ぐものです。学校では、「就学支援シート」をもとに、保護者と協力して個別指導計画(または個別の教育支援計画)を作成します。お子さん一人ひとりのこれまでの成長・発達の歩みを大切に、学校に入学してからよりよい学習の積み重ねができていくよう、お子さんの様子や必要な支援の工夫・配慮など、就学後の教育的支援を考え実施するにあたってのヒントにしています。

#### 就学支援シートの記入内容

- ◆健康・身体に関すること
- ◆人との係わりに関すること
- ◆日常生活に関すること
- ◆性格・行動に関すること
- ◆指導上の工夫や必要な配慮
- ◆関係諸機関(医療機関等)から

### ③ 全小・中学校に校内委員会を設置

教育振興基本計画に示された具体的な施策  
「適応指導及び特別支援教育を一層推進します。」

#### 校内委員会の役割

- ◆ 学習面や生活面に困り感を抱えた児童・生徒の実態把握
- ◆ 保護者との連絡・連携
- ◆ 巡回相談の企画・運営  
専門家チームと連携して、巡回相談を実施します。
- ◆ 「個別指導計画」「個別の教育支援計画」の作成・集約  
具体的な支援策を策定し、実施します。
- ◆ 居住地校交流の企画・運営・報告
- ◆ 研修会の企画・運営  
校内研修会においてケース会議を実施しています。  
実施に当たっては、市専門教育相談員・スクールカウンセラー等と協議し、研修内容を決定しています。

### ④ 全小・中学校で特別支援教育担当者(特別支援教育コーディネーター)を指名

教育振興基本計画に示された具体的な施策  
「個のニーズに応じた指導を充実します。」

#### 特別支援教育担当者(特別支援教育コーディネーター)の役割

- ◆ 校内委員会の運営
- ◆ 保護者との連絡・調整
- ◆ 関係機関との連絡・調整  
市教育研究所、市教委担当者との連絡や巡回相談の企画・運営・協議の進行を行います。
- ◆ 「個別指導計画」「個別の教育支援計画」の集約  
具体的な支援策を提案します。
- ◆ 居住地校交流の連絡・調整・報告
- ◆ 特別支援教育に係わる校内研修会の運営  
市専門教育相談員・スクールカウンセラーとの連携の下、校内研修会においてケース会議を運営します。

## ⑤ 全小・中学校で専門家チームによる巡回相談を実施

専門家チームを編成して学校を巡回し、課題の解決に当たります。

### 専門家チームの構成(30人)

医師(精神科・心療内科専門)、大学准教授(発達障がい学専門)、言語聴覚士、作業療法士、市就学相談専門委員、スクールカウンセラー(全小・中学校に配置)、市教育相談員(小学校に配置)、特別支援教育コーディネーター、通級指導学級担当教員、特別支援学校コーディネーター

### 巡回相談の目的と役割

- 1) 学習面や生活面に困り感を抱えた児童・生徒や学校の課題とニーズの把握
- 2) 就学相談専門委員への情報提供
- 3) 学校の支援体制や校内委員会の機能に関する指導・助言
- 4) 学校の支援内容や方法に関する指導・助言
- 5) 校内研修会や事例検討会に関する指導・助言
- 6) 「個別指導計画」「個別的教育支援計画」の作成・内容に関する指導・助言
- 7) 学級担任の指導に関する具体的な指導・助言

## ⑥ 副籍制度に係わる居住地校交流の実施

### 副籍制度の目的

副籍制度とは、都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍(以下「副籍」という。)をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度です。

この制度により、居住する地域の中で、児童・生徒がお互いの違いを認め合い、尊重する経験を通して、相互理解が進み、「豊かな心」を育むことにつながっていくことが期待されます。

### 副籍事業に係わる居住地校交流の内容

#### ◆間接交流

- 学校だより、学年だより、学級だよりの交換
- 学校行事や地域行事の案内
- 作品や手紙、ビデオレター等の交換

#### ◆直接交流

- 学校行事や地域行事での交流
- 休み時間や放課後等での交流
- 夏季休業中や水泳教室での交流
- 給食の時間での交流
- 教科等における学習活動への参加

## ⑦ 狛江市地域特別支援教育推進連絡協議会の実施

教育振興基本計画に示された具体的な施策  
「個のニーズに応じた指導を充実します。」

狛江市地域特別支援教育推進連絡協議会は、特別支援教育の推進に際し、関係諸機関が相互にその役割、機能を相乗的、効果的に発揮し、一人ひとりの教育ニーズに応じた的確な支援について教育、医療・保健、福祉等が協議し、お互いに連携し充実させることを目的としています。

1)学識経験者, 2)医療・保健関係者, 3)福祉・労働関係者, 4)幼稚園・保育園関係者, 5)保護者, 6)市立小・中学校及び都立養護学校関係者, 7)狛江市教育委員会関係者より教育委員会が委嘱又は任命する委員 15 人以内をもって構成されています。

また、都特別支援教室モデル事業の受託期間は、モデル事業の検証委員会も兼ねています。

## ⑧ その他

- ボランティア、大学生・大学院生等による特別支援教育アシスタントの配置
- 特別支援学校・特別支援学級合同展覧会の実施
- 特別支援学校との合同研修会の実施
- 児童生徒一人ひとりのニーズに応じた教育
  - ・Q-U アンケートの実施(平成 25 年度より全児童生徒に対して実施)によるアセスメント
  - ・ゆうあいフレンドによる個別支援及び学校支援
  - ・ゆうゆう教室での個別指導

## 4. 就学援助及び奨学金

### (1) 就学援助

市に在住する経済的理由で就学困難な児童・生徒の保護者に対して、給食費や学用品の代金の一部を援助する制度(就学援助費)と、特別支援学級に在籍する児童・生徒がいる保護者に対して経済的負担を軽減するための援助制度(特別支援教育就学奨励費)を実施しています。

#### 就学援助費及び特別支援教育就学奨励費支給金額(平成 24 年度)

|     | 新入学学用品費(1年生) | 学用品費等    | 給食費 | 校外活動費・夏季施設費・就学旅行費(遠足等にかかる費用)           | 医療費   | 体育実技用具費 | 通学費          |
|-----|--------------|----------|-----|----------------------------------------|-------|---------|--------------|
| 小学生 | 19,900 円     | 11,100 円 | 実費  | 保護者が均一に負担することになる経費(おやつやお小遣い等の個人的負担を除く) | 医療券発行 |         | 実費<br>(限度額有) |
| 中学生 | 22,900 円     | 21,700 円 |     |                                        |       |         |              |

※生活保護を受けている人には、校外活動費・夏季施設費・修学旅行費のみ給付します。

- (1) 新入学学用品費は指定日までに申請書を提出し、認定された方のみ給付します。期日を過ぎた場合には給付できません。
- (2) 学用品費等、給食費、校外活動費(遠足等にかかる費用)は、年3回に分けて給付します。
- (3) 中学校の給食費につきましては、300円又は260円(牛乳なし)×喫食数となります。弁当持参の場合は対象になりません。なお、平成25年度については、あっせん弁当費を中学生の給付対象費目とします。
- (4) 医療費は、学校病(トラコーマ・結膜炎・白癬・疥癬・膿疱疹・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・寄生虫病・虫歯)の治療にかかる費用です。なお、特別支援教育就学奨励費の対象者については支給されません。
- (5) 体育実技用具費は、中学校の柔道着購入にかかった費用(限度額4,200円)です。原則、在学中一回限りで、学校の報告に基づき給付します。
- (6) 通学費は、特別支援学級に在籍している児童・生徒が対象です。なお、通級学級に通っている場合の通学費の給付は、在籍校と通級学級間のみとなります。

### (2) 奨学金

次の全てに該当する方に対し、奨学金を支給しています。

- ◆市内に1年以上住民登録があり、実際に住んでいる方
- ◆次年度4月に高等学校または高等専門学校に進学を希望する方
- ◆成績良好な方
- ◆経済的理由により修学が困難な方
- ◆同種の奨学金を他から支給されていない方

#### 支給金額

月額 10,200 円(給付型)

※正規の修業期間中に限り支給します。返済の必要はありません。

#### 支給実績

| 受給開始年度   | H15   | H16   | H17   | H18   | H19   | H20    | H21    | H22    | H23    | H24    |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 支給月額(円)  | 9,300 | 9,300 | 9,600 | 9,600 | 9,600 | 10,200 | 10,200 | 10,200 | 10,200 | 10,200 |
| 新規受給決定人数 | 10    | 9     | 10    | 10    | 8     | 10     | 10     | 10     | 8      | 10     |

## 5. 学校給食

学校給食は、栄養バランスに優れた献立を通し、成長過程にある児童・生徒に必要な食事を提供しています。また、児童・生徒に食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせるなど、児童・生徒の心身の健全な発達にとって大きな教育的意義を有するものです。

小学校給食に係る経費は、運営に必要な調理員等の人件費・光熱水費・施設の維持管理費等を市が負担し、食材については「給食費」として保護者が支払います。

給食は、ご飯やパン、麺類などの主食、おかず、汁物などの副食、牛乳で構成されています。

### 安心安全な給食への取組

献立作成と食材発注は、安全な食材を確保するよう泊江市学校給食物資規格表に基づいて教育委員会の学校栄養士が行います。

なお、毎年、学校給食に使用する食材の細菌検査、遺伝子組み換え食品分析や残留農薬検査等を行っています。また、市では、東京都教育庁が実施する学校給食用食材の放射性物質検査に参加しています。東京都教育庁が実施する検査は、学校給食の安心安全を確保することを目的とし、その検査方法は給食提供前の食材を給食前日までに行うヨウ化ナトリウムシンチレーションスペクトロメータによるスクリーニング検査となります。また、平成 25 年度は、市における学校給食用食材の放射性物質検査を給食を実施している月 1 回、各小学校の調理後の給食の検査を行っており、検査方法はゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメータによる核種分析法です。平成 25 年 7 月分までの検査においては、すべて測定下限値未満となっております。

### 学校給食における食育推進への取組

学校給食において、地場野菜や市内業者の活用を行うことによる地産地消を維持・促進しています。

#### (1) 小学校

##### ① 実施状況

各学校の給食室にて調理

##### ② 給食費

(平成 25 年度)

|     | 月額      | 1食単価  |
|-----|---------|-------|
| 低学年 | 3,400 円 | 210 円 |
| 中学年 | 3,600 円 | 220 円 |
| 高学年 | 3,800 円 | 230 円 |

＊ なお、市では、給食事業の円滑な運営を図るとともに、保護者負担の軽減並びに児童の体位向上を促進することを目的として、各市立小学校に対し、在籍児童一人当たり月額 400 円の補助金を交付しています。

## (2) 中学校

### ① 中学校給食中止の経緯と対応

中学校では、調理業務を委託して、専用ボックスランチ方式(デリバリーによる弁当形式)で平成20年10月より実施していましたが、平成25年2月に委託業者から、平成25年度以降の中学校給食調理業務の継続が困難であるとの申し入れがあり、その後正式に来年度の業務継続はできない旨の通知がありました。申し入れを受け、当該事業者との契約継続や他の事業者の発掘に努めましたが、条件に合う事業者が見つからなかったことから、平成25年度から中学校給食を中止することとなりました。

今後の対応につきましては、牛乳のみを提供する「ミルク給食」に切り替え、希望する生徒には、市と協定を結んだ事業者の弁当をあっせんします。

#### 中学校給食喫食率(給食利用生徒比率)

| 年度  | 20年度  | 21年度  | 22年度  | 23年度  | 24年度  |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 喫食率 | 78.4% | 72.3% | 67.4% | 66.4% | 65.7% |

### ②給食センター施設整備

狛江市では、平成20年10月より開始された中学校給食について、より安全で安心な中学校給食に向けた今後のあり方を検討するため、中学校給食のあり方検討委員会を設置しました。平成23年2月には中学校給食のあり方検討委員会から最終的な報告が示され、その中で、旧狛江第七小学校跡地への給食センターの設置が提言されました。

教育委員会では、この提言を受け、平成23年6月に実務者等で構成される狛江市給食センター施設整備準備委員会(以下「準備委員会」という。)を設置し、HACCP等の衛生管理基準に準拠した給食センターの整備について、設計及び衛生管理に関する専門家の意見を聴きながら検討を進めてきました。また、準備委員会は検討を進めるにあたり、狛江市給食センターへの理解を深めるため、中学生との意見交換会及び市民フォーラムを実施し、そこで出された中学生や保護者からの意見を参考にしてきました。

これらの検討を経て、一定の結論をまとめた最終報告が準備委員会から教育委員会へ報告されました。教育委員会は、当最終報告を平成24年5月に狛江市給食センター施設整備基本計画として位置づけ、平成24年10月に狛江市給食センター施設整備基本計画説明会を実施しました。

本説明会でいただいた市民からの意見・要望を参考にするとともに、一日も早く稼働できるよう給食センターの施設整備を進めていきます。

## 6. 学校保健

### (1) 健康状態(学校保健統計調査による)

\*「1.在籍者数」は、5月1日現在の児童・生徒数。

\*「2.受診者数」は、「3.栄養状態」、「4.脊柱胸郭」、「9.皮膚疾患」、「14.その他」の各項目をすべて受診した児童・生徒数。

| 項目             |                                     |                          |             | 小学生児童総数 |       |       | 小1    |     | 小2  |     |     |
|----------------|-------------------------------------|--------------------------|-------------|---------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|
|                |                                     |                          |             | 男       | 女     |       | 男     | 女   | 男   | 女   |     |
| 1. 在籍者数        |                                     |                          |             | 3,194   | 1,659 | 1,535 | 265   | 239 | 247 | 287 |     |
| 2. 受診者数        |                                     |                          |             | 3,184   | 1,653 | 1,531 | 265   | 238 | 247 | 287 |     |
| 3. 栄養<br>状態    | (1)栄養不良                             |                          |             | 1       | －     | 1     | －     | －   | －   | －   |     |
|                | (2)肥満傾向                             |                          |             | 43      | 34    | 9     | 5     | 1   | 3   | 3   |     |
| 4. 脊柱<br>胸郭    | (1)脊柱側わん症・脊柱異常                      |                          |             | 1       | 1     | －     | －     | －   | －   | －   |     |
|                | (2)胸郭異常                             |                          |             | 1       | 1     | －     | －     | －   | 1   | －   |     |
| 5. 視力          | 裸眼<br>視力                            | 裸眼視力測定者 (1)～(4)の合計       |             |         | 3,094 | 1,612 | 1,482 | 263 | 236 | 243 | 283 |
|                |                                     | (1)1.0 以上                |             |         | 2,175 | 1,140 | 1,035 | 203 | 193 | 197 | 228 |
|                |                                     | (2)1.0 未満 0.7 以上         |             |         | 310   | 161   | 149   | 37  | 29  | 22  | 26  |
|                |                                     | (3)0.7 未満 0.3 以上         |             |         | 350   | 174   | 176   | 17  | 13  | 20  | 20  |
|                |                                     | (4)0.3 未満                |             |         | 259   | 137   | 122   | 6   | 1   | 4   | 9   |
|                |                                     | (5)裸眼視力測定者のうち眼鏡・コンタクト装用者 |             |         | 226   | 117   | 109   | 3   | 5   | 4   | 8   |
|                | 眼鏡・コンタクト装用のため矯正視力のみ測定者              |                          |             | 94      | 43    | 51    | 2     | 3   | 4   | 4   |     |
| 6. 眼疾患         | 受診者                                 |                          |             | 3,187   | 1,655 | 1,532 | 265   | 238 | 247 | 287 |     |
|                | (1)伝染性眼疾患                           |                          |             | －       | －     | －     | －     | －   | －   | －   |     |
|                | (2)アレルギー性眼疾患                        |                          |             | 342     | 207   | 135   | 39    | 13  | 23  | 26  |     |
|                | (3)その他の眼疾患                          |                          |             | 40      | 21    | 19    | 4     | 6   | 1   | 7   |     |
| 7. 聴力          | 受診者                                 |                          |             | 2,107   | 1,060 | 1,047 | 265   | 238 | 247 | 287 |     |
|                | 難聴                                  |                          |             | 17      | 9     | 8     | 1     | 4   | 1   | －   |     |
| 8. 耳鼻咽<br>喉疾患  | 受診者                                 |                          |             | 3,177   | 1,651 | 1,526 | 265   | 238 | 247 | 286 |     |
|                | (1)耳疾患                              |                          |             | 336     | 182   | 154   | 34    | 31  | 29  | 34  |     |
|                | (2)ア. アレルギー性鼻疾患                     |                          |             | 782     | 498   | 284   | 68    | 37  | 75  | 58  |     |
|                | イ. その他の鼻・副鼻腔疾患                      |                          |             | 163     | 96    | 67    | 23    | 19  | 13  | 12  |     |
|                | (3)口腔咽喉頭疾患                          |                          |             | 10      | 7     | 3     | 3     | 2   | －   | －   |     |
| 9. 皮膚<br>疾患    | (1)伝染性皮膚疾患                          |                          |             | 4       | 1     | 3     | －     | 1   | －   | 2   |     |
|                | (2)アレルギー性皮膚疾患                       |                          |             | 268     | 151   | 117   | 31    | 29  | 16  | 24  |     |
| 10. 結核         | 受診者                                 |                          |             | 3,188   | 1,655 | 1,533 | 265   | 238 | 247 | 287 |     |
|                | (1)結核患者                             |                          |             | －       | －     | －     | －     | －   | －   | －   |     |
|                | (2)精密検査対象者                          |                          |             | 4       | 1     | 3     | －     | －   | －   | 1   |     |
| 11. 心臓         | 受診者(心電図検査)                          |                          |             | 504     | 265   | 239   | 265   | 239 | ... | ... |     |
|                | (1)心臓疾患                             |                          |             | 38      | 21    | 17    | 5     | 3   | 3   | 4   |     |
|                | (2)心電図異常                            |                          |             | 2       | 2     | －     | 2     | －   | ... | ... |     |
| 12. 検尿         | 受診者                                 |                          |             | 3,188   | 1,655 | 1,533 | 265   | 238 | 247 | 287 |     |
|                | (1)尿蛋白検出                            |                          |             | 9       | 3     | 6     | －     | －   | －   | －   |     |
|                | (2)尿糖検出                             |                          |             | 1       | －     | 1     | －     | －   | －   | －   |     |
| 13. 寄生虫<br>卵保有 | 受診者                                 |                          |             | 1,604   | 815   | 789   | 265   | 239 | 247 | 287 |     |
|                | 寄生虫卵保有者                             |                          |             | －       | －     | －     | －     | －   | －   | －   |     |
| 14. その他        | (1)気管支喘息                            |                          |             | 313     | 200   | 113   | 28    | 19  | 24  | 27  |     |
|                | (2)腎臓疾患                             |                          |             | 16      | 5     | 11    | 2     | 2   | 1   | 3   |     |
|                | (3)その他の疾病・異常                        |                          |             | 72      | 37    | 35    | 5     | 8   | 7   | 4   |     |
| 15. 歯科         | (1)歯科受診者数                           |                          |             | 3,178   | 1,649 | 1,529 | 264   | 237 | 247 | 287 |     |
|                | (2)う歯・要観察歯                          | 乳歯又は永<br>久歯のう歯           | ア. 処置完了者    | 788     | 429   | 359   | 42    | 34  | 60  | 70  |     |
|                |                                     |                          | イ. 未処置歯のある者 | 673     | 358   | 315   | 41    | 39  | 60  | 63  |     |
|                |                                     | ウ. 永久歯のう歯経験者             |             | 622     | 322   | 300   | 6     | 11  | 31  | 42  |     |
|                |                                     | エ. 乳歯又は永久歯要観察歯のある者       |             | 282     | 96    | 186   | 3     | 6   | 10  | 33  |     |
|                |                                     | (3)歯肉の状態                 | ア. 歯周疾患     |         | 25    | 14    | 11    | －   | －   | －   | －   |
|                | イ. 歯周疾患要観察者                         |                          | 65          | 31      | 34    | －     | －     | 5   | 4   |     |     |
|                | (4)歯列・噛合の異常                         |                          |             | 102     | 57    | 45    | 3     | 3   | 10  | 7   |     |
|                | (5)顎関節の異常                           |                          |             | －       | －     | －     | －     | －   | －   | －   |     |
|                | (6)その他の歯・口腔の疾病・異常                   |                          |             | 46      | 27    | 19    | 3     | 2   | 2   | 4   |     |
|                | (7)永久歯のう歯の内容<br>(小学6年生・<br>中学1年生のみ) | ア. 未処置歯数(D)              |             | 152     | 54    | 98    | ...   | ... | ... | ... |     |
|                |                                     | イ. う歯による喪失歯数(M)          |             | －       | －     | －     | ...   | ... | ... | ... |     |
|                |                                     | ウ. 処置歯数(F)               |             | 347     | 193   | 154   | ...   | ... | ... | ... |     |

平成 24 年度（人）

| 小3  |     | 小4  |     | 小5  |     | 小6  |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 男   | 女   | 男   | 女   | 男   | 女   | 男   | 女   |
| 303 | 263 | 271 | 235 | 279 | 260 | 294 | 251 |
| 301 | 263 | 270 | 235 | 278 | 259 | 292 | 249 |
| -   | -   | -   | -   | -   | 1   | -   | -   |
| 5   | 2   | 4   | 1   | 8   | 2   | 9   | -   |
| -   | -   | -   | -   | 1   | -   | -   | -   |
| -   | -   | -   | -   | -   | -   | -   | -   |
| 298 | 257 | 260 | 230 | 270 | 248 | 278 | 228 |
| 221 | 193 | 174 | 154 | 180 | 137 | 165 | 130 |
| 29  | 26  | 27  | 19  | 22  | 25  | 24  | 24  |
| 30  | 26  | 31  | 34  | 30  | 45  | 46  | 38  |
| 18  | 12  | 28  | 23  | 38  | 41  | 43  | 36  |
| 16  | 11  | 23  | 18  | 31  | 34  | 40  | 33  |
| 5   | 6   | 10  | 4   | 8   | 11  | 14  | 23  |
| 303 | 263 | 270 | 235 | 278 | 258 | 292 | 251 |
| -   | -   | -   | -   | -   | -   | -   | -   |
| 47  | 22  | 31  | 25  | 36  | 24  | 31  | 25  |
| 5   | 1   | 4   | 1   | 2   | 2   | 5   | 2   |
| 289 | 263 | ... | ... | 259 | 259 | ... | ... |
| 5   | 2   | ... | ... | 2   | 2   | ... | ... |
| 301 | 262 | 269 | 235 | 278 | 257 | 291 | 248 |
| 30  | 29  | 34  | 14  | 25  | 20  | 30  | 26  |
| 99  | 40  | 66  | 49  | 86  | 47  | 104 | 53  |
| 15  | 9   | 17  | 16  | 15  | 7   | 13  | 4   |
| 1   | -   | 2   | 1   | 1   | -   | -   | -   |
| -   | -   | -   | -   | 1   | -   | -   | -   |
| 24  | 13  | 32  | 20  | 24  | 16  | 24  | 15  |
| 303 | 263 | 270 | 235 | 277 | 259 | 293 | 251 |
| -   | -   | -   | -   | -   | -   | -   | -   |
| -   | -   | -   | 1   | -   | 1   | 1   | -   |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| 3   | 2   | 5   | 3   | 1   | 2   | 4   | 3   |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| 303 | 263 | 270 | 235 | 278 | 259 | 292 | 251 |
| 2   | -   | -   | 1   | -   | -   | 1   | 5   |
| -   | -   | -   | -   | -   | 1   | -   | -   |
| 303 | 263 | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| -   | -   | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| 46  | 18  | 31  | 21  | 32  | 13  | 39  | 15  |
| 1   | 2   | -   | 1   | 1   | 2   | -   | 1   |
| 10  | 8   | 7   | 1   | 3   | 6   | 5   | 8   |
| 302 | 262 | 269 | 235 | 276 | 257 | 291 | 251 |
| 90  | 76  | 85  | 68  | 74  | 53  | 78  | 58  |
| 79  | 56  | 60  | 67  | 67  | 60  | 51  | 30  |
| 49  | 45  | 63  | 73  | 82  | 63  | 91  | 66  |
| 23  | 24  | 16  | 39  | 22  | 48  | 22  | 36  |
| 2   | 2   | 3   | -   | 3   | 4   | 6   | 5   |
| 4   | 6   | 4   | 8   | 7   | 9   | 11  | 7   |
| 8   | 9   | 9   | 7   | 12  | 10  | 15  | 9   |
| -   | -   | -   | -   | -   | -   | -   | -   |
| 3   | 2   | 5   | 5   | 12  | 4   | 2   | 2   |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... | 54  | 98  |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... | -   | -   |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... | 193 | 154 |

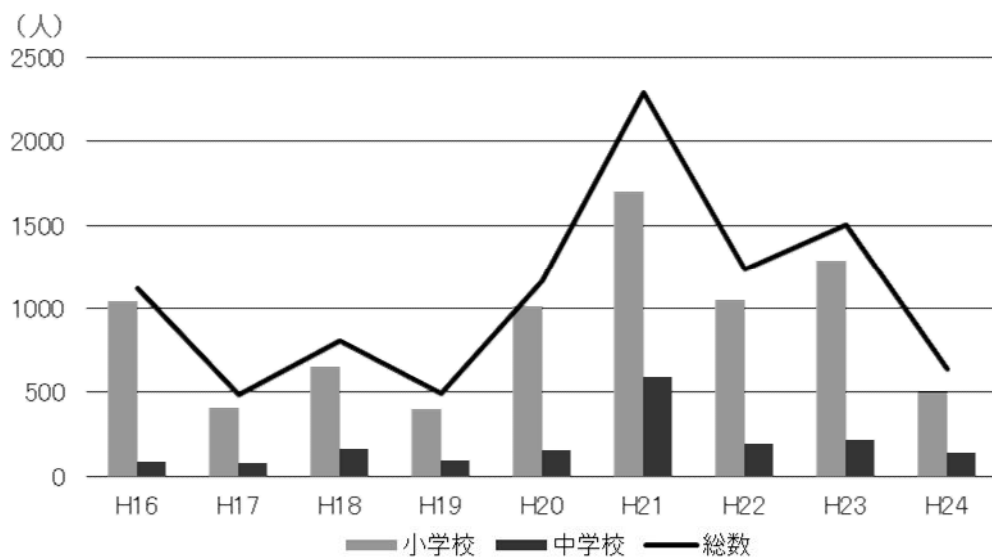
| 中学生生徒総数 |     |     | 中1  |     | 中2  |     | 中3  |     |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|         | 男   | 女   | 男   | 女   | 男   | 女   | 男   | 女   |
| 1,375   | 715 | 660 | 214 | 205 | 276 | 226 | 225 | 229 |
| 1,353   | 705 | 648 | 212 | 204 | 271 | 223 | 222 | 221 |
| 21      | 7   | 14  | 1   | 5   | 3   | 4   | 3   | 5   |
| 13      | 6   | 7   | 2   | 1   | 2   | 1   | 2   | 5   |
| 14      | 6   | 8   | 3   | 2   | 1   | 3   | 2   | 3   |
| 1       | 1   | -   | -   | -   | 1   | -   | -   | -   |
| 1,143   | 612 | 531 | 194 | 186 | 227 | 167 | 191 | 178 |
| 619     | 343 | 276 | 97  | 97  | 133 | 99  | 113 | 80  |
| 124     | 68  | 56  | 22  | 21  | 27  | 20  | 19  | 15  |
| 169     | 101 | 68  | 39  | 26  | 34  | 18  | 28  | 24  |
| 231     | 100 | 131 | 36  | 42  | 33  | 30  | 31  | 59  |
| 207     | 86  | 121 | 33  | 35  | 28  | 35  | 25  | 51  |
| 218     | 96  | 122 | 18  | 18  | 45  | 58  | 33  | 46  |
| 1,353   | 704 | 649 | 212 | 204 | 271 | 223 | 221 | 222 |
| -       | -   | -   | -   | -   | -   | -   | -   | -   |
| 27      | 18  | 9   | 3   | 3   | 5   | 1   | 10  | 5   |
| 10      | 8   | 2   | 1   | 1   | 4   | -   | 3   | 1   |
| 864     | 437 | 427 | 213 | 204 | ... | ... | 224 | 223 |
| 3       | 2   | 1   | 2   | 1   | ... | ... | -   | -   |
| 1,351   | 701 | 650 | 211 | 204 | 270 | 225 | 220 | 221 |
| 132     | 84  | 48  | 31  | 17  | 31  | 17  | 22  | 14  |
| 70      | 42  | 28  | 16  | 4   | 18  | 16  | 8   | 8   |
| 22      | 16  | 6   | 3   | 4   | 6   | -   | 7   | 2   |
| -       | -   | -   | -   | -   | -   | -   | -   | -   |
| -       | -   | -   | -   | -   | -   | -   | -   | -   |
| 27      | 16  | 11  | 6   | 3   | 5   | 6   | 5   | 2   |
| 1,358   | 707 | 651 | 212 | 204 | 272 | 223 | 223 | 224 |
| -       | -   | -   | -   | -   | -   | -   | -   | -   |
| 2       | 1   | 1   | -   | -   | 1   | -   | -   | 1   |
| 417     | 213 | 204 | 213 | 204 | ... | ... | ... | ... |
| 9       | 3   | 6   | -   | -   | 3   | 4   | -   | 2   |
| 8       | 7   | 1   | 7   | 1   | ... | ... | ... | ... |
| 1,365   | 711 | 654 | 213 | 204 | 274 | 226 | 224 | 224 |
| 24      | 14  | 10  | 2   | 6   | 7   | 2   | 5   | 2   |
| -       | -   | -   | -   | -   | -   | -   | -   | -   |
| ...     | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ...     | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| 89      | 53  | 36  | 16  | 11  | 25  | 17  | 12  | 8   |
| 3       | 2   | 1   | -   | -   | 1   | -   | 1   | 1   |
| 7       | 4   | 3   | 1   | -   | -   | 3   | 3   | -   |
| 1,349   | 705 | 644 | 212 | 204 | 271 | 223 | 222 | 217 |
| 281     | 133 | 148 | 36  | 44  | 49  | 53  | 48  | 51  |
| 280     | 133 | 147 | 35  | 38  | 46  | 43  | 52  | 66  |
| 542     | 256 | 286 | 65  | 81  | 93  | 91  | 98  | 114 |
| 279     | 124 | 155 | 29  | 38  | 45  | 54  | 50  | 63  |
| 18      | 11  | 7   | 2   | 3   | 2   | 2   | 7   | 2   |
| 141     | 85  | 56  | 26  | 10  | 28  | 20  | 31  | 26  |
| 36      | 23  | 13  | 4   | 4   | 9   | 3   | 10  | 6   |
| 1       | -   | 1   | -   | -   | -   | -   | -   | 1   |
| 12      | 9   | 3   | -   | 1   | 3   | -   | 6   | 2   |
| 187     | 88  | 99  | 88  | 99  | ... | ... | ... | ... |
| 1       | 1   | -   | 1   | -   | ... | ... | ... | ... |
| 301     | 108 | 193 | 108 | 193 | ... | ... | ... | ... |

## (2) 学校感染症罹患状況

(人)

| 年度  |             | H15 | H16   | H17 | H18 | H19 | H20   | H21   | H22   | H23   | H24 |
|-----|-------------|-----|-------|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-----|
| 総数  |             | 381 | 1,121 | 486 | 807 | 493 | 1,167 | 2,292 | 1,235 | 1,498 | 638 |
| 小学校 | 総数          | 284 | 1,039 | 407 | 648 | 398 | 1,013 | 1,703 | 1,047 | 1,284 | 499 |
|     | インフルエンザ(流感) | 193 | 837   | 211 | 453 | 310 | 882   | 1,524 | 840   | 1,068 | 414 |
|     | 麻疹          | -   | -     | -   | -   | 3   | 1     | -     | -     | 1     | -   |
|     | 流行性耳下腺炎     | 16  | 153   | 81  | 91  | 21  | 21    | 103   | 56    | 20    | 3   |
|     | 風疹          | 1   | -     | 1   | -   | -   | -     | -     | -     | 1     | -   |
|     | 水痘          | 59  | 33    | 68  | 61  | 31  | 36    | 49    | 107   | 55    | 39  |
|     | 咽頭結膜熱       | -   | 12    | 3   | 13  | 1   | 17    | 1     | 5     | 6     | 1   |
|     | その他         | 15  | 4     | 43  | 30  | 32  | 56    | 26    | 39    | 133   | 42  |
| 中学校 | 総数          | 97  | 82    | 79  | 159 | 95  | 154   | 589   | 188   | 214   | 139 |
|     | インフルエンザ(流感) | 93  | 64    | 75  | 135 | 78  | 137   | 582   | 178   | 208   | 129 |
|     | 麻疹          | -   | -     | -   | -   | 6   | -     | -     | -     | -     | -   |
|     | 流行性耳下腺炎     | 1   | 17    | 2   | 12  | 4   | 2     | 5     | 4     | -     | -   |
|     | 風疹          | -   | -     | -   | 1   | -   | -     | -     | -     | -     | -   |
|     | 水痘          | 1   | -     | 1   | 3   | -   | 3     | 1     | 1     | 1     | 2   |
|     | 咽頭結膜熱       | -   | 1     | -   | 1   | -   | -     | -     | -     | -     | -   |
|     | その他         | 2   | -     | 1   | 7   | 7   | 12    | 1     | 5     | 5     | 8   |

\*インフルエンザについては、医師の診断扱い数。



### (3) 長期欠席者の状況

(人)

|     |     | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|     | 総数  | 74  | 65  | 68  | 60  | 58  | 50  | 64  |
| 小学校 | 総数  | 24  | 23  | 26  | 22  | 26  | 23  | 16  |
|     | 病気  | 5   | 7   | 9   | 4   | 4   | 5   | 8   |
|     | 不登校 | 13  | 16  | 17  | 15  | 21  | 14  | 5   |
|     | その他 | 6   | -   | -   | 3   | 1   | 4   | 3   |
| 中学校 | 総数  | 50  | 42  | 42  | 38  | 32  | 27  | 48  |
|     | 病気  | 3   | -   | -   | -   | -   | 1   | 4   |
|     | 不登校 | 47  | 39  | 38  | 38  | 32  | 26  | 41  |
|     | その他 | -   | 3   | 4   | -   | -   | -   | 3   |

\*長期欠席者とは、30日以上欠席した者をいう。

## 7. 施設整備

### (1) 施設状況

平成 25 年4月1日現在 (㎡)

| 学校別 |     | 校舎       |       |        | 体育館      |       | 学校用地   |        |         |
|-----|-----|----------|-------|--------|----------|-------|--------|--------|---------|
|     |     | 鉄筋コンクリート | その他   | 計      | 鉄筋コンクリート | 鉄骨    | 建物敷地   | 屋外運動場  | 計       |
| 小学校 | 一 小 | 5,761    | 80    | 5,841  |          | 956   | 4,722  | 4,711  | 9,433   |
|     | 三 小 | 5,130    | 165   | 5,295  |          | 787   | 9,476  | 6,490  | 15,966  |
|     | 五 小 | 4,233    | 209   | 4,442  |          | 714   | 6,108  | 4,285  | 10,393  |
|     | 六 小 | 4,949    | 44    | 4,993  |          | 700   | 6,130  | 4,398  | 10,528  |
|     | 和泉小 | 5,049    | 134   | 5,183  |          | 711   | 5,841  | 6,444  | 12,285  |
|     | 緑野小 | 7,213    | 14    | 7,227  |          | 854   | 7,301  | 6,278  | 13,579  |
|     | 小計  | 32,335   | 646   | 32,981 |          | 4,722 | 39,578 | 32,606 | 72,184  |
| 中学校 | 一 中 | 6,113    | 196   | 6,309  | 907      | 19    | 10,252 | 8,202  | 18,454  |
|     | 二 中 | 5,202    | 65    | 5,267  | 2,469    |       | 9,313  | 6,517  | 15,830  |
|     | 三 中 | 4,739    | 89    | 4,828  |          | 953   | 6,246  | 7,088  | 13,334  |
|     | 四 中 | 4,435    | 87    | 4,522  |          | 946   | 6,370  | 6,505  | 12,875  |
|     | 小計  | 20,489   | 437   | 20,926 | 3,376    | 1,918 | 32,181 | 28,312 | 60,493  |
| 合計  |     | 52,824   | 1,083 | 53,907 | 3,376    | 6,640 | 71,759 | 60,918 | 132,677 |

## (2) 狛江市公立学校等施設整備計画

教育振興基本計画に示された具体的な施策  
「安全・安心な教育環境を整備します。」

狛江市は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第2項及び第3項に基づき、市立小中学校の施設整備計画を作成し、同法第12条第4項に基づき、以下のとおり公表しています。

### ① 小中学校の保有校数及び耐震化の状況等(平成25年4月1日現在)

| 内容                               | 小学校    | 中学校    |
|----------------------------------|--------|--------|
| 保有校数                             | 6校     | 4校     |
| 保有棟数                             | 24棟    | 19棟    |
| 昭和56年以前に建設された棟数(a)               | 19棟    | 17棟    |
| (a)のうち耐震診断実施率                    | 100.0% | 100.0% |
| (a)のうち耐震性のある棟数                   | 19棟    | 17棟    |
| 平成25年4月1日現在の耐震化率(昭和57年度以降建築の建物含) | 100.0% | 100%   |

\*対象は、木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるものです。

### (3) 耐震診断・耐震補強工事

教育振興基本計画に示された具体的な施策  
「安全・安心な教育環境を整備します。」

地震災害から児童、生徒の安全を確保するため、構造耐震指標(Is 値)が 0.7 以上となるよう、学校施設の耐震診断や耐震補強工事を進めています。

平成 25 年4月1日現在

| 学校名 | 区分            | 構造・階数        | 建築年   | 耐震診断 | 耐震設計 | 耐震改修  | 改修前 Is 値 | 改修後 Is 値 |
|-----|---------------|--------------|-------|------|------|-------|----------|----------|
| 一小  | 校舎            | 鉄筋コンクリート造5階建 | S62.2 | 不要   | 不要   | 不要    | -        | -        |
|     | 体育館           | 鉄骨造1階建       | S62.2 | 不要   | 不要   | 不要    | -        | -        |
| 三小  | 校舎(教育棟)       | 鉄筋コンクリート造3階建 | S39.8 | H11  | H14  | H16   | 0.21     | 0.76     |
|     | 校舎(便所棟)       | 鉄筋コンクリート造3階建 | S44.5 | H11  | 不要   | 不要    | 0.74     | -        |
|     | 校舎(管理・特別教室棟)  | 鉄筋コンクリート造3階建 | S54.3 | H11  | H14  | H15   | 0.47     | 0.78     |
|     | 校舎(特別活動棟)     | 鉄筋コンクリート造2階建 | H22.2 | 不要   | 不要   | 不要    | -        | -        |
|     | 体育館           | 鉄骨造2階建       | S47.3 | H19  | H20  | H21   | 0.25     | 1.08     |
| 五小  | 校舎(管理・教室棟)    | 鉄筋コンクリート造3階建 | S43.3 | H8   | H9   | H9,10 | 0.38     | 0.81     |
|     | 校舎(管理・教室棟トイレ) | 鉄筋コンクリート造3階建 | S43.3 | H8   | 不要   | 不要    | 0.99     | -        |
|     | 校舎(特別教室棟)     | 鉄筋コンクリート造2階建 | S43.3 | H8   | 不要   | 不要    | 0.83     | -        |
|     | 校舎(教室棟)       | 鉄筋コンクリート造2階建 | S43.3 | H8   | H9   | H9,10 | 0.21     | 0.85     |
|     | 校舎(特別棟トイレ)    | 鉄筋コンクリート造2階建 | S43.3 | H8   | 不要   | 不要    | 0.89     | -        |
|     | 校舎(特別教室棟渡り廊下) | 鉄筋コンクリート造2階建 | S43.5 | H8   | 不要   | 不要    | 1.34     | -        |
|     | 校舎(教室棟渡り廊下)   | 鉄筋コンクリート造2階建 | S43.5 | H8   | 不要   | 不要    | 1.34     | -        |
|     | 体育館           | 鉄骨造1階建       | S47.9 | H18  | H19  | H20   | 0.15     | 0.85     |
| 六小  | 校舎(管理・教室棟)    | 鉄筋コンクリート造4階建 | S46.3 | H14  | H15  | H16   | 0.22     | 0.71     |
|     | 校舎(管理・特別教室棟)  | 鉄筋コンクリート造3階建 | S50.5 | H14  | H15  | H17   | 0.69     | 0.72     |
|     | 体育館           | 鉄骨造2階建       | S48.6 | H19  | H21  | H22   | 0.25     | 0.78     |
| 和泉小 | 校舎(管理・教室棟)    | 鉄筋コンクリート造3階建 | S50.2 | H18  | H20  | H21   | 0.69     | 0.72     |
|     | 校舎(教室棟)       | 鉄筋コンクリート造3階建 | S50.2 | H18  | H20  | H21   | 0.44     | 0.78     |
|     | 校舎(教室棟)       | 鉄筋コンクリート造3階建 | H14.3 | 不要   | 不要   | 不要    | -        | -        |
|     | 体育館           | 鉄骨造2階建       | S50.5 | H18  | H19  | H20   | 0.15     | 0.82     |
| 緑野小 | 校舎            | 鉄筋コンクリート造4階建 | H18.8 | 不要   | 不要   | 不要    | -        | -        |
|     | 体育館           | 鉄骨造2階建       | S47.2 | H17  | H17  | H18   | 0.12     | 0.77     |
| 一中  | 校舎(特別教室棟)     | 鉄筋コンクリート造3階建 | S36.8 | H10  | H11  | H12   | 0.24     | 0.81     |
|     | 校舎(特別教室棟トイレ)  | 鉄筋コンクリート造3階建 | S36.8 | H10  | H11  | H12   | 0.35     | 0.75     |
|     | 校舎(特別・管理・教室棟) | 鉄筋コンクリート造4階建 | S48.3 | H19  | H21  | H22   | 0.60     | 0.74     |
|     | 校舎(特別教室棟渡り廊下) | 鉄筋コンクリート造3階建 | S48.5 | H19  | 不要   | 不要    | 1.02     | -        |
|     | 校舎(技術棟)       | 鉄筋コンクリート造1階建 | S52.3 | H19  | 不要   | 不要    | 1.65     | -        |
|     | 体育館           | 鉄筋コンクリート造2階建 | S39.8 | H19  | H21  | H22   | 0.55     | 1.03     |

| 学校名 | 区分              | 構造・階数        | 建築年   | 耐震<br>診断 | 耐震<br>設計 | 耐震<br>改修 | 改修前<br>Is 値 | 改修後<br>Is 値 |
|-----|-----------------|--------------|-------|----------|----------|----------|-------------|-------------|
| 二中  | 校舎(管理・特別・教室棟)   | 鉄筋コンクリート造4階建 | S42.3 | H8       | H9       | H9,10    | 0.23        | 0.88        |
|     | 校舎(管理・特別・教室棟増築) | 鉄筋コンクリート造4階建 | S45.5 | H8       | H9       | H9,10    | 0.20        | 0.86        |
|     | 校舎(特別教室棟)       | 鉄筋コンクリート造2階建 | S51.5 | H18      | 不要       | 不要       | 1.04        | －           |
|     | 校舎(特別教室棟渡り廊下)   | 鉄筋コンクリート造2階建 | S51.5 | H18      | H20      | H21      | 0.28        | 0.82        |
|     | 校舎(技術棟)         | 鉄筋コンクリート造1階建 | S51.5 | H18      | 不要       | 不要       | 2.25        | －           |
|     | 体育館             | 鉄筋コンクリート造4階建 | H23.8 | 不要       | 不要       | 不要       | －           | －           |
|     | 武道場棟            | 鉄筋コンクリート造2階建 | H24.2 | 不要       | 不要       | 不要       | －           | －           |
| 三中  | 校舎(管理・特別・教室棟)   | 鉄筋コンクリート造4階建 | S48.5 | H19      | H23      | H24      | 0.28        | 0.73        |
|     | 校舎(技術棟)         | 鉄筋コンクリート造1階建 | S51.9 | H19      | 不要       | 不要       | 1.59        | －           |
|     | 体育館             | 鉄骨造1階建       | S48.9 | H19      | H22      | H23      | 0.22        | 0.81        |
| 四中  | 校舎(管理・特別・教室棟)   | 鉄筋コンクリート造4階建 | S55.5 | H19      | H23      | H24      | 0.56        | 0.84        |
|     | 校舎(技術棟)         | 鉄筋コンクリート造1階建 | S55.5 | H19      | 不要       | 不要       | 1.39        | －           |
|     | 体育館             | 鉄骨造1階建       | S55.2 | H19      | H22      | H23      | 0.26        | 0.72        |

教育振興基本計画に示された具体的な施策  
「学ぶ環境をさらに整備します。」

#### (4) 学校緑化基本方針(抜粋)

学校における緑が持つ、効果・効用を期待し、児童・生徒の教育環境をさらに良いものとするため、今後の学校緑化の方向性を示すものとして、上位計画である教育振興基本計画及び環境基本計画を踏まえ、平成23年5月に学校緑化基本方針を策定しました。

##### ① 今後の方針

狛江市教育委員会では、学校における自然との共生を図ることにより、児童・生徒の教育環境を向上させることはもとより、地域における緑地の確保と維持管理を通じて地域とのコミュニケーションを充実させるための手段として、「学校の緑化」に取り組みます。

維持管理については、学校を中心として、保護者や地域の方々等関係者の理解と協力を求めつつ、緑化事業の種類に応じ、物理的な設置条件を考慮した工法等を選択し、効率的な活用と財政負担の軽減を図りつつ取り組むこととし、次のとおり基本方針を定めます。

##### 1) 校庭芝生化

- i. 踏圧の芝生への影響を考え、小学校を中心に芝生化を進めます。
- ii. 芝生化にあたっては、地域環境に配慮するとともに体育の授業等学校運営への影響を踏まえ、場所と踏圧と面積のバランス、維持管理団体を含めた維持管理体制の構築、維持管理費用など諸条件を考慮した上で、慎重に検討し、段階的に進めていきます。
- iii. 既設の芝生については、現状維持に努めつつ、様々な活用方法を研究し、模索していきます。

## 2) 壁面緑化

- i. 設置費用も維持管理費用も比較的低コストで実現可能な緑のカーテンを中心に壁面緑化に取り組みます。
- ii. 設置場所については、壁面の強度や向き、維持管理の作業性等といった諸条件を十分考慮して選択していきます。
- iii. 植物の種類は、各学校の設置条件や特色を活かして選択していきます。

※ 緑のカーテンのように、プランター等に植栽した植物を網に登はんさせた巻きつき型壁面緑化は、支持材によって植物の覆う範囲を限定することができます。このため、事例にもデザイン性を意識した緑化が多く見られます。利用可能な植物も多いことから、あさがお等季節感の効果をとり入れることも可能です。

## 3) 屋上緑化

- i. 現在屋上緑化している施設については維持管理の方法を整理するとともに、現状維持に努めます。
- ii. 校舎等の新築、増築等に併せて、都条例に規定される屋上緑化基準を満たすよう努めるとともに、維持管理の手法についても十分検討し、その負担が軽減されるよう工夫します。
- iii. 屋上の利用は、緑化(芝生化)だけでなく、太陽光発電設備や冷房用室外機の設置等、様々な利用を考慮した上で慎重に検討します。

## 4) その他

従前から進めている学校緑化として、樹木等の植栽があります。

草花などの植栽は教職員や児童・生徒が行っており、敷地の管理や高木以外の剪定は、各学校の用務が行っています。高木の選定については、作業上の安全確保から、専門の委託業者をお願いしています。樹木の状態を適切に判断することは難しく、見た目だけではわからないことも多く、専門家に診断してもらったところ、柳の幹が腐食していて、すぐに伐採しないと危険なこともありました。

樹木等の配置は全体のバランスを考慮した上で、適切な植栽管理を行うよう努めます。専門業者による定期的な剪定で、樹木の良好な状態を維持します。

### 【学校取組事例：狛江第三中学校】

小田急線高架沿い防音壁の側道を生徒会で「ふれん通り」と名付け、総合的な時間を活用して側道に花を植える活動に取り組んでいます。平成20年度から行っていますが、活動が地域や市民の方にも認められ、調布警察署や東京市町村自治調査会の地域力向上事業助成事業「花いっぱいエリア創設事業」の一環として支援を受け、「潤いの狛江三中」をテーマに現在に至っています。

地域の方も協力してくださり、常に花のある「癒やしの側道」として親しまれています。

## ② 緑化の現状

### 1) 校庭芝生化

#### 狛江第五小学校

|             |                                                                                           |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施工年度        | 平成 20 年度(平成 21 年度供用開始)                                                                    |
| 運動場面積       | 4,350 m <sup>2</sup>                                                                      |
| 芝生面積        | 1,032 m <sup>2</sup>                                                                      |
| 児童数         | 506 人(平成 25 年5月1日現在)                                                                      |
| 児童一人当たり芝生面積 | 2.0 m <sup>2</sup>                                                                        |
| 芝生種類        | ティフトン, ペレニアルライグラス                                                                         |
| 管理体制        | 狛江第五小学校グリーンプロジェクト(保護者・校庭利用団体・地域の方々のボランティア)を組織し, 五小の児童と共に芝刈りや除草等を実施。専門的維持管理作業は, 専門業者に管理委託。 |

### 2) 壁面緑化

| 導入校 | 植栽植物(平成 25 年度) | 設置場所                                                 |
|-----|----------------|------------------------------------------------------|
| 三小  | ゴーヤ            | 東校舎南側に約7m幅, 高さは3階窓下までのものを設置                          |
| 五小  | ゴーヤ, 朝顔        | 低学年棟校舎南側に約 20m幅, 高さは2階屋上までのものを設置                     |
|     | ゴーヤ, 朝顔        | 管理棟校舎南側に約7m幅, 高さは2階窓下までのものを設置                        |
| 六小  | ゴーヤ            | 南校舎南側に約 20m幅, 高さは3階窓下までのものを設置                        |
| 和泉小 | ゴーヤ            | 南校舎南側に約 20m幅, 高さは3階窓下までのものを設置                        |
| 緑野小 | ゴーヤ            | 校舎東側側面に約7m幅, 校舎2階から4階の窓に対して, 校舎東の平屋建て特別支援学級教室の屋上から設置 |
| 一中  | ゴーヤ            | 南校舎南側約 13m幅, 高さは3階窓下までのものを設置                         |
| 四中  | ゴーヤ            | 校舎南側約 20m幅, 高さは3階窓下までのものを設置                          |

なお, 狛江第二中学校の新体育館の壁面の一部には, 緑化パネルを設置しています。

### 3) 屋上緑化

緑野小学校と和泉小学校が屋上緑化に取り組んでいます。



(緑野小 屋上緑化)

## 8. 児童・生徒数、学級数及び教員数

### 児童・生徒数

平成 25 年5月1日現在

| 小学校 |     |       |      |     |     |     |     |     |               | 中学校 |     |       |      |     |     |               |
|-----|-----|-------|------|-----|-----|-----|-----|-----|---------------|-----|-----|-------|------|-----|-----|---------------|
|     |     | 総数    | 通常学級 |     |     |     |     |     | 特別支援<br>学級/固定 |     |     | 総数    | 通常学級 |     |     | 特別支援<br>学級/固定 |
|     |     |       | 1年   | 2年  | 3年  | 4年  | 5年  | 6年  |               |     |     |       | 1年   | 2年  | 3年  |               |
| 総数  | 学級数 | 108   | 18   | 18  | 16  | 18  | 15  | 18  | 5             | 総数  | 学級数 | 43    | 13   | 12  | 15  | 3             |
|     | 児童数 | 3,158 | 504  | 496 | 524 | 567 | 503 | 531 | 33            |     | 生徒数 | 1,375 | 446  | 414 | 498 | 17            |
| 一 小 | 学級数 | 20    | 3    | 3   | 3   | 3   | 2   | 3   | 3             | 一 中 | 学級数 | 13    | 3    | 3   | 4   | 3             |
|     | 児童数 | 542   | 86   | 74  | 99  | 98  | 80  | 87  | 18            |     | 生徒数 | 347   | 100  | 95  | 135 | 17            |
| 三 小 | 学級数 | 16    | 3    | 3   | 2   | 3   | 2   | 3   | -             | 二 中 | 学級数 | 13    | 4    | 4   | 5   | -             |
|     | 児童数 | 471   | 75   | 73  | 62  | 97  | 80  | 84  | -             |     | 生徒数 | 443   | 149  | 131 | 163 | -             |
| 五 小 | 学級数 | 16    | 3    | 3   | 2   | 3   | 2   | 3   | -             | 三 中 | 学級数 | 8     | 3    | 2   | 3   | -             |
|     | 児童数 | 506   | 71   | 94  | 80  | 96  | 77  | 88  | -             |     | 生徒数 | 247   | 83   | 75  | 89  | -             |
| 六 小 | 学級数 | 18    | 3    | 3   | 3   | 3   | 3   | 3   | -             | 四 中 | 学級数 | 9     | 3    | 3   | 3   | -             |
|     | 児童数 | 523   | 89   | 88  | 88  | 82  | 84  | 92  | -             |     | 生徒数 | 338   | 114  | 113 | 111 | -             |
| 和泉小 | 学級数 | 18    | 3    | 3   | 3   | 3   | 3   | 3   | -             |     |     |       |      |     |     |               |
|     | 児童数 | 531   | 85   | 85  | 93  | 93  | 86  | 89  | -             |     |     |       |      |     |     |               |
| 緑野小 | 学級数 | 20    | 3    | 3   | 3   | 3   | 3   | 3   | 2             |     |     |       |      |     |     |               |
|     | 児童数 | 585   | 98   | 82  | 102 | 101 | 96  | 91  | 15            |     |     |       |      |     |     |               |

### 教員数

平成 25 年5月1日現在（人）

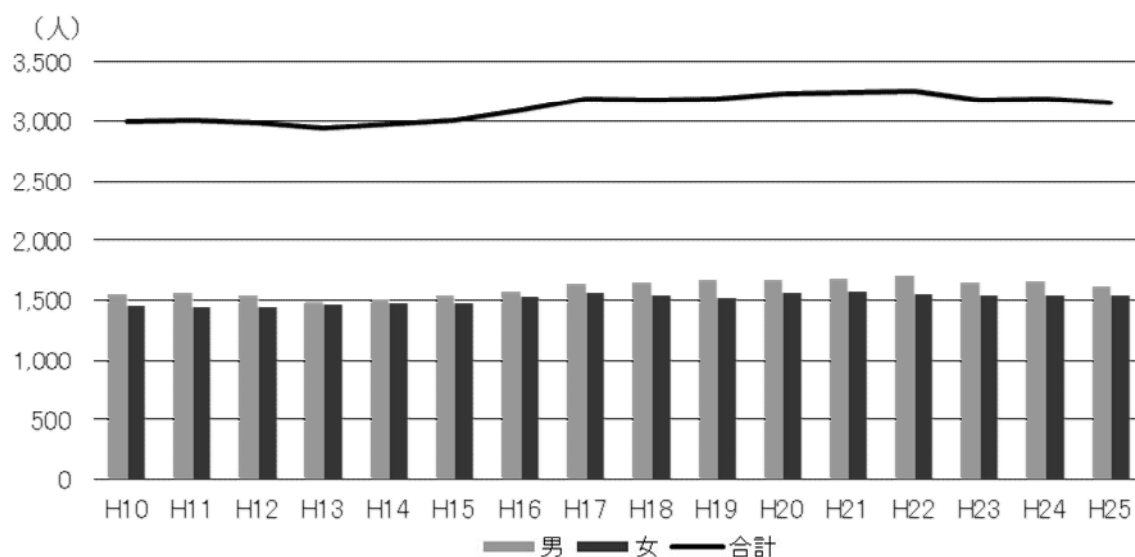
| 小学校 |     |     |     |     |     |     | 中学校 |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 総数  | 一 小 | 三 小 | 五 小 | 六 小 | 和泉小 | 緑野小 | 総数  | 一 中 | 二 中 | 三 中 | 四 中 |
| 172 | 28  | 27  | 23  | 26  | 30  | 38  | 95  | 26  | 28  | 21  | 20  |

# 児童・生徒数の推移

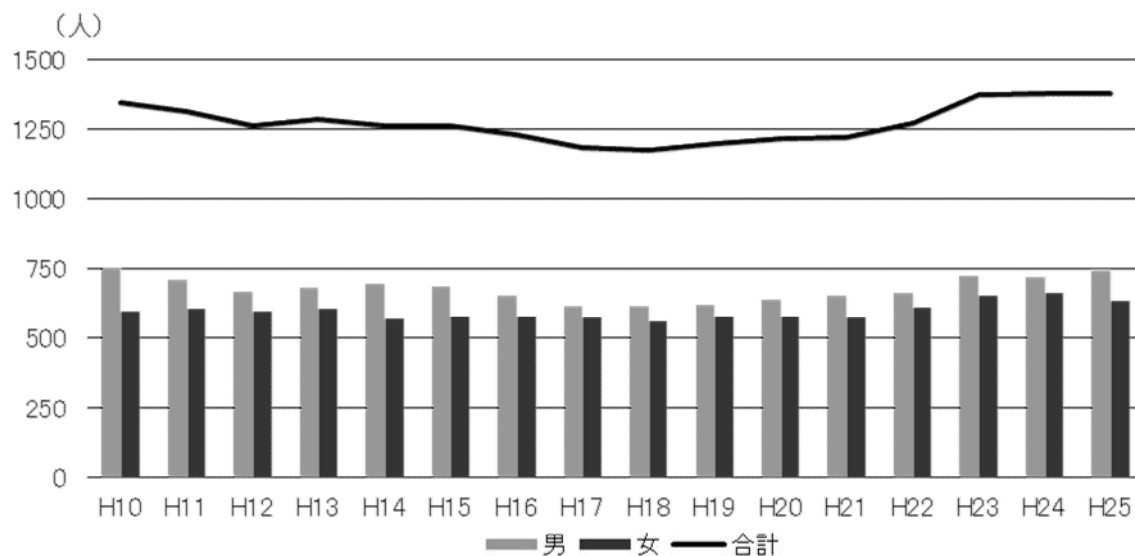
各年度5月1日現在

|     |      | H10   | H11   | H12   | H13   | H14   | H15   | H16   | H17   | H18   | H19   | H20   | H21   | H22   | H23   | H24   | H25   |
|-----|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小学校 | 学校数  | 8     | 8     | 8     | 7     | 7     | 7     | 7     | 6     | 6     | 6     | 6     | 6     | 6     | 6     | 6     | 6     |
|     | 学級数  | 100   | 102   | 100   | 99    | 101   | 101   | 104   | 102   | 101   | 102   | 103   | 104   | 107   | 106   | 109   | 108   |
|     | 児童数計 | 3,001 | 3,003 | 2,983 | 2,947 | 2,980 | 3,011 | 3,092 | 3,190 | 3,182 | 3,184 | 3,228 | 3,246 | 3,257 | 3,180 | 3,194 | 3,158 |
|     | 男    | 1,552 | 1,558 | 1,537 | 1,487 | 1,507 | 1,541 | 1,569 | 1,634 | 1,642 | 1,664 | 1,672 | 1,678 | 1,705 | 1,641 | 1,659 | 1,614 |
|     | 女    | 1,449 | 1,445 | 1,446 | 1,460 | 1,473 | 1,470 | 1,523 | 1,556 | 1,540 | 1,520 | 1,556 | 1,568 | 1,552 | 1,539 | 1,535 | 1,544 |
| 中学校 | 学校数  | 4     | 4     | 4     | 4     | 4     | 4     | 4     | 4     | 4     | 4     | 4     | 4     | 4     | 4     | 4     | 4     |
|     | 学級数  | 39    | 40    | 39    | 40    | 41    | 39    | 39    | 39    | 38    | 39    | 38    | 39    | 40    | 43    | 44    | 43    |
|     | 生徒数計 | 1,344 | 1,310 | 1,261 | 1,284 | 1,262 | 1,259 | 1,231 | 1,184 | 1,172 | 1,196 | 1,213 | 1,222 | 1,271 | 1,371 | 1,375 | 1,375 |
|     | 男    | 749   | 704   | 665   | 678   | 693   | 681   | 652   | 613   | 614   | 619   | 638   | 650   | 661   | 720   | 715   | 743   |
|     | 女    | 595   | 606   | 596   | 606   | 569   | 578   | 579   | 571   | 558   | 577   | 575   | 572   | 610   | 651   | 660   | 632   |

## 小学校児童数の推移



## 中学校生徒数の推移



## 9. 小・中学校

### 狛江第一小学校



【住所】狛江市和泉本町1-37-1

【電話】03(3480)0241・0242・0262

【開校年月日】明治5年9月25日

【開校記念日】10月9日

【校長】岡前 克之

【副校長】下島 保光

【通学区域】和泉本町1丁目 中和泉1丁目 東和泉1丁目 岩戸北1・3丁目 元和泉1丁目

#### 【学校の教育目標】

人間尊重の精神を基調として、国際社会において信頼と尊敬が得られる豊かな人間性の教育を目指し、健康でたくましい心と体、深い思考力と創造性をもち、一人一人の個性を尊重する児童の育成のために次の目標を設定しています。

げんきで がんばる子

よく考え 学び合う子

心ゆたかで なかよくする子

#### 【特徴】

狛江第一小学校は、1872(明治5)年の学制発布の年に「観聚学舎」として和泉村(当時、現 元和泉)の泉龍寺境内に開校した、市内で最も古い伝統のある学校です。いずみ学級(特別支援学級)

は、昭和36年(1961年)に開設され、児童一人一人の教育的ニーズに基づいたきめ細かい指導を行っています。さらに通常の学級といずみ学級との活発な交流活動が、子供たちの豊かな人間性の育成につながっています。

狛江第一小学校は、市のほぼ中心に位置し、『市民まつり』や地域の盆踊りイベントなどの会場に利用されています。また、地域との交流を大切にしています。地域の方の協力で、年間を通して各学年といずみ学級で『読み聞かせの会』を行っています。



『一小秋まつり』では、和泉本町一丁目町会・銀行町・第一育成委員会・狛江消防署・KoKoA・和泉児童館・一小FC・本校保護者・本校職員等がそれぞれのブースを担当します。子供たちも大人も楽しいひとときを計画・実施しています。3年生が竹トンボやお手玉、ベーゴマ等の遊び方を習う「昔あそびを学ぶ会」や4年生が家から野菜などを持ってきて筆で描く「絵手紙教室」等を行っています。

## 狛江第三小学校



【住所】狛江市猪方1-11-1

【電話】03(3480)8585・8586

【開校年月日】昭和32年10月1日

【開校記念日】10月15日

【校長】宮内 正秀

【副校長】高橋 邦夫

【通学区域】東和泉2丁目 猪方1丁目・2丁目1～4番・3丁目1～11番 駒井町1丁目1～7番・2丁目1～4番 岩戸南1～3丁目・4丁目1～17番 岩戸北4丁目

### 【教育目標】

よく考える子(知)

自ら問題を発見し、考える力

すすんでする子(意)

主体的に判断し、実践する力

思いやりのある子(徳)

思いやりのある倫理観、感動する心

元気な子(体)

心と体の健康

### 【特徴】

狛江第三小学校は、団塊の世代が学齢に達した昭和30年代前半、小田急線の南側に学校を作って欲しいという猪方や駒井町の住民の声を受け、昭和32年に開校しました。市内で一番敷地の広い小学校で、校舎の北側には「矢崎山」と呼ぶ緑が広がるなど、ゆったりとした環境にあります。

「地域に学び、地域に育つ子どもたち」を学校教育の一つの柱にしています。3年生は、毎年、学校近くの農家の畑で大豆作り

に取り組み、近隣農家の協力、指導の下、5月に豆をまき、6月に苗を畑へ移植し、9月には収穫を行い、その間、大豆の成長の観察や写生などをします。また、3年生は大豆を使った料理づくりにも挑戦しています。5年生は、毎年、矢崎山の一面に設けられた水田で米作りを行っており、水はりから田植え、稲刈り、稲の乾燥、脱穀、精米をして、みんなでおにぎりを作って食べます。農家の指導の下、唐箕などを使った昔の農作業なども体験しています。

教育活動では、読書教育、音楽教育に力を入れています。始業前、保護者の協力を得ながら「読み聞かせ」を行っています。音楽活動も盛んで、4年生でお琴に、6年生で管楽器に親しむ機会があります。音楽集会や狛江高校吹奏楽部との交流会など音楽活動がさかんです。

また、「絵手紙発祥の地ー狛江」を受けて、図工で4年生の年間指導計画に絵手紙を位置づけ、専門家の方の教育支援を受けて、学習を進めています。





【住所】狛江市東野川1-35-13

【電話】03(3489)4463・4430

【開校年月日】昭和 43 年4月1日

【開校記念日】6月1日

【校長】森永 ひさぎ

【副校長】丸本 敦嗣

【通学区域】和泉本町2丁目 岩戸北2丁目 東野川1～4丁目

### 【教育目標】

人間尊重の精神を基盤に、自ら進んで学習する態度を養い、情操豊で心身ともに健全な児童を育成するために、次の児童像を目標とします。

#### 明るい子

やさしくて思いやりのある子、素直でのびのびと生活する子

#### 考える子

正しいものの見方・判断ができる子、人の意見をよく聞き考える子、自分の考えをはっきり表現できる子

#### 強い子

健康安全に留意し進んで心身を鍛える子、最後までねばり強くやり通す子、正しいと思うことは勇気を持って行う子

### 【特徴】

狛江第五小学校は、昭和 40 年頃からの急激な児童の増加と覚東地区の学校建設の要望に応えて、一小と二小から分かれて昭和 43 年に開校しました。

五小の一番の特徴は、芝生の校庭です。東京都の学校校庭芝生化推進の一環として、平成 21 年度に市内で初めて校庭の約3分の1に芝生を植え、環境循環型学習のモデル校になっています。芝生の維持管理は、児童はもとより地域・保護者を中心としたボランティアで結成された狛江第五小学校グリーンプロジェクトによって行われています。この五小の芝生は「狛江のまち一魅力百選」に選定されています。



また、平成23・24年度の二年間にわたってICT機器を授業に取り入れ、児童の思考力を育てる研究を進めてきました。書画カメラは全クラスに設置され、デジタル教科書も各教科セットされ電子黒板も各クラスで多用されています。その他、完全整備となった、iPadを活用した授業も行われ、新しい授業の可能性を実感する検証も行われました。短焦点液晶プロジェクター等も授業活性化の大きな力となっています。

その他、狛江の地域の特性を活かし、給食に地場野菜を提供している農家を訪れ、狛江の農業について学ぶ一方、給食に用いる枝豆やトウモロコシ等の野菜の加工を体験するなど、産業と食育の面から学習を進めています。

## 狛江第六小学校



【住所】狛江市駒井町1-21-1      【電話】03(3480)9981・9982

【開校年月日】昭和46年4月1日      【開校記念日】6月13日

【校長】川崎 貴志      【副校長】鯨坂 映子

【通学区域】東和泉3丁目 猪方2丁目5～26番・3丁目12～41番・4丁目 駒井町1丁目8～41番・2丁目  
5～36番・3丁目 岩戸南4丁目18～32番

### 【教育目標】

よく考える子

思いやりのある子

運動をたのしむ子

### 【特徴】

狛江第六小学校は、駒井町、猪方などの地域の人口増で三小の児童が増えたため、同小から分かれ昭和46年に開校しました。



多摩川の近くに位置する立地条件を活かし、学校近くの「水辺の楽校」を拠点に多摩川を活用した学習に力を入れています。「川流れ体験」では、ライフジャケットを着て万が一水に落ちた時の心構えや、流されてしまった時の対応を、「がさがさ体験」では多摩川にいる生き物を観察するなど、学年毎にテーマを決めて学習しています。また、田園地帯の特性を活かし、近隣農家の協力の下、農作物の育成観察を行っています。様々な形で参加・協力して頂いているボランティアの方々に、緑のカーテンとして育成したゴーヤをプレゼントするなど地域との交流を深めています。10月からは、校地の一部芝生化も本格的に始まり、地域と協働できる環境作りをしています。

学校のアートデザイン化として、開校40周年には「六小キッズサインプロジェクト」として保護者の皆さんの協力のもと、階段や廊下の壁面に児童が絵を描きました。多摩川の流れやカワセミやとんぼを追いかけていくと図書室やパソコンルームにたどりつけるようになっています。風にゆれるやなぎの木や、川の流れは涼しげで多摩川での学習が日常的に行われている本校の恵まれた環境を実感させてくれます。

活字に親しむ教育として読書活動にも力を入れています。全学年を対象にPTAによる読み聞かせが始められたのは20年以上も前からで、始業前に保護者も読み聞かせを行っています。また、東京都言語能力向上推進校として、多摩川で体験したことを詩に表現する活動や新聞を使ってスクラップを作成する取り組み、コラムを読んで感想を書いたりする活動を通して「感性」と「論理的思考力」を育てています。

児童の父親同士の交流を深めるために結成された自主グループ「おやじーズ」も学校行事に多数参加しています。運動会等でのサポートや総合的な学習の時間での協力の他、夏休み休業中には「お父さんのサマースクール」で子供たちの職業体験もいただいています。

学校ボランティアの参加も多く、地域美化のために、児童と保護者、地域の方々と通学路のごみ拾いや草取りなどを数年前から行っています。



【住所】狛江市中和泉3-33-1

【電話】03(3480)3881・3882

【開校年月日】平成13年4月1日

【開校記念日】6月25日

【校長】羽曾部 陽

【副校長】鈴木 聡

【通学区域】中和泉2～5丁目 元和泉2・3丁目 東和泉4丁目 西和泉1・2丁目

【教育目標】

- かしこい子 よく考えて実行する子ども
- やさしい子 あたたく他を思いやる子ども
- たくましい子 健康でねばり強い子ども

【特徴】

屋上から、狛江市と多摩川が見渡せる和泉小学校は、狛江第四小学校と狛江第八小学校の統合校として平成13年に開校しました。

子ども、保護者、地域、教職員一同が仲良く子どもたちのために「チーム和泉」として教育活動を推進しています。そして以下のように、和泉小学校は地域の公立学校としての誇りと信頼の獲得に努めています。

＜確かな学力の定着＞

高学年の教科担任制や全学年算数科の少人数・TT指導など学力向上に取り組んでいます。また、全校一斉朝読書や保護者による読み聞かせなど、読書教育にも力を入れています。図書室は通常の教室の2.5倍の広さでヒノキの間伐材の床があり、保護者が図書館整備やお話の会を開催するなど協力的です。さらに、漢字検定や算数検定など、3年生以上の多くの希望者が意欲的に学び、受検しています。

＜恵まれた自然・地域環境＞

学区内には、伊豆美神社や万葉歌碑、兜塚、亀塚などの遺跡をはじめ、市の施設（むいから民家園、西河原公民館、あいとびあセンターなど）が数多くあり、地域を生かした学習が行われています。多摩川を生かした総合的な学習やペースランニング大会など、環境を生かした体力向上にも取り組んでいます。

また、環境に関する取り組みも多く、壁面緑化のために緑のカーテン、そして野菜を育てる広い学校園もあり、平成22年度環境教育優良校として東京都から表彰されました。

＜豊かな人間性を築く指導＞

1年生から6年生までが縦割り班を形成し、年間を通していっしょに遊んだり清掃したりします。また、毎学期、あいさつ運動が指導されています。

全学年が、コミュニケーションを図り、集団行動の規律獲得を目指して、遠足や社会科見学に出かけるほか、高学年は2泊3日の宿泊行事で精神の涵養を図ります。今年度の5年生は、林間学園で木島平に出かけました。6年生は、日光に移動教室で出かけます。

＜地域の学校＞

地域にある公立学校として、学区内にある幼稚園、保育園、中学校との連携も盛んです。就学児を招き、1年生の昔遊びや図書委員会による読み聞かせ、中学生と合同部活動や地域清掃など子ども同士が親しい時間を過ごします。また、中学校の先生による授業や教師間の交流など年間での連携を図っています。

地域人材を講師とした夏季ワークショップは、伝統や文化に触れる活動として、囲碁などの講座の開催や今年度導入されたipadを使ったカリキュラムがあり、たくさんの参加があり、地域に支えられています。





【住所】狛江市和泉本町4-3-1

【電話】03(3489)5418・5419

【開校年月日】平成 17 年4月1日

【開校記念日】6月 14 日

【校長】大場 一輝

【副校長】鬼村 哲志

【通学区域】和泉本町3・4丁目 西野川1～4丁目

#### 【教育目標】

子供たちが、知性、感性、徳性や体力を伸ばし、社会人として自立し国際社会に貢献する日本人の育成を目指します。

よく考える子

考えをもち表現する 学習意欲 夢や希望 確かな学力

美しさを感じる子

真・善・美を感じ与える 尊い価値 道徳 自然との調和

協力できる子

きまりを守る 勤労を尊ぶ 自立・責任 社会貢献

健康で頑張る子

明るく心身ともに健康 強い体力 根気 勇気 やる気

#### 【特徴】

緑野小学校は、狛江第二小学校と狛江第七小学校を統廃合して平成17年に開校しました。教室の廊下側の壁をなくしたオープンスペース仕様を市内で初めて採用し、また、2学年毎に設置された特別活動室などを活かし、クラスの枠を越えた児童相互の主体的な交流に力を入れています。



3年生からは、算数を習熟度別の少人数制授業で実施するほか、理科ではティームティーチングを行い、一人一人の児童にきめの細かい指導を重視して、学力の定着を図っています。14,000冊あまりの蔵書を誇る図書室とパソコンルームを有効に活用してメディアセンターとして機能させ、読書活動の他にも、調べ学習の場として役立て、児童が自ら学ぶ力の育成を目指しています。

統合前の二小に鼓笛隊、七小にブラスバンドがあり、その伝統を受け継ぎ、2室ある音楽室を活用して音楽教育に力を入れています。6年生全員がブラスバンド活動に取り組み、毎週月曜日の朝会や運動会、学校行事のほか、市民祭りでのパレードにも参加し、また、「大ホールで充実した演奏体験を」と多摩地区小学校管楽器演奏会、東京都小学校管楽器演奏会に市内で唯一毎年参加しています。このほか、各学年が交替でコーラスなどを発表する音楽集会を開催しています。

校舎には風力発電、太陽光発電設備が設置され、使用する電力の一部をまかなっています。また、ミニダムが備え付けられているため、雨水をトイレの水に再利用するなど有効利用が図られています。屋上や壁面の緑化にも取り組むなど、環境に配慮した校舎で教育が行われています。



【住所】狛江市和泉本町2-15-1

【電話】03(3480)0121・0122

【開校年月日】昭和 22 年4月1日

【開校記念日】7月6日

【校長】樋口 豊隆

【副校長】植村 多岐

【通学区域】和泉本町1～4丁目 東和泉1丁目1～5番 岩戸北1～3丁目 東野川1丁目1～4番・12～30 番

### 【教育目標】

志は高く世界を見つめて生きる、自立した社会人の育成を目指して、次の目標を設定します。

- 一. 向上…学びあい
- 一. 敬愛…思いやり
- 一. 共生…責任

### 【特徴】

狛江第一中学校は、昭和 22 年の学制改革に伴い市内初の新制中学校(旧狛江村立狛江中学校)として開校しました。開校以来「至誠楽園」という校訓を掲げていますが、「誠」の精神を一人一人が理解し、それが満ちあふれる学校であるとき、学校は「楽園」となることを表しています。



本校では、本年度、「狛江で育ち、狛江一中で学んだことを生涯の誇りにできる生徒を育てる」を目標に、「自尊感情や自己肯定感を高め、自信 やる気 確かな自我を育む」を経営計画の重点としています。また、市内中学校唯一の特別支援学級設置校として、行事や生徒会活動において特別支援学級と通常の学級との交流を多く取り入れ、生徒が互いに理解し



合い、切磋琢磨しながら、思いやりの心や一生懸命努力する心を育てています。特別支援学級の特色ある活動としては、毎日の“朝ランニング”を通して身に付けた体力を軸に、和太鼓の演奏に日々練習を重ね、毎年、社会福祉法人「こまえ正吉苑」の方々との交流を行い、平成 24 年度の夏は「中高生フェスティバル」へも参加しました。

生徒会活動も活発に取り組んでいます。内容は生徒会朝礼や週番活動・朝の挨拶運動に加え、平成 22 年度から始めた「ホワイトリボン運動」は、『“いじめをしない。させない。認めない。”』という取り組みで、生徒自らの意思で白いリボンを標準服の胸に付けるという活動です。年々賛同者の輪が広がり、生徒のいじめ防止に対する意識が高まっています。

さらに、ボランティア活動としての多摩川の清掃活動や花びら清掃・落ち葉掃き清掃、学校周辺の清掃などの活動や本年度は「ふれあいフェスティバル」での生徒会参加など行い、地域との交流や地域の一員としての自覚も深めています。



【住所】狛江市猪方2-7-1

【電話】03(3480)8891・8892

【開校年月日】昭和 42 年4月1日

【開校記念日】6月1日

【校長】渡辺 暁

【副校長】生田目 将

【通学区域】東和泉2・3丁目 猪方1～4丁目 駒井町1～3丁目 岩戸南1～4丁目 岩戸北4丁目

【教育目標】

互いを認め合い共に生きていることを意識し、感動する心を持ち、未来への夢や目標に向かい、強い意志で自らを律しつつ、その実現に努めるとともに、我が国と郷土を愛し、正義感や公正さを重んじ、たくましく生きぬく力を身に付けた生徒の育成を図るために次の目標を定めます。

相互敬愛

自主自律

意志と実践

【特徴】



狛江第二中学校は、狛江中学校(現 狛江第一中学校)の生徒数の増加に伴い、市南東部の小田急線の南側一帯を学区域として昭和 42 年に一中から分離し、開校しました。付近に公共施設が少なかった理由から、地域の人々が集まる場として学校が機能してきたため、地域との結びつきの強い学校です。

豊かな心をはぐくむとともに、良好な学年集団を育成するために、数年前から学年合唱に取り組んでいます。発表も様々な行事で行われるため、生徒は授業以外の時間にも練習を積んでいます。また、将来に対する意識を高める目的から、職場体験を他の中学校よりも早く、1年生で実施しています。平成21年度から各教科を中心に生徒一人一人の表現力を高める「言語活動の充実」に取り組んで来ましたが、平成25年度は総まとめとして、学級・学年集団において思考力・判断力の反復を伴った相互交流による表現力の育成に努めています。各学年で「学年合唱」「校外学習」「進路選択」への取り組みに対し意識的に話し合い・説明や発表・レポート作成などを取り入れ、表現力の向上を図っています。体力向上などの面で、多摩川の堤防を走る長距離走記録会を実施していますが、これは創立2年目から行われている行事で、全校生徒が参加します。

部活動も盛んで、中学校としては全国的にも珍しいダブルダッチ部があります。全国大会での優勝や、アメリカで行われた「世界大会ナショナルホリデークラシック」での入賞の実績があります。また、美術部では、近くの白幡菅原神社の秋祭りの行灯を地元の人の依頼で毎年作成しています。

PTA やおやじの会の活動も活発に行われています。学校行事への献身的な協力・夜間パトロールや生徒との交流も年に数回企画されます。



【住所】狛江市元和泉1-23-1

【電話】03(3489)5416・5417

【開校年月日】昭和48年4月1日

【開校記念日】9月13日

【校長】平岡 盛仁

【副校長】工藤 聡

【通学区域】元和泉1～3丁目 東和泉1丁目6～36番・4丁目 西和泉1・2丁目 中和泉1～5丁目

【教育目標】

よく考え実行できる生徒

学ぶよろこびを持つ生徒

健康で心の広い生徒

【特徴】

狛江第三中学校は、生徒の急増に伴って狛江第一中学校、狛江第二中学校から分かれて昭和48年に開校しました。正門から校舎へと続く道には両側に10本のイチョウが植えられ、「メモリーロード」と名付けられています。今年度は開校四〇周年を迎えます。



始業前の10分を朝読書の時間に充てて読書習慣を推進しています。また、ティーチングアシスタントの有効活用や、少人数授業、TT指導体制等、個に応じた学習指導を推進しています。

生徒会活動が盛んで、なかでも毎年10月中旬に行われる「銀杏募金活動」は、1991年に雲仙普賢岳噴火の被災地支援を目的に始まった募金活動で、メモリーロードの銀杏の実の収穫、皮むき、乾燥、袋詰めなどを生徒全員の手で行っています。これらを募金してくれた方々に配り、集まったお金をユニセフに寄付しています。総合的な学習の時間を活用して、近隣の側道に花を植える活動を行っています。平成20年度から学校単独で行っていたものですが、平成22年度に調布警察署から環境改善プロジェクトの対象地区の指定を受け一気に促進し、平成23年度からは、駅付近の放置自転車防止、ゴミのポイ捨て防止と地域景観の美化を目的に行われる都の事業として行われています。雑草とりやごみ拾いなどでは、地域の方々にも協力して頂き、癒やしの側道として親しまれています。

また、キャリア教育も特色の一つで、自立した、地域で役立つ人材の育成を目指し、職場体験学習はもちろんのこと、三年間を見通したカリキュラムの下、全職員で取り組んでいます。地域の防災拠点として、平成24年度より、狛江消防署、狛江市役所安心安全課、第三育成委員会の全面協力の下、総合防災訓練を実施しています。災害時に於ける「地域で役立つ中学生」の育成を目指し、三年間を見通したプログラムを実施しています。

地域の第一小学校・和泉小学校と積極的な連携を推進しています。生徒会による説明会や部活動体験入部とプレ入部、体育祭での小学生レースを実施しています。和泉小学校とは、「合同和泉の日」に小中合同で通学路の清掃、あるいは6年生が中学校体験として中学校の教室で授業を行ったり、中学1年生が和泉小で4年生に地域安全マップの発表を行ったりと、小学校との絆を深める取り組みを積極的に行っています。



【住所】 狛江市東野川4-1-1

【電話】 03(3480)9691・9692

【開校年月日】 昭和 55 年4月1日

【開校記念日】 9月 20 日

【校長】 村上 昭夫

【副校長】 森田 裕之

【通学区域】 東野川1丁目5～11番・31～36番・2～4丁目 西野川1～4丁目

【教育目標】

人権尊重の精神を基調とし、知性、感性、道徳心や体力等の調和のとれた人間性豊かで、たくましく生きる人間の育成を目指して、次の目標を設定する。

1. 自立（すすんで学び考える力をつけよう。）
2. 連帯（力を合わせみんなのためにつくそう。）
3. 健全（規律を重んじ心身をきたえよう。）

【特徴】

狛江第四中学校は、生徒の増加に伴って狛江第一中学校から分かれて、昭和 55 年に開校しました。



生徒の自主的な活動が活発で、毎年 10 月に行われる合唱祭では、オープニングセレモニーで劇やダンス、舞台背景としての組画なども生徒たちが手がけます。また、体育祭で行われる友情の文字（人文字）、近隣の農家から頂いた竹で作る七夕の飾り付けや3年生を激励する会などは、生徒会が中心となって行っています。

昭和 57 年に友情と連帯のシンボルとして造られた「友情の鐘」や平成 12 年に創立 20 周年を記念して建てられた「自立のモニュメント」は、生徒会が中心となりデザインや資金集めの廃品回収などを実施して完成しました。生徒がデザインした高さ約3メートルのコンクリート製のドームにつるされた「友情の鐘」は、今でも毎朝、生徒が交替で鳴らすことが伝統となっています。



PTA 活動も盛んで、卒業生から高校生活などの取材をして作られた「アドバイスブック」、体育祭や合唱祭の受付、地域の方を講師として学ぶ「ザ・四中スペシャル」など様々な面から生徒に対するサポートを実施しています。

合唱は移動教室や修学旅行で現地の人々との交流会で披露するなど、学校として力を入れて取り組んでいます。また、合唱部は、過去に NHK 全国合唱コンクールで金賞を受賞したことがあります。

## 10. 狛江市教育研究所

教育振興基本計画に示された具体的な施策  
「適応指導及び特別支援教育を一層推進します。」

狛江市教育研究所は、市における教育の充実及び振興を図るために設置され、次の事業を展開しています。

- 1) 教育に関する資料の収集、調査、研究及び普及に関すること。
- 2) 教職員の研究、研修及び相談に関すること。
- 3) 教育相談に関すること。
- 4) 不登校児童・生徒の適応指導に関すること。

### (1) 沿革

| 年月日            | 主な出来事                                                                                                        |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 46 年4月1日    | 児童・生徒の様々な教育上の相談に応じる機関として「教育相談所」を教育委員会事務局に新設する。                                                               |
| 昭和 49 年4月1日    | 福祉会館内に移設する。                                                                                                  |
| 昭和 63 年4月1日    | 狛江第二小学校内に移設する。                                                                                               |
| 平成元年4月1日       | 教職員の研修の充実を図るため、狛江第二小学校内に「教職員研修室」を新設する。                                                                       |
| 平成4年4月1日       | 不登校児童・生徒の指導に当たるため、研修室に「学校適応教室」を仮設する。                                                                         |
| 平成5年4月1日       | 教育相談所・教職員研修室・学校適応教室を統合し「狛江市教育研究所」とする。所長は教育委員会指導室長が兼務する。                                                      |
| 平成6年4月1日       | 学校適応教室を学習相談室と改める。                                                                                            |
| 平成 16 年4月1日    | 学習相談室を「ゆうゆう教室」と改める。                                                                                          |
| 10 月1日         | 東京都より旧東京都調布狛江保健相談所の用途変更が承認されたことに伴い、健康福祉部から教育委員会が引き継ぐ。                                                        |
| 平成 17 年4月1日    | 狛江第二小学校、狛江第七小学校の統合に伴い現在地に移転する。現場統括者として次長を置く。組織的運営と内容の充実を図るため、庶務・研修・教育相談(ゆうゆう教室を含む)の三部に部長を配置し、新教育研究所をスタートさせる。 |
| 平成 19 年4月1日    | 教育アドバイザーを配置する。発達・ことばの相談担当者を配置する。文部科学省「学校図書館支援事業」に関するセンターを本研究所内に置く(2年間)。                                      |
| 平成 20 年 11 月8日 | 外灯、門扉及びフェンスの取替工事を終了する。                                                                                       |
| 平成 21 年4月1日    | スクールソーシャルワーカー(SSW)を配置する。                                                                                     |
| 平成 22 年3月1日    | 屋上防水加工、壁周囲塗装工事を終了する。                                                                                         |
| 平成 25 年4月1日    | 狛江市教育研究所条例を施行する。                                                                                             |

## (2) 組織及び分掌事務

| 部     | 分掌事務                                                                                                                                                                                                      |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 庶務部   | (ア) 文書の收受, 発送, 整理及び保管に関すること。<br>(イ) 所内の運営及び施設設備の維持管理に関すること。<br>(ウ) 経理事務及び物品管理に関すること。<br>(エ) ホームページの管理に関すること。<br>(オ) 子育て事業グループ施設使用時の管理に関すること。<br>(カ) 教育情報資料の収集, 整理, 保管及び活用に関すること。<br>(キ) 他の部に属さない事項に関すること。 |
| 研修部   | (ア) 教職員の研修に関すること。<br>(イ) その他指導室実施の各種研修及び調査の支援に関すること。<br>(ウ) 学校相談巡回活動に関すること。<br>(エ) 教育アドバイザー                                                                                                               |
| 教育相談部 | (ア) 就学前の幼児, 児童及び生徒の教育相談に関すること。<br>(イ) 小学校訪問教育相談に関すること。<br>(ウ) ゆうゆう教室に関すること。<br>(エ) ゆうあいフレンドに関すること。<br>(オ) 就学相談(特別支援教育)に関すること。<br>(カ) スクールソーシャルワーカーに関すること。                                                 |

## (3) 事業概要

### ① 教員研修

#### 「学校経営に学ぶ」

今年度, 新たに任用された主任教諭を対象に, 主任教諭としての役割や職責について学ぶ『主任教諭任用時研修会』を企画・実施します。

|         | 実施日      | 講師                                     |
|---------|----------|----------------------------------------|
| 平成 24 年 | 8 月 27 日 | 狛江第六小学校校長 川崎 貴志 氏<br>狛江第三中学校校長 平岡 盛仁 氏 |

#### 「優れた授業者に学ぶ」

市内の小中学校に在籍する経験豊富で実績のある主幹教諭・主任教諭を講師に迎え, 2・3年次(昨年度は4年次)の若手教員の指導力を高めるための研修会を企画・実施します。

|         |     | 実施日       | 会 場<br>授 業 者          | 講 師                      |
|---------|-----|-----------|-----------------------|--------------------------|
| 平成 24 年 | 第1回 | 10 月 2 日  | 狛江第五小学校<br>教諭 平本 梨絵 氏 | 狛江第五小学校<br>主幹教諭 小松 潤子 氏  |
|         | 第2回 | 10 月 4 日  | 狛江第六小学校<br>教諭 湊 安奈 氏  | 狛江第六小学校<br>主任教諭 大脇 眞理子 氏 |
|         | 第3回 | 11 月 30 日 | 狛江第一中学校<br>教諭 中澤 幸彦 氏 | 狛江第四中学校<br>主幹教諭 荒田 勉 氏   |

## ② 「展望」発行

学校で優れた実践や授業を展開している事例を公開することにより、保護者及び地域の人々の学校教育に対する理解を深め、さらに教員の意欲の喚起につなげます。ホームページでも公開しています。

@狛江市教育研究所ホームページ(<http://www.komae.ed.jp/edu/ins/>)

ホーム>教育研究所概要>事業概要>研修部の事業

## ③ 教育相談(来所・電話)

市在住の就学前の5歳児, 小・中学生及び保護者の悩みや心配ごとについて臨床心理士の資格を持つ専門教育相談員が相談に応じています。

- ・ 発達・ことばの相談については, 言語聴覚士が対応します。
- ・ 相談内容により面接や遊戯療法, 言語指導を行います。
- ・ 各小学校に週2回専門教育相談員が勤務し相談に応じます。また, 月2回言語聴覚士が訪問し, ことばや聞こえを中心に相談に応じ, 助言と支援を行います。
- ・ 電話相談は, 長い教職経験をもつ元教育管理職の相談員が対応します。

また, 社会福祉士, 精神保健福祉士, 臨床心理士等の資格をもつスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置し, 市内の全小・中学校を対象に, 不登校, いじめ, 虐待, 家庭の養育などの問題を抱える児童・生徒, 保護者への支援を行い, 課題を抱える本人を取り巻く学校, 家庭, 地域の関係機関(医療機関, 児童相談所等)とのネットワークを築き, 連携しながら解決を図っています。

学校の要請によりSSWを派遣し, 社会福祉の専門的知識, 技術や理論等に基づいて支援活動を行います。

## ④ ゆうゆう教室(適応指導教室)

ゆうゆう教室は, 通常の学校生活にうまく適応できずに登校できなかつたり, 不登校傾向にある児童・生徒を対象に, 家に引きこもらずに, ゆったり心を開いて活動するための場を提供し, 在籍校への復帰を目指しています。そのために, 在籍校と連携しながら, 臨床心理を学んだ指導員が, 自学・自習を基本とした個別の学習支援(午前中心)や豊かな人間関係を築くための適応指導(午後中心)を行っています。午後については, 児童・生徒一人ひとりが各自の興味・関心に合わせて, 自発的に時間割を作成し, 自分のペースで学習をしたり, 教室の仲間と卓球やバドミントン等のスポーツやゲームをして楽しむこともあります。また, グループ学習(教科は理科で週1回程度)や調理学習(学期1回程度), 遠足などの行事も実施しています。

## ⑤ ゆうあいフレンド

学校にもゆうゆう教室にも行くことのできない特に引きこもりがちの児童・生徒には、臨床心理を学んだ相談員が家庭を訪問して話し相手になったり、一緒に遊んだり、学習の手助けなどをして、人間関係を結べるよう本人の自発的活動を支援しています。支援は、週1回4時間以内です。

### (4) 施設概要

【所在地】泊江市元和泉1-11-11

【敷地面積】763.32 m<sup>2</sup>

【建築面積】273.82 m<sup>2</sup>

【延床面積】455.23 m<sup>2</sup>(1階 223.26 m<sup>2</sup> 2階 231.97 m<sup>2</sup>)

【構造】鉄筋コンクリート造 地上2階



## Ⅲ. 社会教育

### 1. 事業方針

#### ①社会教育の奨励・援助

市民の学習、交流、集い等の活動をより豊かにするため、また、社会教育のより一層の振興を目指すため、社会教育活動の奨励、援助に努めます。

#### ②各種の社会教育活動への諸条件整備

市民の自主的な社会教育活動への参加に対し、施設整備、内容の充実等に向け、関係各機関との総合的な調整を図るなど、市民の社会教育活動充実への諸条件の整備に努め、教育目標達成を図ります。

### 2. 事業概要

| 事業名                   | 内容                                                                                                 | 対象                       | 期日    |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|-------|
| 教育委員会名義の「後援」や「共催」について | 社会教育活動及びびスポーツ振興のために団体からの申請を受けて教育委員会が「狛江市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱」に基づき、団体が実施する事業に対して後援や共催の名義使用を認めるものです。 | 社会教育関係団体                 | 随時受付  |
| 情報提供と相談               | 社会教育に関する資料やデータ等の提供、社会教育活動の団体紹介など、市民向けに参加奨励を図ると共に、活動者の悩みなどの相談に応じます。                                 | 社会教育関係団体<br>一般市民         | 随時受付  |
| 社会教育関係委員代表者連絡協議会      | 社会教育関係の各委員会が機能的な活動を展開するために、相互理解と連絡調整を目的として開催します。                                                   | 関係各委員会                   | 年4回以内 |
| 学校施設の開放               | 社会教育関係活動の利用に供するため、学校教育上支障のない範囲で校庭・体育館等を開放します(一部特別教室等も含む)。                                          | 社会教育関係団体<br>施設利用団体(市内団体) | 年間    |
| こどもかけこみ 110 番         | 狛江市立学校 PTA 連合会の実施に対して補助を行うほか、登録者に被害が及んだ時に見舞金を支給します。                                                | こどもかけこみ 110<br>番設置協力者    | 年間    |

### 3. 社会教育委員

社会教育法(以下「法」という。)第15条第1項に基づき、都道府県及び市区町村は社会教育委員を置くことができます。社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、社会教育に関する諸計画の立案や調査研究を行うとともに、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができます(法第17条)。

#### (1) 社会教育委員

委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱します(法第15条第2項)。委員の定数は10人以内で、任期は2年です(狛江市社会教育委員の設置に関する条例第2条、第3条)。

平成25年4月1日現在

| 職名   | 氏名     | 職名 | 氏名     |
|------|--------|----|--------|
| 委員長  | 善養寺 大作 | 委員 | 伊藤 輝芳  |
| 副委員長 | 住友 和子  | 委員 | 豊島 秀臣  |
| 委員   | 飯坂 ひとみ | 委員 | 森永 ひさぎ |

#### (2) 平成24年度定例会

|        | 日時                             | 議題                                                                                                                                             |
|--------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回定例会 | 平成24年4月18日(水)<br>19時00分～21時10分 | (1) 委員長・副委員長の互選について<br>(2) 東京都市町村社会教育委員連絡協議会定期総会について<br>(3) 東京都市町村社会教育委員連絡協議会第2回理事について(報告)<br>(4) 各分科会について<br>(5) その他                          |
| 第2回定例会 | 平成24年5月23日(水)<br>19時00分～21時00分 | (1) 東京都市町村社会教育委員連絡協議会定期総会について(報告)<br>(2) 継続審議案件について<br>(3) その他                                                                                 |
| 第3回定例会 | 平成24年6月20日(水)<br>19時00分～21時30分 | (1) 東京都市町村社会教育委員連絡協議会第5ブロック理事会について(報告)<br>(2) 平成24年度狛江市社会教育関係委員代表者連絡協議会について(報告)<br>(3) 平成24年度狛江市社会教育関係委員連絡協議会総会について<br>(4) 各分科会について<br>(5) その他 |
| 第4回定例会 | 平成24年7月18日(水)<br>19時00分～21時30分 | (1) 狛江市社会教育関係委員連絡協議会総会について<br>(2) 東京都市町村社会教育委員連絡協議会継続審議案件について<br>(3) 各分科会について<br>(4) その他                                                       |

|        | 日時                                          | 議題                                                                                                                                                                                                |
|--------|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第5回定例会 | 平成 24 年 9 月 19 日(水)<br>19 時 00 分～21 時 15 分  | (1) 東京都市町村社会教育委員連絡協議会第5ブロック研修会について<br>(2) 東京都市町村社会教育委員連絡協議会継続審議案件について<br>(3) 各分科会について<br>(4) その他                                                                                                  |
| 第6回定例会 | 平成 24 年 11 月 21 日(水)<br>19 時 00 分～21 時 00 分 | (1) 東京都市町村社会教育委員連絡協議会第5ブロック研修会について(報告)<br>(2) 東京都市町村社会教育委員連絡協議会交流大会について<br>(3) 各分科会について<br>(4) その他                                                                                                |
| 第7回定例会 | 平成 24 年 12 月 19 日(水)<br>19 時 00 分～21 時 20 分 | (1) 東京都市町村社会教育委員連絡協議会第 5 ブロック研修会について (報告)<br>(2) 第 54 回全国社会教育大会山梨大会・第 43 回関東甲信越静社会教育研究大会について (報告)<br>(3) 東京都市町村社会教育委員連絡協議会交流大会について (報告)<br>(4) 各分科会について<br>(5) 平成 24 年度社会教育委員活動記録等について<br>(6) その他 |
| 第8回定例会 | 平成 25 年 2 月 20 日(水)<br>19 時 00 分～21 時 20 分  | (1) 学校開放事業について<br>(2) 東京都市町村社会教育委員連絡協議会年間活動記録について<br>(3) その他                                                                                                                                      |

(注) 分科会とは、各テーマについて担当する委員を決定し、審議するものです。平成 24 年度の分科会は「学校開放について」をテーマとしました。

#### ※平成 24 年度 社会教育委員

委員長:羽田野 英博

副委員長:三橋 靖子

委員:飯田 一昭

委員:石田 寿彦

委員:小林 淳史

委員:斎藤 謙一

委員:善養寺 大作

委員:山田 裕

## Ⅳ. 公民館

教育振興基本計画に示された具体的な施策  
「学ぶ意欲を高める事業の充実に努めます。」

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とし、市町村が設置します(社会教育法(以下「法」という。)第20条、第21条)。

### 公民館の主な事業(法第22条)

- (1) 定期講座を開設すること。
- (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- (4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- (5) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- (6) その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

### 1. 基本方針

公民館は、人と人とを結ぶ役割をにないつつ、さらに地域住民の生活課題への取組みを中心とした学習や文化・レクリエーション活動に対し、施設設備の提供や相談、学習機会や資料の提供をとおして、生活に根ざした活動を進めます。

### 2. 施設概要\*平成24年4月1日現在

【開館時間】9時00分～21時30分 ただし、西河原公民館陶芸窯の利用時間は5時～22時

【休館日】毎月第一・第三火曜日、祝日、国民の休日、12月28日～1月4日

#### 西河原公民館(本館)

【所在地】狛江市元和泉2-35-1 【電話】03-3480-3201

|        | 定員(人) | 使用料(円) | 目的外(円) | 備考                    |      |
|--------|-------|--------|--------|-----------------------|------|
| 暗室     | 6     | 100    | 1,000  |                       |      |
| リハーサル室 | 15    | 200    | 2,000  | アップライトピアノ有            |      |
| 茶室     | 16    | 200    | 2,000  |                       |      |
| 学習室Ⅰ   | 60    | 500    | 5,000  |                       |      |
| 学習室Ⅱ   | 36    | 300    | 3,000  |                       |      |
| 学習室Ⅲ   | 24    | 300    | 3,000  |                       |      |
| 料理実習室  | 24    | 600    | 6,000  | 料理実習使用                |      |
|        |       | 300    | 3,000  | 料理実習以外使用              |      |
| 和室     | 37    | 400    | 4,000  |                       |      |
| 視聴覚室   | 30    | 400    | 4,000  | アップライトピアノ有            |      |
| 生活工芸室  | 34    | 500    | 5,000  | 七宝焼・陶芸・木工・染色・紙漉きでの利用可 |      |
| 陶芸窯    |       | 1,200  | －      | 素焼                    | 1台ごと |
|        |       | 3,600  | －      | 本焼                    |      |

|                     | 定員(人) | 使用料(円) | 目的外(円)                                | 備考         |          |
|---------------------|-------|--------|---------------------------------------|------------|----------|
| 多目的ホール              | 202   | 1,300  | 13,000                                | ホール全部使用    | グランドピアノ有 |
|                     |       |        | 6,500                                 | 舞台又は客席のみ使用 |          |
| 展示ギャラリー             | -     | -      | 目的外使用の展示期間は1週間を限度とし、1日につき10,500 円とする。 |            |          |
| その他、パソコン室、幼児室、団体活動室 |       |        |                                       |            |          |

**備考**

1. 社会教育目的外や市内在住・在勤・在学者以外の使用については、上記目的外の金額とする。
2. 主に高校生以下の者で構成する団体が使用する場合の使用料は、上記金額の半額とする(陶芸窯、また、目的外使用の場合を除く)。
3. 各室の使用時間区分は、9時～12時、13時～17時及び18時～21時30分とし、上記金額は1区分ごとの使用料とする。ただし、陶芸窯は、工程1回ごととする。
4. 施設を時間の区分を超えて連続使用する場合は、区分ごとの使用料の合計額をその使用料とする。

**中央公民館(分館)**

【所在地】狛江市和泉本町1-1-5【電話】03-3488-4411

|                           | 定員<br>(人) | 使用料<br>(円) | 社会教育目的<br>外使用料(円) | 備考              |             |
|---------------------------|-----------|------------|-------------------|-----------------|-------------|
| 第一会議室                     | 12        | 300        | 3,000             |                 |             |
| 第二会議室                     | 12        | 300        | 3,000             |                 |             |
| 第三会議室                     | 12        | 200        | 2,000             |                 |             |
| 第四会議室                     | 20        | 600        | 6,000             |                 |             |
| 和室                        | 80        | 300        | 3,000             | 茶道での利用可         |             |
| 料理実習室                     | 24        | 800        | 8,000             | 料理実習使用          |             |
|                           |           | 400        | 4,000             | 料理実習以外使用        |             |
| 美術工芸室                     | 18        | 400        | 4,000             | 美術工芸室のみ使用       | 七宝焼・陶芸での利用可 |
|                           |           | 200        | 2,000             | 陶芸窯を同時使用        |             |
| 陶芸窯                       |           | 600        | -                 | 素焼              | 1台ごと        |
|                           |           | 800        | -                 | 本焼              |             |
| 視聴覚室                      | 40        | 600        | 6,000             | アップライトピアノ有      |             |
| 講座室                       | 40        | 600        | 6,000             |                 |             |
| ホール                       | 150       | 1,000      | 10,000            | 多目的, アップライトピアノ有 |             |
| その他, 保育室, 団体活動室, 展示ショーケース |           |            |                   |                 |             |

**備考**

1. 社会教育目的外や市内在住・在勤・在学者以外の使用については、上記目的外の金額とする。
2. 主に高校生以下の者で構成する団体が使用する場合の使用料は、上記金額の半額とする(陶芸窯、また、目的外使用の場合を除く)。
3. 各室の使用時間区分は、9時～12時、13時～17時及び18時～21時30分とし、上記金額は、1区分ごとの使用料とする。ただし、陶芸窯の使用料は、工程1回ごととする。
4. 施設を時間の区分を超えて連続使用する場合は、区分ごとの使用料の合計額をその使用料とする。

### 3. 事業方針

- ① 快適な学習施設として環境を整え、市民の利用に供します。
- ② 社会教育に関する資料や情報の収集・提供をとおり、市民ニーズを反映した公民館の運営に努めます。
- ③ 市民の自主的な学習・文化活動等、グループの育成・援助に努めます。
- ④ 市民の学習活動の充実をめざし、施設整備及び諸機能の有効活用を図ります。
- ⑤ 公民館活動への契機及び学習や活動を発展させる機会として、主催講座や各種事業を実施します。
- ⑥ 教育機関相互の連携・協力及び関係行政との連携を図り、事業を円滑に進めます。

### 4. イベント事業

公民館では、市民の学習・文化活動の拠点として、自主的で多様な活動を援助するとともに、各種講座等の事業を年間にわたって展開しています。

\* 館:「西」西河原公民館 「中」中央公民館

| 事業名             | 館 | 内容                                                                                                                                                               | 対象                | 期日  |
|-----------------|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-----|
| 施設設備の整備・充実      |   | ① 施設の快適性と安全性を維持するために、定期的に保守・点検を行い利用に供します。<br>② 利用者相互の協力や館との連絡調整を図りながら、施設の改善、有効利用を進めます。<br>③ 自由な語らいと交流の場としてロビーを開放しています。                                           | 市民                | 年間  |
| 自主グループの育成・援助・交流 |   | ① 利用団体の交流や公民館との連絡調整を図るために「利用者懇談会」を開催します。<br>② 求めに応じて助言・指導にあたるなど学習上の援助を行います。<br>③ 活動のために必要な印刷やコピーのサービスをします。<br>④ 団体活動室には、団体の資料等を置く棚を設置し、また簡単な打合せや作業のためのテーブルがあります。 | 利用団体              | 年間  |
| ホール運営           | 西 | ホールの運営については、利用者との事前打合せ等、連絡調整を密にして円滑に進むよう努めます。                                                                                                                    | 西河原公民館<br>ホール利用団体 | 年間  |
| 展示ギャラリー         | 西 | 芸術文化関係団体等の作品展や活動発表等、市民のギャラリーとして利用に供します。                                                                                                                          | 市民                | 年間  |
| 展示ショーケース        | 中 | 芸術文化関係団体等の作品の展示スペースとして利用に供します。                                                                                                                                   | 市民                | 年間  |
| 公民館だより          |   | 公民館活動が地域に根付くような交流と情報提供の広場とします。                                                                                                                                   | 市民                | 年4回 |

| 事業名        |           | 館 | 内容                                                                                                                   | 対象                    | 期日                 | 24 年度<br>参加人数(人)                   |
|------------|-----------|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|--------------------|------------------------------------|
| 学習グループ保育   |           | 中 | 育児期の女性がグループで学習活動を行うために保育を行う。                                                                                         | 乳幼児と保護者               | 年間                 | 36<br>(延べ 855)                     |
| いきいき子育てルーム |           | 西 | 子育てで家に閉じこもりがちな保護者に交流の場をつくり、情報交換や子育ての悩みについてアドバイザーが応えてひとときの居場所をつくる。                                                    | 乳幼児と保護者               | 金曜(第五週目は担当者不在)午前   | 延べ 2,177<br>(子ども 1,158<br>大人 1019) |
| 青少年事業      | 子どもの広場    | 中 | 学校、学年を越えた仲間づくりと、物を作り、遊ぶ楽しみや指導者との触れ合いの広場です。                                                                           | 市内在住、在学の小学1・2年        | 5～3月<br>水曜午後 18 回  | 1・2年 11<br>(延べ 173)                |
|            | 夏休み将棋教室   | 中 | 学校、家庭、地域が主体となり、社会の基本的なルール及び伝統文化である将棋を学ぶ機会を提供する。                                                                      | 小学生 30 人              | 7月 24 日～<br>26 日午前 | 26<br>(延べ 70)                      |
|            | 野外サークル    | 中 | 野外活動をととして自主性、協調性を身につけ、学校、学年を越えた仲間づくりを進めます。                                                                           | 市内在住・在学の小学4年～中学生 30 人 | 4～3月<br>第二土曜又は日曜   | 22<br>(延べ 167)                     |
|            | 少年少女体験教室  | 西 | 学校では体験できない教室を開催し、地域との交流を図る。                                                                                          | 小中学生 15 人             | 8月3～5、<br>25・26 日  | 3～5 日 延べ<br>36、25・26 日<br>21       |
|            | どろん CO 農園 | 西 | 農業を通して土に親しむことにより、自然の豊かさや厳しさを知り、食に関する興味、関心を育てる。                                                                       | 小学3年～中学生 20 人         | 4～3月日曜<br>月2回程度    | 22<br>(延べ 243)                     |
| チャレンジ学級    |           | 西 | 障がいのある青年たちが仲間と集い、学び、遊び、暮らしを広げ、豊かにしていく力を育てます。<br>全体活動(スポーツ)、アラカルト活動(要求に応じて)、音楽活動(ガチャパン)の平常活動の他、キャンプや合宿、スキーなどにも取り組みます。 | 障がいのある青年男女 30 人       | 5～3月第1・3日曜午前・午後    | 20<br>(延べ 485)                     |
| 女性セミナー     | 女性セミナーⅠ   | 西 | 幼児から思春期の子どもをもつ親を対象に、子育てにまつわる悩みや戸惑い、普段閉じ込めていることをカウンセラーとのグループワークで話し合い、心にゆとりを回復できる安心の時間を共有する。                           | 幼児から思春期の子どもを持つ親 30 人  | 7～10 月<br>第2・4水曜   | 延べ 13                              |
|            | 女性セミナーⅡ   | 中 | 家庭や地域の教育力の向上をはかるため子どもの発達段階に応じ、親のあり方や生き方を学び仲間作りの機会を提供する。                                                              | 乳幼児のいる母親 15 人         | 6～10 月<br>水曜午前     | 13<br>(延べ 160)                     |
|            | 女性問題講座    | 中 | 更年期やストレス等と上手く付き合うために自分自身の身体や「食」について知り、食生活を見直すきっかけの場とする。                                                              | 市内在住、在勤の女性 20 人       | 3月2回土曜<br>午後       | 第1回 11 人<br>第2回 10 人<br>(延べ 21)    |

|                   |                     |   |                                                                       |              |                     |                                               |
|-------------------|---------------------|---|-----------------------------------------------------------------------|--------------|---------------------|-----------------------------------------------|
|                   | 保育室学習会              | 中 | 母親・保育者・職員の3者で、保育室の運営をよりよいものにするために、曜日を越えて話し合うことで、実践をととして学び、人間的成長を目指す。  | 保育者、市民       | 5～3月<br>10回<br>土曜午前 | (延べ 105)                                      |
| 成人学習事業            | 西河原カレッジ<br>(郷土史講座)  | 西 | 狛江市の歴史を学び、地域に親しむ学習の機会とする。                                             | 市内在住者<br>20人 | 11～12月              | 26<br>延べ 100                                  |
|                   | 西河原カレッジ<br>(趣味実用講座) | 西 | 木工の基本的な知識を楽しみながら身につけるとともに新しい趣味や仲間づくりの場をと提供する。                         | 成人男女 12人     | 10～1月               | 12<br>(延べ 76)                                 |
|                   | 市民ゼミナール             | 中 | 狛江市の財政状況を市民の立場から学習する。                                                 | 成人男女 40人     | 11月                 | 24<br>(延べ 43)                                 |
| 国際交流事業<br>「日本語教室」 |                     | 西 | 識字学習を中心に、日常会話や生活文化を学びつつ、市民や外国の方々との交流の場とします。<br>館外特別活動やイベント参加にも取り組みます。 | 外国人          | 4～3月<br>土曜夜間        | 56<br>(延べ 770)<br>市民スタッフ<br>23(市内 22<br>市外 1) |
| こまえ市民大学           |                     | 西 | 運営委員会の企画・運営により、市民による市民のための大学を創造します。                                   | 市民           | 年間<br>土曜午後          | 延べ 933                                        |
| 市民劇場              | 西河原映画会              | 西 | 映画の楽しさを伝え、潤いと感動を届けます。                                                 | 市民           | 4～3月<br>第二土曜        | 延べ 1,488                                      |
|                   | 西河原クリスマスコンサート       | 西 | 市民による市民のためのファミリーコンサートです。                                              | 市民           | 12月15日<br>午後        | 86(整理券回収数)                                    |
|                   | 文化のつどい              | 中 | 公民館事業から自主化した市民によるアマチュア人形劇団 KAPA と合同公演です。                              | 市民           | 12月2日               | 246                                           |
|                   | 視聴覚ライブラリー           | 西 | 16ミリ発声映写機検定                                                           | 市民           | 6月19日<br>(火)        |                                               |
| 公民館交流授業           | 第24回<br>いべんと西河原     | 西 | 公民館活動のつどいと利用者同士及び市民との交流の場として、実行委員会を組織して展開します。                         | 利用団体<br>市民   | 2月23日・24日、3月2・4日    | 延べ 11,183<br>(74 団体)                          |
|                   | 第28回中央公民館のつどい       | 中 |                                                                       |              | 3月6日～10日            | 延べ 6,345<br>(98 団体)                           |

## 5. 利用状況

(上段 件 下段 人)

| 年度     | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 合計     | 13,358   | 13,430   | 13,370   | 13,432   | 13,674   |
|        | 168,451  | 169,556  | 167,022  | 169,000  | 169,544  |
| 西河原公民館 | 5,894    | 5,908    | 5,959    | 5,922    | 6,109    |
|        | 70,340   | 70,437   | 69,841   | 74,648   | 72,695   |
| 中央公民館  | 7,464    | 7,522    | 7,411    | 7,510    | 7,565    |
|        | 98,111   | 99,119   | 97,181   | 94,352   | 96,849   |

### 西河原公民館

| 年度     |        | 平成 20 年度 |         |        | 平成 21 年度 |         |        | 平成 22 年度 |         |        | 平成 23 年度 |         |        | 平成 24 年度 |         |        |
|--------|--------|----------|---------|--------|----------|---------|--------|----------|---------|--------|----------|---------|--------|----------|---------|--------|
|        |        | 件数       | 目的<br>外 | 人数     | 件数       | 目的<br>外 | 人数     | 件数       | 目的<br>外 | 人数     | 件数       | 目的<br>外 | 人数     | 件数       | 目的<br>外 | 人数     |
| 総数     |        | 5,883    | 11      | 70,340 | 5,892    | 16      | 70,437 | 5,930    | 29      | 69,841 | 5,888    | 34      | 74,648 | 6,085    | 24      | 72,695 |
| 内<br>訳 | 視聴覚室   | 715      | 0       | 7,304  | 685      | 0       | 6,964  | 691      | 3       | 7,100  | 704      | 1       | 7,096  | 723      | 0       | 7,167  |
|        | リハーサル室 | 667      | 0       | 6,312  | 685      | 0       | 6,596  | 731      | 1       | 6,297  | 757      | 4       | 5,592  | 766      | 0       | 6,520  |
|        | 多目的ホール | 792      | 0       | 20,579 | 735      | 3       | 21,673 | 760      | 2       | 20,167 | 787      | 0       | 23,063 | 795      | 2       | 21,841 |
|        | 料理実習室  | 367      | 1       | 4,084  | 396      | 1       | 3,964  | 405      | 3       | 4,693  | 376      | 1       | 4,303  | 375      | 1       | 4,227  |
|        | 茶室     | 439      | 0       | 3,005  | 451      | 3       | 2,999  | 443      | 0       | 3,159  | 461      | 1       | 5,518  | 465      | 0       | 3,405  |
|        | 和室     | 685      | 0       | 7,251  | 699      | 1       | 7,121  | 695      | 4       | 7,543  | 610      | 4       | 8,120  | 661      | 0       | 7,476  |
|        | 学習室Ⅰ   | 472      | 5       | 8,356  | 456      | 1       | 6,632  | 471      | 8       | 6,998  | 503      | 6       | 6,844  | 495      | 7       | 7,200  |
|        | 学習室Ⅱ   | 449      | 3       | 4,452  | 492      | 3       | 5,030  | 477      | 4       | 4,788  | 468      | 10      | 5,427  | 552      | 7       | 5,653  |
|        | 学習室Ⅲ   | 522      | 2       | 4,540  | 506      | 2       | 4,605  | 470      | 1       | 4,266  | 441      | 7       | 3,865  | 493      | 5       | 4,520  |
|        | 生活工芸室  | 541      | 0       | 3,576  | 550      | 0       | 3,925  | 558      | 0       | 3,992  | 574      | 0       | 4,126  | 573      | 0       | 4,012  |
| 暗室     | 234    | 0        | 881     | 237    | 2        | 928     | 229    | 3        | 838     | 207    | 0        | 694     | 187    | 2        | 674     |        |

### 中央公民館詳細

| 年度     |       | 平成 20 年度 |         |        | 平成 21 年度 |         |        | 平成 22 年度 |         |        | 平成 23 年度 |         |        | 平成 24 年度 |         |        |
|--------|-------|----------|---------|--------|----------|---------|--------|----------|---------|--------|----------|---------|--------|----------|---------|--------|
|        |       | 件数       | 目的<br>外 | 人数     | 件数       | 目的<br>外 | 人数     | 件数       | 目的<br>外 | 人数     | 件数       | 目的<br>外 | 人数     | 件数       | 目的<br>外 | 人数     |
| 総数     |       | 7,447    | 17      | 98,111 | 7,510    | 12      | 99,119 | 7,401    | 10      | 97,181 | 7,506    | 4       | 94,352 | 7,556    | 9       | 96,849 |
| 内<br>訳 | 第一会議室 | 786      | 2       | 6,947  | 768      | 1       | 6,969  | 745      | 1       | 6,515  | 740      | 0       | 6,031  | 766      | 0       | 6,556  |
|        | 第二会議室 | 727      | 2       | 5,775  | 757      | 0       | 5,508  | 705      | 1       | 4,937  | 729      | 0       | 5,174  | 752      | 2       | 5,572  |
|        | 第三会議室 | 792      | 1       | 6,955  | 792      | 1       | 6,554  | 777      | 2       | 6,823  | 804      | 0       | 6,417  | 793      | 0       | 6,338  |
|        | 第四会議室 | 763      | 3       | 11,867 | 753      | 2       | 11,308 | 740      | 2       | 10,589 | 756      | 1       | 11,526 | 744      | 6       | 10,774 |
|        | 講座室   | 776      | 2       | 16,346 | 745      | 4       | 15,560 | 768      | 1       | 16,511 | 772      | 3       | 15,309 | 786      | 1       | 15,636 |
|        | 和室    | 804      | 2       | 8,356  | 809      | 0       | 8,294  | 810      | 0       | 8,077  | 816      | 0       | 7,835  | 828      | 0       | 8,510  |
|        | ホール   | 838      | 2       | 20,746 | 831      | 2       | 22,147 | 834      | 2       | 22,564 | 861      | 0       | 21,036 | 844      | 0       | 21,547 |
|        | 視聴覚室  | 814      | 1       | 11,651 | 808      | 1       | 12,266 | 802      | 0       | 11,647 | 800      | 0       | 11,799 | 811      | 0       | 12,046 |
|        | 料理実習室 | 514      | 1       | 5,612  | 548      | 0       | 6,062  | 522      | 0       | 5,313  | 520      | 0       | 5,235  | 572      | 0       | 5,871  |
|        | 美術工芸室 | 633      | 0       | 3,855  | 699      | 0       | 4,450  | 698      | 0       | 4,204  | 708      | 0       | 3,990  | 660      | 0       | 3,999  |
|        | 暗室    | 0        | 1       | 1      | 0        | 1       | 1      | 0        | 1       | 1      | 0        | 0       | 0      |          |         |        |

## 6. 公民館運営審議会

社会教育法(以下「法」という。)第 29 条第1項に基づき、公民館に公民館運営審議会を置くことができます。公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議します(法第 29 条第2項)。

### (1) 審議会委員

委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱します(法第 30 条第1項、狛江市立公民館運営審議会規則第2条)。

委員の定数は 10 人以内で、任期は2年です(狛江市立公民館条例第5条第2項・第3項)。

平成 24 年4月1日現在

| 職名   | 選任区分 | 氏名    | 職名 | 選任区分 | 氏名     |
|------|------|-------|----|------|--------|
| 委員長  | 利用団体 | 伊藤 則子 | 委員 | 学校教育 | 遠江 義智  |
| 副委員長 | 利用団体 | 青木 香奈 | 委員 | 利用団体 | 草場 万里子 |
| 委員   | 学識経験 | 関上 哲  | 委員 | 家庭教育 | 花岡 敦子  |
| 委員   | 各種団体 | 石田 俊夫 | 委員 | 利用団体 | 渡辺 卓   |
| 委員   | 利用団体 | 笠間 武彦 |    |      |        |

\*任期 平成 23 年4月1日～平成 25 年3月 31 日

(2) 平成 24 年度定例会及び臨時会

|        | 日時                                | 議題                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回定例会 | 平成 24 年5月7日(月)<br>19 時～21 時       | <p><b>講演</b><br/>公民館とは<br/>公民館(公民館運営審議会)の役割</p> <p><b>報告事項</b><br/>(1) 東京都公民館連絡協議会定期総会について<br/>(2) 平成 24 年度公民館事業について<br/>(3) 平成 24 年度公民館予算について<br/>(4) 平成 24 年度利用者懇談会について<br/>(5) その他</p> <p><b>審議事項</b><br/>(1) 公民館事業の展開と施設の有効活用について(諮問)<br/>ア)情報学習事業パソコン室の利用について<br/>まとめ<br/>(2) 青少年の居場所について<br/>(3) その他</p> |
| 第2回定例会 | 平成 24 年7月2日(月)<br>19 時～21 時       | <p><b>報告事項</b><br/>(1) 東京都公民館連絡協議会委員部会運営委員会の報告について<br/>(2) 社会教育関係委員総会について<br/>(3) 平成 24 年度公民館利用者懇談会について<br/>(4) 狛江市立公民館印刷機サービス実施要綱の一部改正について<br/>(5) その他</p> <p><b>審議事項</b><br/>(1) 公民館事業の展開と施設の有効活用について(諮問)<br/>ア)情報学習事業パソコン室の利用について<br/>イ) 青少年の居場所について<br/>ウ)スケジュールについて<br/>(2) その他</p>                       |
| 第3回定例会 | 平成 24 年9月3日(月)<br>19 時～21 時       | <p><b>報告事項</b><br/>(1) 社会教育関係委員連絡協議会総会について<br/>(2) 武蔵野市けやきコミュニティセンター見学について<br/>(3) 平成 23 年度狛江市公民館の活動の記録について<br/>(4) その他</p> <p><b>審議事項</b><br/>(1) 公民館全体のスケジュール及び日程について<br/>(2) 公民館事業の展開と施設の有効利用について(諮問)<br/>ア)情報学習事業パソコン室の利用について<br/>イ) 青少年の居場所について<br/>ウ)アンケートの集計結果について<br/>(3) その他</p>                      |
| 第1回臨時会 | 平成 24 年 10 月 15 日<br>(月)19 時～21 時 | <p><b>審議事項</b><br/>(1) 公民館事業について(平成 25 年度予算に反映できること)<br/>(2) その他</p>                                                                                                                                                                                                                                           |
| 第4回定例会 | 平成 24 年 11 月5日(月)<br>19 時～21 時    | <p><b>報告事項</b><br/>(1) 公民館事業の展開と施設の有効利用 (答申)<br/>ア) 情報学習事業パソコン室の利用について (答申)</p>                                                                                                                                                                                                                                |

|        |                                       |                                                                                                                                                                          |
|--------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        |                                       | イ) 青少年の居場所について(小委員会での話の内容)<br>(2) 東京都公民館連絡協議会研究大会について<br>(3) その他<br><b>審議事項</b><br>(1) 公民館事業の展開と施設の有効利用について<br>ア) 青少年の居場所について<br>(2) その他                                 |
| 第2回臨時会 | 平成 24 年 12 月 10 日<br>(月)<br>19 時～21 時 | <b>報告事項</b><br>(1) 第 50 回東京都公民館連絡協議会研究大会について<br>(2) 公民館アンケートについて<br>(3) その他<br><b>審議事項</b><br>(1) 狛江市内で活動している NPO 団体の話を聞く<br>「子どもの居場所について」<br>(2) 今後の事業検討について            |
| 第5回定例会 | 平成 25 年1月7日(月)<br>19 時～21 時           | <b>報告事項</b><br>(1) 第 50 回東京都公民館連絡協議会研究大会について<br>(2) 公民館アンケートについて<br>(3) その他<br><b>審議事項</b><br>(1) 公民館事業の展開と施設の有効利用について(青少年の居場所について)<br>(2) その他                           |
| 第3回臨時会 | 平成 25 年2月 18 日(月)<br>19 時～21 時        | <b>報告事項</b><br>(1) 公民館運営審議会委員の改選について<br>(2) 第3回東京都公民館連絡協議会研修会について<br>(3) 狛江市後期基本計画(素案)について<br>(4) その他<br><b>審議事項</b><br>(1) 公民館事業の展開と施設の有効活用について(青少年の居場所について)<br>(2) その他 |
| 第6回定例会 | 平成 25 年3月 11 日(月)<br>19 時～21 時        | <b>報告事項</b><br>(1) 公民館運営審議会委員の改選について<br>(2) その他<br><b>審議事項</b><br>(1) 公民館事業の展開と施設の有効活用について(青少年の居場所について)<br>(2) その他                                                       |
| 第4回臨時会 | 平成 25 年3月 25 日(月)<br>19 時～21 時        | <b>報告事項</b><br>(1) 第3回東京都公民館連絡協議会研修会について<br><b>審議事項</b><br>(1) 公民館事業の展開と施設の有効利用について<br>(2) 次年度の公民館運営審議会への引き継ぎ<br>(3) その他                                                 |

※平成 24 年度 公民館運営審議会の構成

委員長:伊藤 則子

副委員長:青木 香奈

委員:関上 哲

委員:遠江 義智

委員:花岡 敦子

委員:石田 俊夫

委員:笠間 武彦

委員:草場 万里子

委員:渡辺 卓

# V. 図書館

教育振興基本計画に示された具体的な施策  
「学ぶ意欲を高める事業の充実に努めます。」

## 1. 事業方針

市立図書館として、市民のあらゆる情報や資料への要求に応じられるサービス体制を図るため、施設の整備と図書館資料の充実を図り、資料の貸し出し、読書案内を始め、読書普及に関する事業を実施します。

## 2. 運営方針

### ① 市民要求を踏まえ事業内容の向上及び迅速な対応に努めます。

- 1) 資料収集・整理の迅速化及び内容の充実に努めます。
- 2) 市内のネットワーク網(西河原公民館図書室、地域センター図書室)との資料配送の迅速化と効率化を推進します。
- 3) ホームページの内容充実に努めます。
- 4) リクエストされた資料のうち所蔵が無いものは、他自治体の図書館等から借用して提供します。
- 5) 図書館協議会の意見を尊重した運営を行います。
- 6) 都立図書館等の研修制度を活用し、職員の資質向上を図ります。
- 7) 地域センター図書室等に対し業務のバックアップを行います。

### ② 子どもへのきめ細かなサービスを目指します。

- 1) 学校、幼稚園、保育所などの各機関・施設・グループとの連携を深めます。
- 2) 年齢別おはなし会を実施し、きめ細かい児童サービスを推進します。
- 3) 学校図書館への協力、貸し出しに努めます。
- 4) 子ども読書活動推進計画の充実に努めます。

### ③ 図書館利用に困難のある方へのサービスに努めます。

### ④ 図書館利用、読書、調べものについての援助、相談、情報提供を強化します。

- 1) カウンターでの案内、相談の他、電話での問い合わせにも応えます。
- 2) 図書館報などの刊行物、資料展示、書籍リストなどで情報提供を充実させます。

### ⑤ 図書館運営の基本になる諸規程類を整理し、サービス水準の維持向上のためにスタッフマニュアルを整備し、併せてその情報公開を図ります。

### 3. 施設概要 \* 平成 25 年 4 月 1 日現在

#### 中央図書館

【所在地】狛江市和泉本町 1-1-5      【電話】03-3488-4414

【開館時間】10 時～19 時

【休館日】毎月第一・第三火曜日、祝日、国民の休日、12 月 28 日～1 月 4 日、特別整理期間（例年 6 月に 15 日以内）

#### 西河原公民館図書室

【所在地】狛江市元和泉 2-35-1      【電話】03-3480-3201

【開館時間】10 時～17 時 但し、木曜 10 時～19 時

【休館日】毎月第一・第三火曜日、祝日、国民の休日、12 月 28 日～1 月 4 日、特別整理期間（例年 6 月に 9 日以内）

#### 地域センター図書室

【開館時間】12 時～17 時

【休館日】毎月第二・第四火曜日、12 月 28 日～1 月 4 日、特別整理期間（例年 6 月に 9 日以内）

#### 野川地域センター図書室

【所在地】狛江市西野川 1-6-9      【電話】03-3480-2211

#### 上和泉地域センター図書室

【所在地】狛江市和泉本町 4-7-51 【電話】03-3489-9101

#### 岩戸地域センター図書室

【所在地】狛江市岩戸南 2-2-5      【電話】03-3488-7040

※平成 25 年 12 月から平成 27 年 4 月〔予定〕まで建替工事のため休館

#### 南部地域センター図書室

【所在地】狛江市猪方 4-11-1      【電話】03-3489-2150

※平成 25 年 8 月 1 日から平成 26 年 3 月〔予定〕まで改修工事のため休館

## 4. 主な取組み

平成 24 年度

### 図書購入予算

2,000 万円(中央図書館及び地域センター図書室)

### リクエスト・予約件数

87,198 件(外部端末 58,042 件 来館受付 29,156 件)

近年, 図書館ホームページからの予約受付件数が増加しています。21 年度から返却待ちの予約だけでなく, 在架取り置きの予約サービスを開始したことで, インターネットや携帯電話, 利用者端末からの利用が順調に伸びてきています。

### 図書館利用に困難のある方への対応

宅配サービス 60 回

対面朗読サービス(1回2時間) 53 回 106 時間

### 図書館ボランティアの育成

図書館では, 市民グループの活動をされている皆さんに, 児童サービスの事業である, おはなし会の活動に参加していただき, また, 利用支援サービスとして, 音訳や対面朗読に協力をいただき, 市民グループの方々と協力しながら, 利用者サービスの向上に努めております。

現在, 館内で図書の修理や整理を行う図書館ボランティアとして図書修理 13 人, 館内整理 5 人の方が活動しています。

修復した本 1,704 冊 館内整理を行った日数 169 日

### リサイクル図書の無料配布

図書館で不用になった図書資料や保存年限を終了した雑誌などをリサイクル図書として, 市民の皆さんに配布しています。

開催日 11 月 17 日・18 日 10 時～16 時

来場者数 923 人

提供冊数 8,356 冊

配布冊数 6,237 冊(内, 小・中学校, 保育所等への児童書及び雑誌の配布 700 冊)

## 読書推進事業

文学講演会として、映画監督でありカメラマンの木村大作氏による講演会と朗読家おつきゆきえさんによる朗読会を開催しました。文学散歩として木村大作氏の初監督作品「剣岳 点の記」の原作者である新田次郎氏ゆかりの地、富士山レーダードーム館の見学と狛江市在住の小池邦夫氏の絵手紙が展示されている美術館で絵手紙作成を行いました。

### 「文学講演会」

1月 26 日 木村大作講演会 ～誰かが行かねば、道はできない～ 参加者 135 人

2月 16 日 宮澤賢治の世界～朗読を聴く～ 参加者 46 人

### 「文学散歩」

7月 11 日 「新田次郎ゆかりの地と小池邦夫絵手紙美術館を訪ねて」 参加者 29 人

## ブックスタート事業

3, 4ヶ月児健康診査を受診される時に、健診会場で、乳児向け絵本1冊と図書館が推薦する絵本のリストや図書館の案内などを入れた布バッグを手渡し、子どもと絵本を通じた触れ合いの時間を持つことの大切さを保護者に伝えています。

3, 4ヶ月児健診を受けられなかった乳児の保護者にはブックスタートの案内を再通知し、引換券を送付しています。また、健診会場で希望する親には、子どもの名前で図書貸出券を発行しています。

## 5. 事業内容

| 事業名              | 内容                                                                                                                                                  |          |         |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------|
| 図書館資料の収集         | 市民の調査, 研究, 教養, レクリエーションに役立つ資料を収集し, 蔵書に新陳代謝を図ります。                                                                                                    |          |         |
|                  | 平成 24 年度実績                                                                                                                                          |          |         |
|                  | 図書                                                                                                                                                  | 中央図書館    | 9,141 冊 |
|                  | 野川地域センター                                                                                                                                            | 1,489 冊  |         |
|                  | 上和泉地域センター                                                                                                                                           | 1,169 冊  |         |
|                  | 岩戸地域センター                                                                                                                                            | 1,148 冊  |         |
|                  | 南部地域センター                                                                                                                                            | 1,307 冊  |         |
|                  | 合計                                                                                                                                                  | 14,254 冊 |         |
| 雑誌               | 188 誌                                                                                                                                               |          |         |
| 新聞               | 15 紙                                                                                                                                                |          |         |
| 図書館資料の整理         | 受入れ資料の分類, 書誌データ作成, 装備を行います。                                                                                                                         |          |         |
| 行政資料, 郷土資料の収集と利用 | 行政資料, 郷土資料の収集に努め, コーナー化を図り, 利用に供します。                                                                                                                |          |         |
| 図書館資料の貸出し        | 所蔵資料の個人貸出しを行います。一人8冊まで2週間の貸出しを行います。                                                                                                                 |          |         |
| 団体貸出しの実施         | 学校, 保育所, 読書会などの団体に対して1団体 200 冊, 2ヶ月間の貸出しを行います。                                                                                                      |          |         |
| 予約サービスの充実        | 市内図書館と相互貸借のほか, 都立図書館, 近隣市町村立図書館, 国立国会図書館などとの図書館間協力を通して, 要求に応えます。<br>インターネット及び利用者端末での予約を受け付けます。                                                      |          |         |
| 読書案内, 参考調査の援助    | 市民の読書に関する調査・相談に応じます。<br>来館者サービスのほか, 電話・文書等による問い合わせにも対応します。                                                                                          |          |         |
| 複写サービス           | 貸出室と事務室にコピー機を設置して所蔵資料の複写サービスを行います。                                                                                                                  |          |         |
| 障がい者サービス         | 録音テープ図書, 点字図書, 大活字本など障がい者用資料の収集と提供に努めます。<br>対面朗読サービスを行います。<br>来館が困難な利用者に対し資料の配達サービスを行います。                                                           |          |         |
| 児童サービス           | おはなし会, 読書案内, 調べものの援助, 図書館見学や職場体験の受け入れなどを行います。                                                                                                       |          |         |
| 広報               | 図書館報「図書館だより」を発行します。<br>図書館に関する広報・公聴を行います。                                                                                                           |          |         |
| 読書団体との協力         | 読書会その他の読書団体との協力を図ります。                                                                                                                               |          |         |
| 他機関との連携          | 西河原公民館図書室, 地域センター図書室との連携に努めます。<br>学校, 保育所などとの情報交換, 連携に努めます。<br>都立図書館などとの相互貸借を図ります。<br>調布市立図書館及び川崎市立図書館との相互協力を図ります。<br>小学校の図書館見学及び中学校の職場体験の受け入れをします。 |          |         |
| 学校図書館への支援        | 中央図書館と学校図書館及び学校図書館同士が連携し資料を貸借するための物流システムの運用強化に努めます。                                                                                                 |          |         |

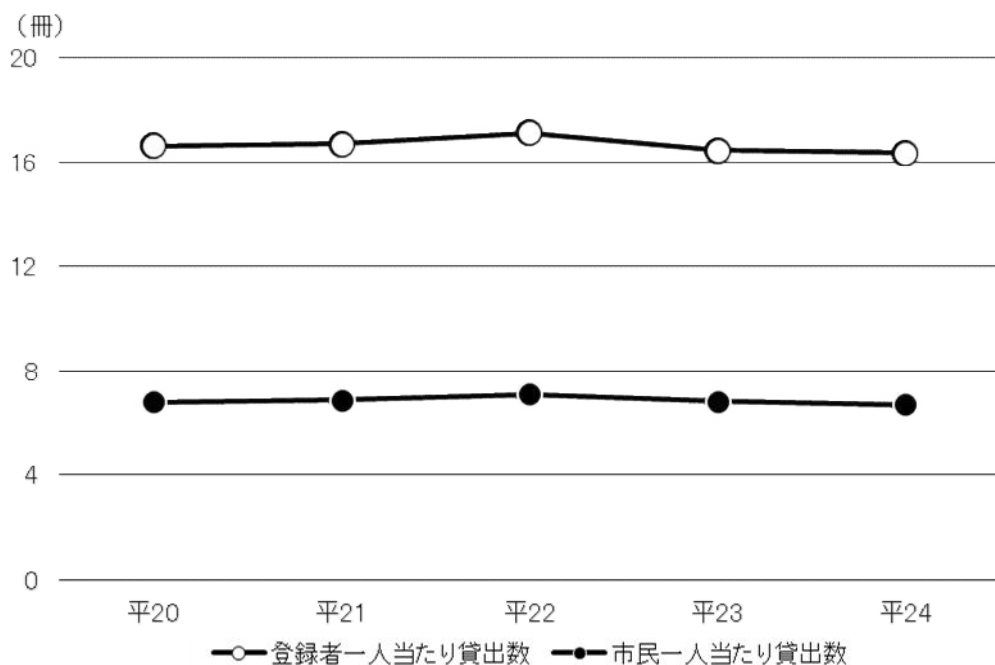
## 6. イベント事業

| 事業名      | 内容                                                                                                                             | 対象                              | 期日                                                  | 24年度参加人数(人)                          |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 読書普及     | 小学生以下向けの「このほんしってる?」と中高生向けの「Books for you」、0～2歳向き「赤ちゃんに贈るファーストブック」と3～6歳向き「図書館で会える絵本」を発行します。<br>成人・児童向けに随時資料展示を企画し、ブックリストを作成します。 | 一般・児童                           | 年間                                                  |                                      |
|          | 文学講演会                                                                                                                          | 一般                              | 年2回                                                 | 181                                  |
|          | 文学散歩                                                                                                                           | 市内在住者                           | 年1回                                                 | 29                                   |
| 児童のつどい   | 子どもおはなし会                                                                                                                       | 4歳以上の幼児                         | 毎週水曜15時30分～                                         | 子ども471<br>保護者251                     |
|          | 特別おはなし会                                                                                                                        |                                 | 年1回                                                 | 65                                   |
|          | 親子で楽しむおはなし会<br>絵本の読み聞かせや手遊びをしています。                                                                                             | 保護者と<br>0・1歳の乳幼児<br><br>2・3歳の幼児 | 毎月第二・第四木曜<br>10時30分～45分<br>23回<br>11時00分～20分<br>23回 | 子ども303<br>保護者292<br>子ども335<br>保護者316 |
|          | 土曜日も親子で楽しむおはなし会                                                                                                                | 2～4歳の幼児と<br>保護者                 | 第四土曜 9回<br>11時00分～30分                               | 子ども84<br>保護者71                       |
| ブックスタート  | 乳児向け絵本を手渡し、使い方を説明することにより、乳幼児と心を通わせる楽しい時間を持ち、子どもとよい関係が築けるよう保護者に提案します。                                                           | 乳児と保護者                          | 3, 4ヶ月児健診時(毎月第三水曜(祝日の時は翌週))                         | 配布冊数<br>607                          |
| 親子読書推進事業 | 科学あそび教室<br>「風車をまわそう」                                                                                                           | 児童                              | 7月27日(一日2回)                                         | 28                                   |
|          | 子ども一日図書館員                                                                                                                      |                                 | 夏休み中の2日                                             | 18                                   |
|          | 児童行事実技講座<br>「読み聞かせボランティア入門」<br>「あそべやまんば～お手玉とあやとりの会」<br>「針と糸を使った読書ノートづくり」                                                       | 一般                              | 11月14・15日<br>1月12日<br>3月15日                         | 39<br>16<br>19<br>計74                |
| 利用支援サービス | 高齢者施設「おはなし会」講習会                                                                                                                | 一般                              | 11月21日                                              | 15                                   |
|          | 点字体験 絵本を点訳してみよう                                                                                                                | 一般                              | 9月5・6・12日                                           | 15                                   |
|          | 利用支援サービスの可能性～墨田区立図書館のサービス事例                                                                                                    | 一般                              | 12月8日                                               | 20                                   |

## 7. 業務状況

| 年度                      | 平 20     | 平 21     | 平 22     | 平 23     | 平 24     |
|-------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 登録率(%)<br>(登録者数/人口×100) | 40.9     | 41.1     | 41.4     | 41.5     | 41.0     |
| 市民一人当たり貸出数(冊)           | 6.80     | 6.86     | 7.08     | 6.82     | 6.69     |
| 登録者一人当たり貸出数(冊)          | 16.61    | 16.68    | 17.10    | 16.43    | 16.32    |
| 一日当たり貸出数(冊)             | 1,620.21 | 1,663.25 | 1,733.52 | 1,676.18 | 1,674.51 |
| 図書回転率(回)<br>(貸出数/蔵書数)   | 1.81     | 1.80     | 1.83     | 1.76     | 1.72     |
| 登録者一人当たり図書受入(冊)         | 0.53     | 0.53     | 0.48     | 0.54     | 0.49     |
| 市民一人当たり図書受入(冊)          | 0.22     | 0.22     | 0.20     | 0.22     | 0.20     |
| 市民一人当たり蔵書数(冊)           | 3.75     | 3.82     | 3.87     | 3.91     | 3.92     |
| 市民一人当たり図書購入費(円)         | 262      | 262      | 263      | 230      | 259      |

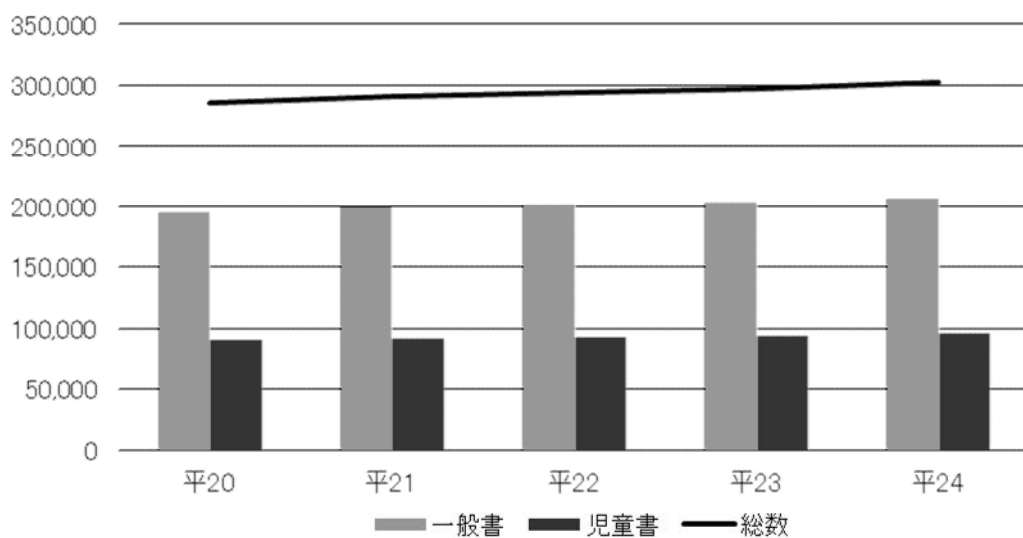
(注)人口は各年度末の住民基本台帳による。



蔵書数(冊)

| 年度  |              | 平 20    | 平 21    | 平 22    | 平 23    | 平 24    |
|-----|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総数  | 総数           | 285,820 | 291,211 | 293,891 | 297,512 | 302,639 |
|     | 中央図書館        | 166,860 | 170,320 | 172,239 | 174,078 | 177,734 |
|     | 野川地域センター図書室  | 20,663  | 21,321  | 21,572  | 21,829  | 22,062  |
|     | 上和泉地域センター図書室 | 22,205  | 23,028  | 23,924  | 24,590  | 25,251  |
|     | 岩戸地域センター図書室  | 20,356  | 20,645  | 20,057  | 20,223  | 20,266  |
|     | 南部地域センター図書室  | 20,854  | 20,289  | 20,104  | 20,495  | 20,776  |
|     | 西河原公民館図書室    | 34,882  | 35,608  | 35,995  | 36,297  | 36,550  |
| 一般書 | 総数           | 195,501 | 199,239 | 200,961 | 203,750 | 206,463 |
|     | 中央図書館        | 127,430 | 129,242 | 130,269 | 132,389 | 134,318 |
|     | 野川地域センター図書室  | 11,455  | 11,830  | 11,989  | 12,092  | 12,119  |
|     | 上和泉地域センター図書室 | 13,912  | 14,441  | 15,113  | 15,578  | 15,967  |
|     | 岩戸地域センター図書室  | 11,542  | 11,760  | 11,433  | 11,348  | 11,253  |
|     | 南部地域センター図書室  | 9,736   | 10,040  | 10,119  | 10,144  | 10,482  |
|     | 西河原公民館図書室    | 21,426  | 21,926  | 22,038  | 22,199  | 22,324  |
| 児童書 | 総数           | 90,319  | 91,972  | 92,930  | 93,762  | 96,176  |
|     | 中央図書館        | 39,430  | 41,078  | 41,970  | 41,689  | 43,416  |
|     | 野川地域センター図書室  | 9,208   | 9,491   | 9,583   | 9,737   | 9,943   |
|     | 上和泉地域センター図書室 | 8,293   | 8,587   | 8,811   | 9,012   | 9,284   |
|     | 岩戸地域センター図書室  | 8,814   | 8,885   | 8,624   | 8,875   | 9,013   |
|     | 南部地域センター図書室  | 11,118  | 10,249  | 9,985   | 10,351  | 10,294  |
|     | 西河原公民館図書室    | 13,456  | 13,682  | 13,957  | 14,098  | 14,226  |

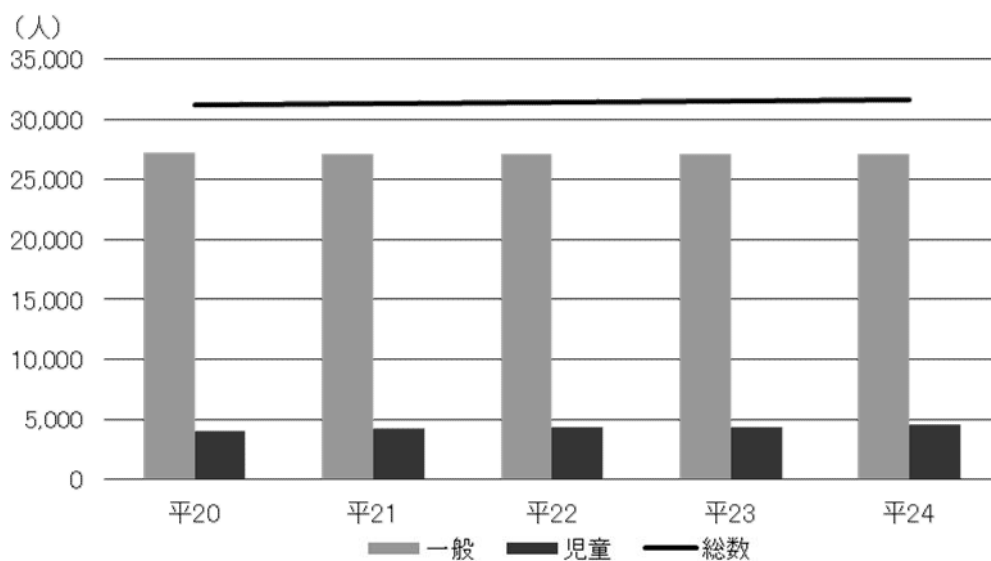
(冊)



# 登録者数(人)

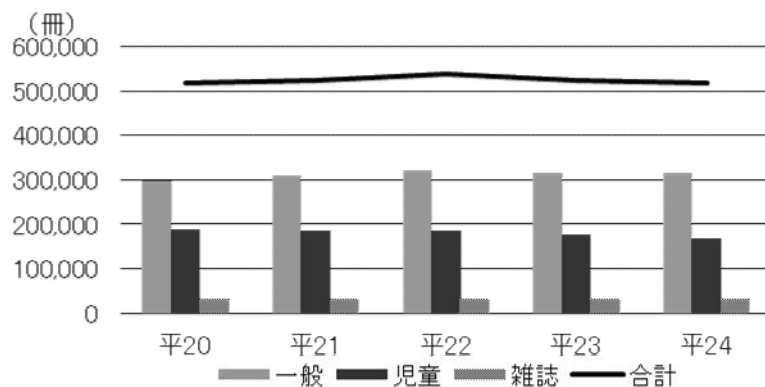
| 年度 |              | 平 20   | 平 21   | 平 22   | 平 23   | 平 24   |
|----|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総数 | 総数           | 31,205 | 31,353 | 31,420 | 31,557 | 31,677 |
|    | 中央図書館        | 22,330 | 22,331 | 22,307 | 22,491 | 22,627 |
|    | 野川地域センター図書室  | 1,688  | 1,738  | 1,793  | 1,798  | 1,834  |
|    | 上和泉地域センター図書室 | 1,360  | 1,400  | 1,401  | 1,386  | 1,343  |
|    | 岩戸地域センター図書室  | 1,515  | 1,552  | 1,569  | 1,586  | 1,593  |
|    | 南部地域センター図書室  | 1,765  | 1,758  | 1,759  | 1,719  | 1,730  |
|    | 西河原公民館図書室    | 2,547  | 2,574  | 2,591  | 2,577  | 2,550  |
| 一般 | 総数           | 27,242 | 27,116 | 27,138 | 27,203 | 27,185 |
|    | 中央図書館        | 20,128 | 19,975 | 19,937 | 20,036 | 20,016 |
|    | 野川地域センター図書室  | 1,349  | 1,371  | 1,392  | 1,409  | 1,419  |
|    | 上和泉地域センター図書室 | 1,050  | 1,069  | 1,074  | 1,074  | 1,065  |
|    | 岩戸地域センター図書室  | 1,273  | 1,297  | 1,325  | 1,321  | 1,321  |
|    | 南部地域センター図書室  | 1,482  | 1,466  | 1,456  | 1,421  | 1,417  |
|    | 西河原公民館図書室    | 1,960  | 1,938  | 1,954  | 1,942  | 1,947  |
| 児童 | 総数           | 3,963  | 4,237  | 4,282  | 4,354  | 4,492  |
|    | 中央図書館        | 2,202  | 2,356  | 2,370  | 2,455  | 2,611  |
|    | 野川地域センター図書室  | 339    | 367    | 401    | 389    | 415    |
|    | 上和泉地域センター図書室 | 310    | 331    | 327    | 312    | 278    |
|    | 岩戸地域センター図書室  | 242    | 255    | 244    | 265    | 272    |
|    | 南部地域センター図書室  | 283    | 292    | 303    | 298    | 313    |
|    | 西河原公民館図書室    | 587    | 636    | 637    | 635    | 603    |

(注) 児童は0～12歳とし、13歳以上を一般とする。



# 貸出数(冊)

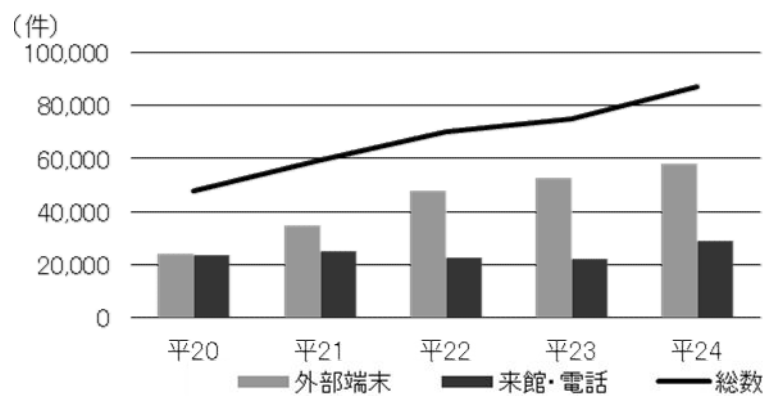
| 年度           |    | 平 20    | 平 21    | 平 22    | 平 23    | 平 24    |
|--------------|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総数           | 計  | 518,468 | 522,821 | 522,968 | 537,391 | 516,813 |
|              | 一般 | 299,098 | 309,083 | 315,905 | 321,880 | 316,588 |
|              | 児童 | 188,343 | 184,050 | 176,113 | 184,820 | 168,426 |
|              | 雑誌 | 31,027  | 29,688  | 30,950  | 30,691  | 31,799  |
| 中央図書館        | 計  | 318,722 | 317,602 | 312,203 | 326,184 | 320,607 |
|              | 一般 | 192,260 | 196,929 | 201,663 | 205,248 | 212,433 |
|              | 児童 | 105,893 | 101,367 | 91,167  | 100,999 | 87,604  |
|              | 雑誌 | 20,569  | 19,306  | 19,373  | 19,937  | 20,570  |
| 野川地域センター図書室  | 計  | 44,818  | 46,693  | 47,448  | 49,251  | 50,059  |
|              | 一般 | 22,022  | 24,056  | 24,330  | 25,735  | 24,705  |
|              | 児童 | 20,257  | 20,279  | 20,869  | 21,387  | 23,063  |
|              | 雑誌 | 2,539   | 2,358   | 2,249   | 2,129   | 2,291   |
| 上和泉地域センター図書室 | 計  | 35,866  | 36,276  | 35,523  | 37,175  | 17,067  |
|              | 一般 | 17,870  | 17,831  | 18,391  | 19,317  | 8,655   |
|              | 児童 | 16,283  | 16,522  | 15,137  | 15,931  | 7,356   |
|              | 雑誌 | 1,713   | 1,923   | 1,995   | 1,927   | 1,056   |
| 岩戸地域センター図書室  | 計  | 43,350  | 42,914  | 42,520  | 43,022  | 41,848  |
|              | 一般 | 24,920  | 25,420  | 25,271  | 26,081  | 24,567  |
|              | 児童 | 16,150  | 15,296  | 14,817  | 14,631  | 14,687  |
|              | 雑誌 | 2,280   | 2,198   | 2,432   | 2,310   | 2,594   |
| 南部地域センター図書室  | 計  | 32,696  | 34,011  | 35,168  | 35,071  | 35,602  |
|              | 一般 | 18,298  | 19,806  | 19,388  | 19,969  | 18,805  |
|              | 児童 | 12,897  | 13,030  | 14,405  | 13,761  | 15,329  |
|              | 雑誌 | 1,501   | 1,175   | 1,375   | 1,341   | 1,468   |
| 西河原公民館図書室    | 計  | 43,016  | 45,325  | 50,106  | 46,688  | 51,630  |
|              | 一般 | 23,728  | 25,041  | 26,862  | 25,530  | 27,423  |
|              | 児童 | 16,863  | 17,556  | 19,718  | 18,111  | 20,387  |
|              | 雑誌 | 2,425   | 2,728   | 3,526   | 3,047   | 3,820   |



## 予約受付数(件)

| 年度    | 平 20   | 平 21   | 平 22   | 平 23   | 平 24   |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総数    | 47,613 | 59,626 | 70,385 | 74,769 | 87,198 |
| 外部端末  | 23,841 | 34,788 | 47,987 | 52,872 | 58,042 |
| 来館・電話 | 23,772 | 24,838 | 22,398 | 21,897 | 29,156 |

(注)外部端末 インターネットや携帯電話を利用した図書館ホームページ又は OPAC (利用者用検索機)からの予約受付。



## 8. 図書館協議会

図書館法(以下「法」という。)第14条第1項に基づき、公立図書館に図書館協議会を置くことができます。図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関です(法14条第2項)。

### (1) 協議会委員

委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命します(法第15条、狛江市立図書館協議会規則第3条)。

委員の定数は10人以内で、任期は2年です(狛江市立図書館設置条例第5条第2項・第3項)。

平成25年4月1日現在

| 職名   | 選任区分 | 氏名    | 職名 | 選任区分 | 氏名     |
|------|------|-------|----|------|--------|
| 委員長  | 学識経験 | 長田 輝男 | 委員 | 社会教育 | 田淵 晶子  |
| 副委員長 | 学校教育 | 丸山 英子 | 委員 | 社会教育 | 山本 和喜子 |
| 委員   | 学識経験 | 高橋 和子 | 委員 | 公募委員 | 杉本 圭治  |
| 委員   | 公募委員 | 上野 友子 | 委員 | 学校教育 | 川崎 貴志  |

\*任期 平成25年4月1日～平成27年3月31日

### (2) 平成24年度定例会

|     | 日時                             | 議題                                                                               |
|-----|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 平成24年4月27日(金)<br>18時～19時       | (1) 平成24年度予算について<br>(2) 新図書館について<br>(3) その他                                      |
| 第2回 | 平成24年6月29日(金)<br>18時～19時       | (1) 図書館資料貸出停止要綱について<br>(2) 子ども読書活動推進計画庁内策定委員会設置要綱について<br>(3) 新図書館について<br>(4) その他 |
| 第3回 | 平成24年10月26日(金)<br>18時～18時30分   | (1) 新図書館について<br>(2) その他                                                          |
| 第4回 | 平成25年1月25日(金)<br>18時～19時15分    | (1) 祝日開館の結果報告について<br>(2) 他市の図書館視察報告について<br>(3) 子ども読書活動推進計画(素案)について<br>(4) その他    |
| 第5回 | 平成25年2月22日(金)<br>18時00分～19時10分 | (1) 子ども読書活動推進計画(素案)について<br>(2) その他                                               |
| 第6回 | 平成25年3月15日(金)<br>18時00分～18時50分 | (1) 図書館の現状について<br>(2) 平成25年度祝日開館の試行について<br>(3) その他                               |

※平成24年度 図書館協議会の構成

委員長:長田 輝男

副委員長:丸山 英子

委員:豊崎 克彦

委員:小川 美篤

委員:田淵 晶子

委員:山本 和喜子

委員:川崎 貴志

委員:杉本 圭治

# Ⅵ. 文化財

教育振興基本計画に示された具体的な施策

「狛江の歴史の継承に努め、郷土への愛着を深めます。」

## 1. 事業方針

- ① 文化財の調査を行い、その所在の確認及び記録の作成を行います。
- ② 文化財保護思想の普及に努めます。
- ③ 文化財の保存に努めます。
- ④ 埋蔵文化財の保護に努めます。
- ⑤ 蓄積してきた歴史資料・文化財の成果を還元するために、情報発信に努めます。
- ⑥ 狛江市立古民家園の管理を行います。

## 2. 文化財専門委員

市内に所在する文化財の保存及び活用に関し、常に調査研究し、市教育委員会の諮問に応じ市文化財の指定及びその指定の解除等重要事項について審議するために文化財専門委員を置きます(狛江市文化財保護条例(以下「条例」という。)第3条第1項)。

### (1) 専門委員

委員は、学識経験者及び文化財に深い関心と理解を有する者の中から、教育委員会が委嘱します(条例第4条)。

委員の定数は10人以内で、任期は2年です(条例第3条第2項、第5条第1項)。

平成25年4月1日現在

| 職名  | 氏名    | 職名 | 氏名   | 職名 | 氏名    |
|-----|-------|----|------|----|-------|
| 議長  | 富永 春芳 | 委員 | 井上 孝 | 委員 | 谷川 章雄 |
| 副議長 | 鶴 壽子  | 委員 | 小町 守 | 委員 | 中島 恵子 |

\* 任期 平成25年4月1日～平成27年3月31日

\* なお、市文化財の指定及び指定解除等重要事項を審議するために専門的な知識が要求されるため、委員の公募は行っていません。

### (2) 平成24年度文化財専門委員の会議

|     | 日時                              | 議題                                                                                                                                                           |
|-----|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 平成24年6月29日(金)<br>18時00分～19時10分  | (1) 議長・副議長の選出について<br>(2) 平成24年度事業計画について<br>(3) その他<br>提出資料<br>(1) 平成24年度事業計画(案)<br>(2) 平成23年度埋蔵文化財事務処理状況一覧<br>(3) 狛江市猪方小川塚古墳調査保存検討委員会設置要綱<br>(4) 狛江の教育 第106号 |
| 第2回 | 平成24年10月19日(金)<br>14時00分～15時00分 | (1) 狛江市文化財の指定について<br>(2) その他                                                                                                                                 |

※平成24年度 文化財専門委員

議長:井上 孝

副議長:中島 恵子

委員:小町 守

委員:谷川 章雄

委員:鶴 壽子

委員:富永 春芳

### 3. 事業概要

| 事業名           | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 文 化 財 の 調 査   | ① 各種文化財調査<br>② 文化財調査報告書の刊行<br>・『文化財調査報告書第 27 集 田中・寺前遺跡発掘調査報告書』<br>・『文化財調査報告書第 28 集 狛江古墳群猪方小川塚古墳発掘調査報告書』<br>・『こまえ文化財ブックレット1 近代日本名士たちの筆あと―「福並定雄蒐集資料」から―』                                                                                                                          |
| 文化財保護思想の普及    | ① 文化財展の開催<br>・「ちょっと昔の狛江」展(平成 24 年 11 月 14 日～30 日／公民館2階展示ケース, 12 月 24 日～平成 25 年1月 11 日／市役所2階ロビー)<br>② 文化財説明板の設置<br>・泉龍寺本堂, 開山堂, 鐘樓門, 山門の説明板<br>・旧荒井家住宅主屋・旧高木家長屋門の説明板<br>③ 情報提供と相談<br>④ 猪方小川塚古墳現地見学会の実施(平成 24 年 10 月 14 日・21 日)<br>⑤ 多摩郷土誌フェア(平成 25 年1月 18 日～20 日)における文化財関連刊行物の頒布 |
| 文 化 財 の 保 存   | ① 兜塚古墳等の保護管理<br>・市有地である兜塚古墳(都指定史跡)と亀塚古墳等, 教育発祥の地周辺樹木の維持管理<br>② 郷土芸能保存に対する補助金の交付<br>・猪方ばやし保存会, 岩戸ばやし保存会へ補助金を交付<br>③ 資料の収集, 保管・管理<br>④ 文化財の指定等                                                                                                                                    |
| 埋蔵文化財の保護      | ① 市内遺跡の調査<br>市内には, 現在 68 ヶ所の遺跡が周知されており, 遺跡の遺構有無確認調査(試掘)等を実施しています。<br>・猪方小川塚古墳の保存目的の調査(平成 24 年9月 21 日～10 月 31 日)<br>② 事前協議<br>文化財保護法に基づく土木工事等の届出等に対応し, その取扱いについて事業者と事前協議を行います。また, 遺跡の所在状況の照会にも応じています。<br>③ 調査指導等<br>開発目的で事業者が行う発掘調査について, 指導, 助言等を行います。                           |
| 博 物 館 振 興     | ① 博物館に関する情報収集                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 古 民 家 園 の 管 理 | ① 市立古民家園(むいから民家園)の管理・運営<br>指定管理者に狛江市立古民家園運営市民協議会を指定し, 古民家園の活用を図ります。<br>② 旧荒井家住宅主屋座敷・奥座敷の畳の修繕                                                                                                                                                                                    |

#### 4. 埋蔵文化財年度別発掘調査件数及び発掘届出等文書処理件数

| 年度         |       | 59   | 60 | 61 | 62 | 63 | H1  | 2  | 3   | 4   | 5   | 6   | 7   | 8   | 9   | 10  | 11  | 12  | 13  | 14  | 15  | 16  | 17  | 18  | 19  | 20  | 21  | 22  | 23  | 24  |    |
|------------|-------|------|----|----|----|----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 発掘調査       |       | 7    | 8  | 5  | 9  | 13 | 13  | 11 | 14  | 14  | 16  | 14  | 11  | 16  | 9   | 10  | 14  | 15  | 14  | 12  | 14  | 12  | 10  | 10  | 11  | 11  | 12  | 7   | 13  | 9   |    |
| 本調査        |       |      |    |    |    |    |     |    | 3   | 5   | 6   | 5   | 5   | 4   | 2   | 2   | 5   | 2   | 5   | 2   | 2   | 3   | 0   | 2   | 3   | 4   | 4   | 0   | 2   | 3   |    |
| 確認調査       |       |      |    |    |    |    |     |    | 11  | 9   | 10  | 9   | 6   | 12  | 7   | 8   | 9   | 13  | 9   | 10  | 12  | 9   | 10  | 8   | 8   | 7   | 8   | 7   | 11  | 6   |    |
| 立会         |       | 1    |    | 1  |    | 2  | 5   | 7  | 5   | 7   | 4   | 3   | 5   | 13  | 8   | 14  | 25  | 25  | 15  | 21  | 28  | 33  | 24  | 32  | 27  | 44  | 43  | 88  | 55  | 69  |    |
| 届出等文書      |       | 13   | 13 | 10 | 16 | 27 | 30  | 16 | 29  | 33  | 40  | 26  | 35  | 34  | 25  | 34  | 48  | 37  | 37  | 33  | 43  | 58  | 47  | 49  | 47  | 64  | 75  | 75  | 81  | 71  |    |
| 工事の届出・通知   | 文書等   | 93 条 |    | 4  | 4  | 5  | 10  | 11 | 6   | 11  | 15  | 12  | 7   | 18  | 16  | 12  | 21  | 34  | 34  | 26  | 31  | 40  | 46  | 39  | 40  | 37  | 51  | 56  | 70  | 58  | 67 |
|            |       | 94 条 | 2  |    | 1  | 2  | 3   | 6  |     | 6   | 2   | 4   | 3   | 1   | 3   | 1   | 4   | 2   | 1   | 4   | 0   | 1   | 5   | 0   | 2   | 0   | 2   | 9   | 5   | 23  | 4  |
|            | 指示    | 事前調査 |    |    |    |    |     |    |     |     |     | 10  | 7   | 10  | 10  | 4   | 8   | 8   | 12  | 10  | 10  | 11  | 10  | 9   | 9   | 5   | 7   | 7   | 7   | 8   | 6  |
|            |       | 立会   |    |    |    |    |     |    |     |     |     | 6   | 3   | 9   | 9   | 9   | 17  | 28  | 23  | 17  | 21  | 30  | 41  | 30  | 33  | 32  | 46  | 51  | 56  | 59  | 65 |
|            |       | 慎重工事 |    |    |    |    |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     | 7   | 2   | 14  |    |
| 発見の届出・通知   | 96 条  |      |    |    |    |    |     | 1  |     |     |     |     | 1   |     |     | 1   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |    |
|            | 97 条  | 1    |    |    |    |    |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     | 1   | 1   |     |     |     |     |     |     |    |
| 発掘調査の届出・通知 | 92 条  | 1    |    |    | 1  |    |     |    |     |     | 1   |     | 2   | 1   |     |     |     |     | 2   |     | 1   | 2   | 1   | 1   | 3   | 4   | 3   |     |     | 2   |    |
|            | 99 条＊ | 6    | 7  | 5  | 8  | 12 | 12  | 6  | 12  | 13  | 14  | 12  | 10  | 10  | 2   | 2   | 5   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     | 1   |    |
| 認定         |       | 1    |    |    |    | 2  | 1   | 3  |     | 3   | 5   | 4   | 3   | 4   | 1   | 2   | 6   | 2   | 5   | 2   | 1   | 5   | 6   | 5   | 7   | 7   | 7   | 1   |     | 3   |    |
| 譲与         |       | 2    | 2  |    |    |    |     |    |     |     | 4   |     |     |     | 9   | 4   | 1   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |    |
| 照会         |       | 3    | 20 | 26 | 30 | 59 | 104 | 89 | 156 | 158 | 198 | 222 | 366 | 376 | 391 | 384 | 503 | 493 | 552 | 587 | 641 | 716 | 712 | 837 | 814 | 808 | 851 | 843 | 974 | 978 |    |

\* 平成8年度から地方自治体が実施する試掘・確認調査、さらに平成12年度からは地方自治体が実施する発掘調査についても、東京都教育委員会への通知は不要となった(第3次改正保護法(昭和29年法律第131号)第98条の2第1項関係、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)第135条による改正保護法第58条の2第1項関係、第7次改正保護法(平成16年法律第61号)第99条第1項関係)。

教育振興基本計画に示された具体的な施策  
「社会教育環境を整備します。」

#### 5. 平成24年度発掘調査一覧

| 遺跡名       | 調査地番    | 調査担当者 | 調査期間           | 面積(㎡)  | 時期       | 発見遺構等             |
|-----------|---------|-------|----------------|--------|----------|-------------------|
| 古屋敷・相之原遺跡 | 岩戸南3-11 | 民間    | H24.4.16～5.24  | 301.00 | 古墳・奈良・中世 | 住居跡・掘立柱建物跡等(本調査)  |
| 田中・寺前遺跡   | 東和泉1-34 | 市教委   | H24.5.23       | 71.00  |          | 土坑(試掘)            |
| 覚東三島中遺跡   | 東野川1-31 | 市教委   | H24.7.6        | 34.00  |          | なし(試掘)            |
| 圪上遺跡      | 中和泉4-15 | 市教委   | H24.7.11～13・26 | 148.00 | 弥生・中世    | 方形周溝墓・地下式坑等(試掘)   |
| 三長東遺跡     | 東野川4-13 | 市教委   | H24.9.4        | 15.00  |          | なし(試掘)            |
| 圪上遺跡      | 中和泉4-15 | 民間    | H24.9.10～10.30 | 900.00 | 弥生・中世    | 方形周溝墓・階段状遺構等(本調査) |
| 猪方小川塚古墳   | 猪方3-21  | 市教委   | H24.9.21～10.30 | —      | 古墳       | 古墳墳丘・横穴式石室(本調査)   |
| 松場北遺跡     | 岩戸北4-2  | 市教委   | H24.10.31      | 40.00  |          | なし(試掘)            |
| 宮前遺跡      | 中和泉3-7  | 市教委   | H24.12.17      | 28.00  |          | なし(試掘)            |

## 6. 市立古民家園（愛称むいから民家園）

教育振興基本計画に示された具体的な施策  
「社会教育環境を整備します。」

市立古民家園には、狛江市域に残された江戸時代の数少ない建物として、江戸時代後期の農家の面影を残す旧荒井家住宅主屋1棟と、江戸時代の終わり頃に建てられた旧高木家長屋門1棟が移築・復元されています。

移築・復元された古民家を保存・管理し、また、有効活用するため、年中行事の展示、「狛江学」などの講座や講習会、小学生の体験学習、桜まつりやむいから市などのイベント、親子・子ども向けの事業などを実施し、地域文化の継承と発展に寄与することを目的としています。

### (1) 沿革

狛江の地は都心への交通の便もよく、高度経済成長期以降、急速に宅地化・都市化が進んできました。かつては田畑や桑園などが広がる江戸・東京の近郊農村でしたが、その当時の様子を窺い知る風景や、当時の生活の様子をとどめる建物はほとんど失われてしまいました。

開園へのきっかけは、元和泉一丁目に残されていた旧荒井家住宅主屋が、小田急線の連続立体交差・複々線化事業により解体されることになったことです。平成3年には、市民有志が、取り壊されることとなった旧荒井家住宅主屋の解体・保存を要望するとともに、解体・調査を行いました。市民による保存運動を受け、古民家復元事業は市民と行政が協働ですすめるワークショップ方式で進められました。ワークショップでは、建物の配置計画や管理運営に関する検討を行うとともに、復元工事にあわせて、上棟式や土壁塗り等、市民参加の行事も実施しました。

古民家園は、解体から約10年の月日を経た旧荒井家住宅主屋の復元を機に、平成14年に狛江市立古民家園（愛称むいから民家園）として開園したものです。その後、平成22年には、古民家園内に市内西野川に残されていた旧高木家長屋門が移築・復元され、現在に至ります。

### (2) 施設概要 \* 平成25年4月1日現在

【所在地】狛江市元和泉2-15-5      【電話】03-3489-8981

【開園時間】9時30分～16時30分    ただし、7・8月は9時30分～18時00分

【休園日】水・木曜日（祝日の時は翌開園日）、1月2日～4日、12月28日～31日

#### 旧荒井家住宅主屋

【市文化財指定日】平成3年11月12日

【概要】旧荒井家住宅主屋は、元和泉1丁目の荒井家に残されていたものです。荒井家は、泉龍寺の山門の突き当たりであったことから、屋号を「大門前（だいもんさき）」といい、江戸時代後期には、村方医師として医師、農業が家業としていました。

主屋は、木造、寄棟造り、角屋付、茅葺きの建物で、建築当初（18世紀末頃）は、直屋（すごや）で、桁行7間、梁間3間、三ツ間取りヒロマ型の間取りでしたが、江戸時代末頃にヒロマの後方部を1間半拡張して角屋（つのや）とし、整形四ツ間取りに改修されました。明治時代以降には、チャノマを間仕切ってナカベヤや小部屋を造ったり、内便所や縁側を付けています。昭和2年の小田急線開通の際には、屋敷内に線路が通るため、元々東向きに建てられていたものを、曳き屋して南向きとしました。

復元にあたっては、角屋の時期として、使い勝手のために縁側を付けました。土間境や

ザシキ、デイ境の柱を切って差鴨居を入れたり、ザシキに京呂組の梁組が使われていることなどに特徴が見られます。

## 旧高木家長屋門

【市文化財指定日】平成 22 年 9 月 10 日

【概要】旧高木家長屋門は、市内に唯一残る長屋門で、江戸時代中期から覚東村の名主を勤めた高木家に、安政6年に建てられたものです。平成 11 年に解体され、部材を保管していたものを、平成 21 年に古民家園内に移築・復元されたものです。

長屋門は、木造、寄棟造り、茅葺きの建物で、正面が 12m、側面が 4m ほどの規模の建物です。両開きの扉を有する門の左右両側には二間四方の部屋があり、左側は床がある蔵屋、右側は土間の納屋で、以前は馬屋として使用されていたこともありました。もともと屋根は茅葺きでしたが、復元にあたり銅版葺きとしたものです。

【年間入場者数】約 25,500 人(平成 24 年度)

【指定管理者】狛江市立古民家園運営市民協議会

狛江市立古民家園運営市民協議会は、市民の方々のボランティアで構成され、企画財政、広報記録、事業推進、維持管理、学芸研究、自主活動の六つの部会を設けて古民家園の管理・運営を行っています。

役員 会長1名、副会長2名、理事 36 名、監査2名



## 7. 遺跡一覧

教育振興基本計画に示された具体的な施策  
「社会教育環境を整備します。」

| No. | 遺跡名     | 所在地                | 種別  | 遺跡の時代      |
|-----|---------|--------------------|-----|------------|
| 1   | 小足立前原北  | 西野川 4              | 包蔵地 | 古奈平        |
| 2   | 小足立前原南  | 西野川 3, 和泉本町 3      | 集落跡 | 弥古奈平, 近    |
| 3   | 小足立前原東  | 西野川 2・4            | 集落跡 | 弥古奈        |
| 4   | 箕和      | 西野川 2・4            | 集落跡 | 弥古         |
| 5   | 箕和田・北久保 | 西野川 2 他            | 集落跡 | 縄弥古奈平中近    |
| 6   | 覚東本村    | 西野川 1              | 包蔵地 | 縄弥古奈平中     |
| 7   | 小足立中村北  | 西野川 1, 東野川 2       | 集落跡 | 縄, 古奈平, 近  |
| 8   | 小足立中村南  | 西野川 1, 東野川 2       | 集落跡 | 弥古奈平       |
| 9   | 三長西     | 東野川 1・4            | 集落跡 | 古          |
| 10  | 三長東     | 東野川 3・4            | 集落跡 | 古奈平, 近     |
| 11  | 覚東三島西   | 東野川 1              | 包蔵地 | 古奈平        |
| 12  | 覚東三島中   | 東野川 1              | 包蔵地 | 奈平, 近      |
| 13  | 覚東三島東   | 東野川 4              | 包蔵地 | 弥古         |
| 14  | 岩戸三島    | 岩戸北 2              | 包蔵地 | 古          |
| 15  | 北久保東    | 和泉本町 2             | 包蔵地 | 近          |
| 16  | 丸山西     | 和泉本町 2             | 包蔵地 | 古          |
| 17  | 丸山東     | 和泉本町 2             | 包蔵地 | 古          |
| 18  | 原北      | 和泉本町 1             | 集落跡 | 縄弥古奈平, 近   |
| 19  | 和泉      | 和泉本町 1             | 集落跡 | 古奈平中近      |
| 20  | 原南      | 和泉本町 1             | 集落跡 | 平, 近       |
| 21  | 宿屋敷北    | 岩戸北 1              | 包蔵地 | 古, 近       |
| 22  | 宿屋敷西    | 岩戸北 1              | 包蔵地 | 古奈, 近      |
| 23  | 宿屋敷東    | 岩戸北 1              | 包蔵地 | 弥古, 近      |
| 24  | 古屋敷塚古墳  | 岩戸北 3-1            | 古墳  | 古          |
| 25  | 橋北塚古墳   | 岩戸北 3-3            | 古墳  | 古          |
| 26  | 内北谷     | 岩戸北 3              | 集落跡 | 古          |
| 27  | 松場北     | 岩戸北 4              | 包蔵地 | 古, 近       |
| 28  | 松場南     | 岩戸北 4              | 包蔵地 | 古          |
| 29  | 古屋敷・相之原 | 岩戸南 2・3            | 集落跡 | 縄弥古奈平, 近   |
| 30  | 土屋塚古墳   | 岩戸南 1-4            | 古墳  | 古          |
| 31  | 古屋敷     | 岩戸南 1・2            | 集落跡 | 古奈平        |
| 32  | 矢崎山     | 猪方 1               | 集落跡 | 弥古         |
| 33  | 清水塚1号墳  | 猪方 1-6             | 古墳  | 古          |
| 34  | 清水塚2号墳  | 猪方 1-7             | 古墳  | 古          |
| 35  | 清水塚3号墳  | 猪方 1-9             | 古墳  | 古          |
| 36  | 寺前東     | 東和泉 1, 猪方 1        | 集落跡 | 縄弥古奈平, 近   |
| 37  | 久保・前原   | 東和泉 2, 猪方 3        | 集落跡 | 古奈平, 近     |
| 38  | 前原塚古墳   | 猪方 3-9             | 古墳  | 古          |
| 39  | 猪方小川塚古墳 | 猪方 3-21            | 古墳  | 古          |
| 40  | 田中・寺前   | 元和泉 1・2<br>東和泉 1・2 | 集落跡 | 縄, 古, 平, 中 |

| No. | 遺跡名      | 所在地                 | 種別  | 遺跡の時代     |
|-----|----------|---------------------|-----|-----------|
| 41  | 亀塚古墳     | 元和泉 1-21            | 古墳  | 古         |
| 42  | 弁財天池     | 東和泉 1, 元和泉 1        | 集落跡 | 旧縄弥古奈平中近  |
| 43  | 和泉駄倉     | 東和泉 1               | 集落跡 | 縄弥古奈平中近   |
| 44  | 駄倉塚古墳    | 中和泉 1-1             | 古墳  | 古         |
| 45  | 東塚       | 中和泉 1               | 集落跡 | 縄, 古奈平, 近 |
| 46  | 東塚古墳     | 中和泉 1-5・6           | 古墳  | 古         |
| 47  | 絹山塚古墳    | 中和泉 1-12            | 古墳  | 古         |
| 48  | 松原東稲荷塚古墳 | 中和泉 1-9             | 古墳  | 古         |
| 49  | 松原東      | 中和泉 1               | 集落跡 | 奈平, 近     |
| 50  | 経塚       | 中和泉 1               | 集落跡 | 縄, 古奈平中近  |
| 51  | 経塚古墳     | 中和泉 1-22            | 古墳  | 古, 中      |
| 52  | 真刀自咩1号墳  | 中和泉 1-26            | 古墳  | 古         |
| 53  | 真刀自咩2号墳  | 中和泉 1-27            | 古墳  | 古         |
| 54  | 橋場       | 中和泉 3, 元和泉 2        | 集落跡 | 縄, 古奈平, 近 |
| 55  | 兜塚古墳     | 中和泉 3-23            | 古墳  | 古         |
| 56  | 宮前       | 中和泉 1・2・3           | 集落跡 | 縄弥古奈平, 近  |
| 57  | 飯田塚古墳    | 中和泉 3-1             | 古墳  | 古         |
| 58  | 白井塚古墳    | 中和泉 3-2             | 古墳  | 古         |
| 59  | 松原       | 和泉本町 1・3<br>中和泉 1・2 | 包蔵地 | 縄, 古奈平, 近 |
| 60  | 藤塚       | 和泉本町 4              | 包蔵地 | 古, 平, 近   |
| 61  | 金掘塚(富士塚) | 和泉本町 4-7            | 塚   | 不明        |
| 62  | 稲荷前      | 中和泉 5               | 集落跡 | 縄, 古奈平, 近 |
| 63  | 小原       | 中和泉 2・5             | 集落跡 | 縄, 古奈平, 近 |
| 64  | 垆上北      | 中和泉 3               | 集落跡 | 縄, 古奈, 近  |
| 65  | 垆上       | 中和泉 3               | 集落跡 | 縄弥古奈平, 近  |
| 66  | 垆上峽塚古墳   | 中和泉 4-18            | 古墳  | 古         |
| 67  | 慶元寺7号墳   | 岩戸南 3-17            | 古墳  | 古         |
| 68  | 玉泉寺前     | 東和泉 4               | 集落跡 | 古奈平中近     |

\* 包蔵地・集落跡については、所在地を町名と丁目まで記載。

\* 時代 旧＝旧石器, 縄＝縄文, 弥＝弥生, 古＝古墳, 奈＝奈良, 平＝平安, 中＝中世, 近＝近世の略

# 狛江市遺跡分布地図



## 8. 指定文化財一覧

教育振興基本計画に示された具体的な施策  
「社会教育環境を整備します。」

地方公共団体は、条例の定めるところにより、国指定文化財以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を構ずることが出来ます(文化財保護法第 182 条第2項)。

狛江市は、昭和 47 年に狛江市文化財保護条例を制定し、国及び都指定文化財以外の文化財で重要なものを指定しています。

平成 25 年4月1日現在

| 種別       | 名称                                  | 指定月   | 所在地                           | 所有者(保持者)            |
|----------|-------------------------------------|-------|-------------------------------|---------------------|
| 都指定有形文化財 | 狛江市和泉遺跡出土和泉式土器                      | H20.3 | 和泉本町1-5-1                     | 東京航空計器(株)<br>市教育委員会 |
| 都指定史跡    | 兜塚古墳                                | S50.2 | 中和泉3-23 付近                    | 市                   |
| 都指定旧跡    | 玉川碑跡                                | T11.8 | 中和泉4-14                       | 伊豆美神社               |
| 市 重 宝    | 伊豆美神社鳥居(建造物)                        | S51.6 | 中和泉3-21-8                     | 伊豆美神社               |
|          | 旧荒井家住宅主屋(建造物)                       | H3.11 | 元和泉2-15-5<br>市立古民家園(むいから民家園)内 | 市                   |
|          | 旧高木家長屋門(建造物)<br>附 棟札1枚              | H22.9 | 元和泉2-15-5<br>市立古民家園(むいから民家園)内 | 市                   |
|          | 泉龍寺本堂, 開山堂, 鐘楼門, 山門<br>(建造物) 附 棟札3枚 | H24.3 | 元和泉1-6-1                      | 泉龍寺                 |
|          | 絹本着色石谷貞清画像(絵画)                      | S61.1 | 元和泉1-6-1                      | 泉龍寺                 |
|          | 木造石谷貞清坐像(彫刻)                        | S51.6 | 元和泉1-6-1                      | 泉龍寺                 |
|          | 慶長十五年(1610)の雲版(工芸品)                 | S54.6 | 元和泉1-6-1                      | 泉龍寺                 |
|          | 文禄三年(1594)の検地帳(古文書)                 | S54.6 | 駒井町3                          | 個人蔵                 |
|          | 石井家文書(古文書)<br>附 荒井家・大久保家・谷田部家旧蔵文書   | S61.1 | 元和泉1                          | 個人蔵                 |
|          | 栗山家文書(古文書)                          | S61.1 | 和泉本町1-1-5                     | 市教育委員会              |
|          | 土屋塚古墳出土遺物(考古資料)                     | H19.2 | 和泉本町1-1-5                     | 市教育委員会              |
|          | 弁財天池遺跡1号方形周溝墓出土遺物(考古資料)             | H20.3 | 和泉本町1-1-5                     | 市教育委員会              |
|          | 栗山家の高礼(歴史資料)                        | S61.1 | 東野川2                          | 個人蔵                 |
| 市 技 芸    | 猪方ばやし                               | S61.1 | 旧大字猪方                         | 猪方ばやし保存会            |
|          | 岩戸ばやし                               | S61.1 | 旧大字岩戸                         | 岩戸ばやし保存会            |
|          | 小足立ばやし                              | S61.1 | 旧大字小足立                        | 小足立ばやし保存会           |
|          | 駒井ばやし                               | S61.1 | 旧大字駒井                         | 駒井はやし保存会            |
|          | 多摩川ばやし                              | S61.1 | 旧大字和泉                         | 多摩川ばやし保存会           |
| 市郷土資料    | 石川文山撰文「宗淳居士挽詞并序」の扁額                 | S51.6 | 元和泉1-6-1                      | 泉龍寺                 |
|          | 延徳二年の月侍板碑                           | S51.6 | 元和泉1                          | 個人蔵                 |
| 市 史 跡    | 泉龍寺弁財天池                             | S48.3 | 元和泉1-8 付近                     | 泉龍寺                 |
|          | 土屋塚古墳                               | S61.1 | 岩戸南1-4 付近                     | 個人蔵                 |
| 市天然記念物   | 石井家のラクウショウ                          | S51.6 | 元和泉1-16                       | 個人蔵                 |
|          | 玉泉寺のボダイジュ                           | S51.6 | 東和泉3-10-23                    | 玉泉寺                 |

## 9. 文化財関連刊行物一覧

| 書名                                    | サイズ・頁数      | 刊行年     | 頒布価格    |
|---------------------------------------|-------------|---------|---------|
| 狛江市史                                  | A5 判 1654 頁 | 昭和 60 年 | 6,500 円 |
| 狛江の自然, 原始・古代, 中世, 近世, 近代, 現代, 思い出の生活誌 |             |         |         |

### 文化財調査報告書

| 書名                                                                                                      | サイズ・頁数     | 刊行年     | 頒布価格  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|---------|-------|
| 第1集 狛江市の石造物                                                                                             | B5 判 58 頁  | 昭和 53 年 | 800 円 |
| 市内に存在する板碑, 墓塔, 馬頭観音, 地蔵, 庚申塔, 念仏供養塔, 巡拝塔, 鳥居, 狛犬などの調査                                                   |            |         |       |
| 第2集 狛江市の古墳(Ⅰ)                                                                                           | B5 判 78 頁  | 昭和 56 年 | 800 円 |
| 狛江古墳群の分布, 絹山塚古墳・兜塚古墳・白井塚古墳の調査, 亀塚古墳出土遺物, 狛江古墳群の構造と特質                                                    |            |         |       |
| 第3集 続・狛江市の石造物                                                                                           | B5 判 46 頁  | 昭和 55 年 | 500 円 |
| 記念碑, 歌碑, 墓碑, 補遺(板碑, 墓塔, 稻荷石像, 十王塔ほか), 解説                                                                |            |         |       |
| 第4集 狛江市の民家ー狛江市の民俗Ⅰー                                                                                     | B5 判 82 頁  | 昭和 58 年 | 600 円 |
| 民家の概要(屋敷, 間取りと部屋の機能, 火所, 建築工程, 建築儀礼), 民家の実例                                                             |            |         |       |
| 第5集 箕和田・北久保遺跡                                                                                           | B5 判 24 頁  | 昭和 59 年 | 300 円 |
| 昭和 58 年に実施された近世墓地の発掘調査報告                                                                                |            |         |       |
| 第6集 和泉遺跡・原南遺跡                                                                                           | B5 判 54 頁  | 昭和 60 年 | 400 円 |
| 昭和 59 年に実施された奈良・平安時代の集落跡の発掘調査報告                                                                         |            |         |       |
| 第7集 狛江市の民俗Ⅱ                                                                                             | B5 判 116 頁 | 昭和 61 年 | 品切    |
| 小田急のついた頃, 昭和一桁時代の子ども, 写真でみる昭和 10 年代の狛江, 『狛江村誌』(昭和 10 年狛江村発行)の復刻                                         |            |         |       |
| 第8集 狛江市の巡行仏                                                                                             | B5 判 83 頁  | 昭和 62 年 | 900 円 |
| 泉龍寺のまわり地蔵, 横浜市下田真福寺のまわり地蔵, 玉泉寺の社母子尊と不動尊の巡行, 九品仏の珂碩上人像の巡行, 用賀無量寺の十一面観音の巡行, 史料編(文書目録, 泉龍寺文書, 玉泉寺文書, 文献目録) |            |         |       |
| 第9集 狛江市の古墳(Ⅱ)                                                                                           | B5 判 40 頁  | 平成元年    | 300 円 |
| 東塚古墳の調査, 兜塚古墳の調査, 弁財天池1・2・3号墳・1号方形周溝墓の調査, まとめてかえて(狛江古墳群の歴史的格)                                           |            |         |       |
| 第10集 狛江市の民俗Ⅳー写真でみる狛江のうつりかわりー                                                                            | B5 判 60 頁  | 平成2年    | 700 円 |
| 明治時代後半から昭和 40 年代までの写真を掲載, かつての狛江駅, 多摩川や六郷用水などの景観, 人々の暮らし, 教育関係の写真など                                     |            |         |       |
| 第11集 狛江の古い道                                                                                             | B5 判 62 頁  | 平成4年    | 600 円 |
| 江戸時代の道(狛江の古い道／大山道／狛江の大山道／鎌倉道／品川道・筏道／小足立・覚東の道／寺社参詣の道), 明治時代以降の道(明治時代以降の道路／明治時代以降の登戸の渡し), 古道を歩く           |            |         |       |
| 第12集 史料にみる狛江の近代(Ⅰ)                                                                                      | B5 判 68 頁  | 平成5年    | 700 円 |
| 渡船, 鉄道, 道路と橋, 寺社参詣の道, 解説                                                                                |            |         |       |
| 第13集 史料にみる狛江の近代(Ⅱ)                                                                                      | B5 判 82 頁  | 平成6年    | 400 円 |
| 狛江市農会の設立, 農事講習会, 品評会, 農事, 産業組合, 農事実行組合, 水車, 養蚕, 漁業, 日記, 解説など                                            |            |         |       |

| 書名                                                                                    | サイズ・頁数                 | 刊行年     | 頒布価格    |
|---------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|---------|---------|
| 第 14 集 史料にみる狛江の近代(Ⅲ)                                                                  | B5 判 56 頁              | 平成7年    | 300 円   |
| 明治維新から狛江村誕生へ, 自由民権運動から三多摩壮士へ, 『武蔵文庫』にみる狛江, 境界変更, 解説                                   |                        |         |         |
| 第 15 集 狛江市埋蔵文化財調査概報Ⅰ                                                                  | A4 判 本文 18 頁・写真図版 16 頁 | 平成8年    | 300 円   |
| 平成2～4年度に実施した箕和遺跡, 橋場遺跡, 経塚遺跡, 古屋敷・相之原遺跡など8地点の発掘調査の概要                                  |                        |         |         |
| 第 16 集 狛江市埋蔵文化財調査概報Ⅱ                                                                  | A4 判 本文 30 頁・写真図版 18 頁 | 平成9年    | 400 円   |
| 平成5・6年度に実施した弁財天池遺跡, 和泉駄倉遺跡, 埴上遺跡, 古屋敷・相之原遺跡など8地点の発掘調査の概要                              |                        |         |         |
| 第 17 集 狛江市埋蔵文化財調査概報Ⅲ                                                                  | A4 判 本文 26 頁・写真図版 14 頁 | 平成 10 年 | 300 円   |
| 平成7・8年度に実施した原北遺跡, 田中・寺前遺跡, 古屋敷・相之原遺跡など5地点の発掘調査の概要                                     |                        |         |         |
| 第 18 集 狛江の医療伝承                                                                        | A4 判 59 頁              | 平成 11 年 | 300 円   |
| 祈願・祈祷による療法, まじないによる療法, 物理的療法, 民間薬療法, 家畜の民間療法, 衣食住などと病気にかかわる俗信                         |                        |         |         |
| 第 19 集 狛江市埋蔵文化財調査概報Ⅳ                                                                  | A4 判 本文 20 頁・写真図版 14 頁 | 平成 12 年 | 300 円   |
| 平成9・10 年度に実施した弁財天池遺跡, 経塚遺跡, 経塚古墳, 松原東遺跡など5地点の発掘調査の概要                                  |                        |         |         |
| 第 20 集 狛江市埋蔵文化財調査概報Ⅴ                                                                  | A4 判 本文 21 頁・写真図版 12 頁 | 平成 13 年 | 300 円   |
| 平成 11・12 年度に実施した小足立中村南遺跡, 橋場遺跡, 箕和田・北久保遺跡など6地点の発掘調査の概要                                |                        |         |         |
| 第 21 集 狛江市埋蔵文化財調査概報Ⅵ                                                                  | A4 判 本文 32 頁・写真図版 16 頁 | 平成 15 年 | 500 円   |
| 平成 13・14 年度に実施した稲荷前遺跡, 埴上遺跡, 東塚遺跡, 古屋敷遺跡など5地点の発掘調査の概要                                 |                        |         |         |
| 第 22 集 土屋塚古墳発掘調査報告書                                                                   | A4 判 本文 48 頁・写真図版 12 頁 | 平成 18 年 | 400 円   |
| 平成 16 年度に実施した土屋塚古墳の発掘調査報告書 古墳時代中期の円墳周溝から多量の円筒埴輪が出土した調査の報告書                            |                        |         |         |
| 第 23 集 市内遺跡発掘調査報告書Ⅰ                                                                   | A4 判 64 頁              | 平成 19 年 | 600 円   |
| 平成元～18 年度に実施した市内遺跡発掘調査に関する報告書                                                         |                        |         |         |
| 第 24 集 市内遺跡発掘調査報告書Ⅱ                                                                   | A4 判 本文 46 頁・写真図版 12 頁 | 平成 21 年 | 700 円   |
| 平成 18・19 年度に実施した市内遺跡発掘調査に関する報告及び弁財天池遺跡第 14 次調査の報告                                     |                        |         |         |
| 第 25 集 江戸時代, 狛江市域の大工について                                                              | A4 判 24 頁              | 平成 22 年 | 300 円   |
| 江戸時代に狛江市域に残された寺社建造物とそれらの建立にかかわった大工・職人に関する考察                                           |                        |         |         |
| 第 26 集 市内遺跡発掘調査報告書Ⅲ                                                                   | A4 判 本文 46 頁・写真図版 16 頁 | 平成 23 年 | 430 円   |
| 平成 20・21 年度に実施した市内遺跡発掘調査に関する報告及び石井家主屋発掘調査の報告                                          |                        |         |         |
| 第 27 集 田中・寺前遺跡発掘調査報告書                                                                 | A4判 本文 71 頁・写真図版 16 頁  | 平成 24 年 | 1,100 円 |
| 江戸時代, 和泉村の領主であった旗本石谷氏の陣屋(下屋敷)の一部と考えられる地点での発掘調査の報告                                     |                        |         |         |
| 第 28 集 狛江古墳群猪方小川塚発掘調査報告書                                                              | A4判 本文 60 頁・写真図版 24 頁  | 平成 25 年 | 非売品     |
| 猪方三丁目に所在する猪方小川塚古墳の発掘調査の報告 切石切組み積による複室構造の横穴式石室を有する円墳で, 狛江古墳群においてはじめて具体的に横穴式石室が確認・調査された |                        |         |         |

## こまえ文化財ブックレット

| 書名                                                 | サイズ・頁数       | 刊行年     | 頒布価格  |
|----------------------------------------------------|--------------|---------|-------|
| 1 近代日本名士たちの筆あと―「福並定雄蒐集資料」から―                       | A5 判 本文 56 頁 | 平成 24 年 | 340 円 |
| 徳富蘇峰の「門下生」、福並定雄が蒐集した伊藤博文や山県有朋ら、近代日本の名士といえる人物の書翰を紹介 |              |         |       |

## 遺跡調査報告

| 書名                                                                                         | サイズ・頁数                   | 刊行年     | 頒布価格    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|---------|---------|
| 岩戸八幡神社遺跡                                                                                   | A4 判 本文 46 頁・写真図版 16 頁   | 昭和 56 年 | 1,800 円 |
| 昭和 54 年に実施された発掘調査の報告書 弥生後期・古墳後期～平安時代の集落跡などの調査報告                                            |                          |         |         |
| 弁財天池遺跡                                                                                     | B5 判 本文 294 頁・写真図版 122 頁 | 平成 4 年  | 2,500 円 |
| 昭和 62・63 年に実施した狛江駅前の再開発事業に伴う発掘調査 縄文中期～後期初頭に及ぶ集落跡、弥生末の方形周溝墓、古墳中期の円墳、古墳後期・奈良・平安時代の集落跡などの調査報告 |                          |         |         |

## 狛江市史資料集(A5判)

| 巻数  | 内容                                                                                                                                          | 頁数    | 刊行年     | 頒布価格    |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|---------|
| 第一  | 地誌紀行・古代・中世・村況(村高・村明細帳ほか)                                                                                                                    | 335 頁 | 昭和 48 年 | 品 切     |
| 第二  | 石井千城家文書(支配・土地―検地帳・新田開発―ほか)                                                                                                                  | 382 頁 | 昭和 49 年 | 1,000 円 |
| 第三  | 石井千城家文書(租税・村政―村方出入ほか―・戸口)                                                                                                                   | 325 頁 | 昭和 50 年 | 1,300 円 |
| 第四  | 石井千城家文書(水利・六郷用水・野川用水ほか)                                                                                                                     | 356 頁 | 昭和 50 年 | 1,300 円 |
| 第五  | 石井千城家文書(農業・助郷・渡船・商業・金融ほか)                                                                                                                   | 311 頁 | 昭和 51 年 | 1,300 円 |
| 第六  | 石井千城家文書(社寺・家・補遺―土地・村政ほか―)                                                                                                                   | 418 頁 | 昭和 52 年 | 1,400 円 |
| 第七  | 旧谷田部錦三家文書(支配・土地・租税・村政ほか)                                                                                                                    | 492 頁 | 昭和 52 年 | 1,500 円 |
| 第八  | 旧荒井久孝家, 小町利治家, 飯田總智家, 谷田部勇家, 石井市郎家, 谷田部庄作家, 絹山明家, 荒井信治家, 谷田部尚三家, 栗原泰一家の文書(土地・租税ほか)                                                          | 318 頁 | 昭和 53 年 | 1,300 円 |
| 第九  | 高橋三五郎家(文禄の検地帳), 栗山長治家, 栗山弘光家, 鈴木茂男家, 富永文男家, 富永和作家, 富永泰一家, 富永武男家の文書(支配・土地・租税ほか)                                                              | 448 頁 | 昭和 54 年 | 1,500 円 |
| 第十  | 伊豆美神社文書(聖護院関係・行宝院関係・富士講)                                                                                                                    | 375 頁 | 昭和 54 年 | 1,300 円 |
| 第十一 | 泉竜寺文書(縁起・寺領・普請・子安地藏尊ほか)                                                                                                                     | 470 頁 | 昭和 55 年 | 1,700 円 |
| 第十二 | 泉竜寺, 玉泉寺, 円住院, 明静院, 千手院, 慶岸寺, 菅原神社の文書(過去帳ほか)                                                                                                | 491 頁 | 昭和 56 年 | 1,700 円 |
| 第十三 | 旧彦根藩世田谷領代官大場家文書(支配・土地ほか)                                                                                                                    | 364 頁 | 昭和 56 年 | 1,400 円 |
| 第十四 | 旧彦根藩世田谷領代官大場家文書(水利・交通ほか)                                                                                                                    | 376 頁 | 昭和 56 年 | 1,500 円 |
| 第十五 | ①領主関係―井伊直愛家, 根岸千枝子家, 岩崎須磨子家, 石谷潔家, 松下弘家, 安藤寧秋家の文書<br>②補遺―地誌・板碑, 荒井熊治家, 谷田部公司家(検地帳ほか), 小川繁留家, 栗山保治家(検地帳), 高木雄一家, 慶岸寺, 白井稻荷, 十幹森稻荷, 金子喜美代家の文書 | 410 頁 | 昭和 57 年 | 1,500 円 |

# Ⅶ. スポーツ振興

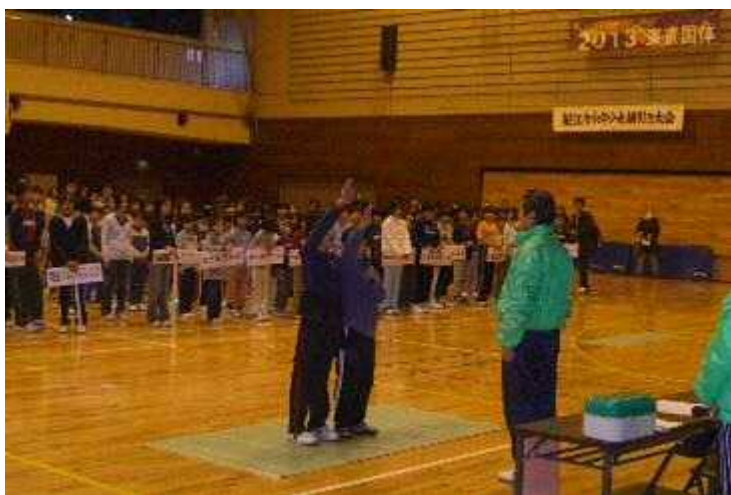
教育振興基本計画に示された具体的な施策  
「学ぶ意欲を高める事業の充実に努めます。」

## 1. 事業目標

市民相互のコミュニケーションと連帯感を深め、心身共に健康で豊かな市民生活の創造を目指し生涯スポーツを推進します。

## 2. 施策概要

- ① 各種スポーツ・レクリエーション活動の事業の充実と水準の向上
- ② スポーツ・レクリエーション活動グループの育成と推進体制の確立
- ③ スポーツ・レクリエーション活動の情報提供・相談の推進と充実
- ④ スポーツ・レクリエーション活動における安全の確保
- ⑤ 各種スポーツ・レクリエーション指導者の養成と活用
- ⑥ 公共スポーツ・レクリエーション活動施設の整備と活用
- ⑦ 民間スポーツ・レクリエーション活動施設との連携



(狛江市少年少女スポーツ大会)

### 3. 施設概要 \* 平成 25 年 4 月 1 日現在

【電話】03-3430-1141 (狛江市民総合体育館)

教育振興基本計画に示された具体的な施策  
「社会教育環境を整備します。」

【休館・休場日】偶数月第三木曜日(祝日の時は翌日), 12 月 28 日～1 月 4 日

狛江市民総合体育館

【所在地】狛江市和泉本町 3-25-1

西和泉体育館

【所在地】狛江市西和泉 1-16-1

【利用時間】9 時～21 時

| 施設等        |          |                            | 設備及び用途                                                     | 利用料(円)             |                            |
|------------|----------|----------------------------|------------------------------------------------------------|--------------------|----------------------------|
| 狛江市民総合体育館  | 地下<br>1階 | 第1体育室                      | バスケットボール2面, バレーボール3面, 卓球台 22 台, バドミントン6面, 選手控席 144 席, 控室1室 | 半面<br>2,600(1,300) |                            |
|            |          | 第1格技室(板)                   | 剣道, 空手道, 少林寺拳法等                                            | 1,100(500)         |                            |
|            |          | 第2格技室(畳)                   | 柔道, 合気道                                                    | 1,100(500)         |                            |
|            |          | 更衣室                        | ロッカー男女各 120, シャワー男女各4                                      |                    |                            |
|            |          | 放送設備                       |                                                            |                    | 1,000(500)/全日 4,000(2,000) |
|            | 1階       | 第2体育室                      | バレーボール1面, バスケットボール1面, 卓球台8台, バドミントン3面                      | 1,600(800)         |                            |
|            |          | トレーニング室                    | 筋トレ, エアロバイク8台, その他トレーニング機                                  |                    |                            |
|            |          | ランニング走路                    | ランニング, ウォーキング                                              |                    |                            |
|            |          | ラウンジ                       | 談話, 休憩等                                                    |                    |                            |
|            | 2階       | 第3体育館                      | 軽体操, エアロビクス等                                               | 1,000(500)         |                            |
|            | 屋外       | 駐車場                        | 10 台                                                       |                    |                            |
|            |          | 自転車置場                      | 215 台                                                      |                    |                            |
| 得点掲示板      |          |                            | 1,000(500)/全日 4,000(2,000)                                 |                    |                            |
| 西和泉<br>体育館 | 屋内       | バレーボール, 卓球, ビーチボール, バドミントン |                                                            |                    | 1,400(700)                 |
|            | 屋外       | 駐車場                        | 10 台(西和泉グラウンドと共用)                                          |                    |                            |

#### 備考

1. 市外団体(構成員のうち市内在住・在学・在勤者が2分の1未満)の貸切利用については, 上記金額の倍額とする。
2. 主に高校生以下の者で構成する団体が利用する場合の利用料は, ( )内の金額とする。
3. 各施設等の利用時間区分は, 9時～11 時 15 分, 11 時 25 分～13 時 40 分, 13 時 50 分～16 時 05 分, 16 時 15 分～18 時 30 分, 18 時 45 分～21 時とし, 上記金額は1区分ごとの貸切利用の利用料とする。
4. 施設等を1区分を超えて連続利用する場合は, 区分ごとの利用料の合計額をその利用料とする。
5. トレーニング室, ランニング走路については, 団体貸切は行わないものとする。

#### 個人開放事業

【種目】バドミントン, 卓球, バスケットボール, バレーボール, ビーチボール, トレーニング室(高校生以上), ランニング走路

原則指導員付 エアロビクス, 健康体操, シルバー体操(60 歳以上対象), 中国式練功体操

【利用料】市内在住・在勤大人 250 円, 市外大人 500 円, 高校生以下 100 円

**元和泉市民テニスコート**

【所在地】狛江市元和泉2-8-1

**東野川市民テニスコート**

【所在地】狛江市東野川3-14-10

| 施設  | 設備                         | 用途       | 利用時間                                   | 利用料(円)         |
|-----|----------------------------|----------|----------------------------------------|----------------|
| 元和泉 | 全天候型コート4面, 男女更衣室, 駐車場8台    | 硬式<br>軟式 | 4~8月 10~18時, 9月 10時~17時, 10~翌3月 10~16時 | 1,400<br>(800) |
| 東野川 | 全天候型コート3面, 男女更衣室, 駐車場 12 台 | 硬式       | 10~16時                                 |                |

**備考**

1. 高校生本人が申し込み, 高校生以下のみで利用する場合の利用料は, ( ) 内の金額とする。
2. 利用時間区分は, 10~12時, 12~14時, 14~16時, 16~18(17)時とし, 上記金額は1区分ごとの貸切利用の利用料とする。但し, 16~17時の場合の利用料は半額とする。
3. 施設等を1区分を超えて連続利用する場合は, 区分ごとの利用料の合計額をその利用料とする。

**狛江市民グラウンド**

【所在地】狛江市和泉本町2-15-2

**西和泉グラウンド**

【所在地】狛江市西和泉1-16-1

**狛江市多摩川緑地公園グラウンド** 【所在地】狛江市猪方4-1

| 施設              | 設備                           | 用途                                   | 利用時間                                          | 利用料(円)         |
|-----------------|------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------|----------------|
| 狛江市民グラウンド       | グラウンド1面, 男女更衣室               | 軟式野球, ソフトボール, サッカー, ゲートボール, グラウンドゴルフ | 4~8月 6~18時<br>9・10・2・3月 6~17時<br>11~翌1月 6~16時 | 2,400<br>(800) |
| 西和泉グラウンド        | 多目的運動場, 駐車場 10 台 (西和泉体育館と共用) | 少年軟式野球, ソフトボール, 少年サッカー, グラウンドゴルフ     | 4~8月 9~18時<br>9・10・2・3月 9~17時<br>11~翌1月 9~16時 |                |
| 狛江市多摩川緑地公園グラウンド | 野球場2面                        | 軟式野球, ソフトボール                         | 6~18時                                         | 無料             |

**備考**

1. 市外団体(構成員のうち市内在住・在学・在勤者が2分の1未満)の貸切利用については, 上記金額の倍額とする。
2. 主に高校生以下の者で構成する団体が利用する場合の利用料は, ( ) 内の金額とする。
3. 各施設の利用時間区分は,  
 狛江市民グラウンド 6~8時, 8~10時, 10~12時, 12~14時, 14~16時, 16~18(17)時  
 西和泉グラウンド 9~11時, 11~13時, 13~15時, 15~17(16)時, 17~18時  
 多摩川緑地公園 6~9時, 9~12時, 12~15時, 15~18時  
 とし, 上記金額は1区分ごとの貸切利用の利用料とする。但し, 1区分が1時間の場合の利用料は半額とする。
4. 施設等を1区分を超えて連続利用する場合は, 区分ごとの利用料の合計額をその利用料とする。

**個人開放事業**

放課後の時間帯に子どもと保護者の居場所を確保するためにグラウンドを無料で開放しています。

| 施設        | 対象者               | 開放日時                                              |
|-----------|-------------------|---------------------------------------------------|
| 狛江市民グラウンド | 市内在住の児童, 生徒又は未就学児 | 毎週金曜 4~8月 16~18時, 9・10・2・3月 14~17時, 11~翌1月 14~16時 |
| 西和泉グラウンド  | 並びに児童又は未就学児の保護者   | 毎週木曜 4~8月 15~18時, 9・10・2・3月 15~17時, 11~翌1月 15~16時 |

高架下運動広場 【所在地】粕江市元和泉1-23-3

元和泉スリーオンスリーコート 【所在地】粕江市元和泉2-8-1

| 施設             | 設備            | 用途       | 利用時間                                | 利用料 |
|----------------|---------------|----------|-------------------------------------|-----|
| 高架下運動広場        | バスケットボールリング2基 | スリーオンスリー | 9～19時                               | 無料  |
| 元和泉スリーオンスリーコート | バスケットボールリング2基 |          | 4～8月 10～18時、9月 10～17時、10～翌3月 10～16時 |     |

粕江市民プール 【所在地】粕江市和泉本町3-25-1

| 設備                                                                              | 利用期間                           | 利用時間                                      | 利用料(円)                     | 2時間迄              | 延長1時間毎           |
|---------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------------|----------------------------|-------------------|------------------|
| L字型変形プール 50m×17m・25m×17m,<br>幼児用プール 10m×10m, 更衣室ロッカー<br>男女各 330, シャワー男女各 4, 医務室 | 7月 15 日～<br>8月 31 日(期<br>間中無休) | 9時 30 分～17 時<br>30 分(木曜は定期<br>清掃の為 17 時迄) | 市内在住・在勤大人<br>市外大人<br>高校生以下 | 200<br>400<br>100 | 100<br>200<br>50 |

【指定管理者】粕江市体育協会・東京アスレティッククラブ共同事業体

〈電話〉03-3430-1141

教育振興基本計画に示された具体的な施策  
「社会教育環境を整備します。」

## 4. 事業概要

### ① 少年少女スポーツ教室

小・中学生及び高校生の健全育成とスポーツ活動の推進を図る目的で、スポーツ教室を行います。特に市内の青少年の交流を深め、仲間づくりとスポーツを通じた地域の連帯を図ります。参加者の自発性、主体性を尊重する活動の促進を図ります。

| 事業名          | 日程                                             | 対象                   | 延参加人数 |
|--------------|------------------------------------------------|----------------------|-------|
| 女子フットサル教室    | 5～7月の日曜日 全5回<br>9時 00 分～11 時 15 分              | 小学3年～6年<br>定員 25 人   | 47 人  |
| バドミントン教室(前期) | 5～7月の土曜日 全 10 回<br>9時 00 分～11 時 15 分           | 小学4年～6年<br>定員 24 人   | 174 人 |
| 卓球教室         | 9～12 月の日曜日 全 10 回<br>9時 00 分～11 時 15 分         | 小学3年～中学3年<br>定員 20 人 | 178 人 |
| フットサル教室      | 9～12 月の土曜日 全 10 回<br>9時 00 分～11 時 15 分         | 小学3年～6年<br>定員 25 人   | 175 人 |
| 綱引き教室        | 12 月～平成 25 年1月の土曜日<br>全2回<br>9時 00 分～11 時 15 分 | 小学3年～6年<br>定員 70 人   | 47 人  |
| バドミントン教室(後期) | 平成 25 年2～3月の土曜日 全5回<br>9時 00 分～11 時 15 分       | 小学3年～6年<br>定員 20 人   | 79 人  |
| ビーチボール教室     | 平成 25 年2～3月の日曜日 全6回<br>9時 00 分～11 時 15 分       | 小学2年～6年<br>定員 30 人   | 160 人 |

会場: 西和泉体育館

## ② 各種大会

青少年の健全な育成を目的として、スポーツ大会を通してルール、マナーを学び、日頃の体力づくりやチームプレーの練習の成果を発表し、仲間の交流の場とします。

| 事業名        | 日程                      | 内容                                         | 延参加チーム<br>(人)数                     | 会場        |
|------------|-------------------------|--------------------------------------------|------------------------------------|-----------|
| 少年野球大会     | 平成 24 年9月2日<br>～11 月4日  | 小学3年以下の部<br>小学4年の部<br>小学5・6年の部             | 5チーム<br>5チーム<br>9チーム               | 狛江市民グラウンド |
| 少年少女サッカー大会 | 平成 25 年2月3日<br>～3月 17 日 | 小学3年の部<br>小学4年の部<br>小学5年の部<br>小学6年の部       | 13 チーム<br>11 チーム<br>8チーム<br>10 チーム | 狛江市民グラウンド |
| 少年少女綱引き大会  | 平成 25 年1月 27 日          | 1部 小学3～6年<br>2部 小学3・4年                     | 13 チーム<br>4チーム                     | 狛江市民総合体育館 |
| 少年少女剣道大会   | 平成 25 年3月 10 日          | 小学生低学年の部<br>小学生高学年の部<br>中学生男子の部<br>中学生女子の部 | 12 人<br>8人<br>6人<br>3人             | 狛江市民総合体育館 |

## ③ 市民健康レクリエーション

日頃、仕事や家事で、スポーツやレクリエーション活動に参加の困難な勤労者や主婦を対象に、活動に参加する機会と場を提供し、「健康対策」「仲間づくり」「技術向上」を図り、自主クラブとなるよう育成します。

| 事業名      | 日程                                           | 対象                      | 延参加人数 | 会場        |
|----------|----------------------------------------------|-------------------------|-------|-----------|
| バドミントン教室 | 5～7月の水曜日 全 10 回<br>9時 00 分～11 時 15 分         | 20 歳以上の市<br>民 定員 24 人   | 200 人 | 西和泉体育館    |
| 卓球教室     | 9～11 月の水曜日 全 10 回<br>9時 00 分～11 時 15 分       | 20 歳以上の市<br>民 定員 30 人   | 261 人 |           |
| 市民スポーツデー | 10 月 13 日(土)9時 30 分～13 時<br>新体力テストやスポーツ紹介を実施 | 市民<br>(新体力テスト<br>は6歳以上) | 104 人 | 狛江市民総合体育館 |

## ④ 社会教育団体への奨励、援助

| 事業名               | 内容                                                                                                                |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育委員会後援<br>名義等の使用 | 社会教育関係団体等に対して、事業内容がスポーツ・レクリエーション活動の向上、普及や市民相互の交流等の公益性があり、名義の使用が適切な場合、社会体育活動の奨励及び振興のため、その事業に対して名義使用の申請に基づき許可しています。 |
| 団体等への情報<br>提供と相談  | 社会教育団体等への資料データ等社会体育活動に必要な情報を提供するとともに、社会体育団体等の悩み・ケースに応じた資料の紹介や相談業務を行っています。                                         |

## ⑤ 狛江市民スポーツ大会

### 競技大会

| 大会名        | 日程               | 延参加人数 | 会場                     |
|------------|------------------|-------|------------------------|
| 軟式野球大会     | 9月2日～11月25日      | 620人  | 多摩川緑地公園グラウンド           |
| スキー大会      | 平成25年1月18日～20日   | 19人   | 菅平スキー場                 |
| バドミントン大会   | 10月21日           | 118人  | 狛江市民総合体育館              |
| 卓球大会       | 10月7日            | 147人  | 狛江市民総合体育館              |
| ゴルフ大会      | 10月17日           | 96人   | 相模湖カントリークラブ            |
| バレーボール大会   | 9月23日・11月4日      | 350人  | 狛江市民総合体育館              |
| ボウリング大会    | 11月18日           | 15人   | 調布スポーツセンター             |
| 硬式テニス大会    | 9月30日            | 112人  | 元和泉テニスコート<br>東野川テニスコート |
| 空手道競技大会    | 9月30日            | 412人  | 狛江市民総合体育館              |
| バスケットボール大会 | 11月18日・25日・12月2日 | 300人  | 狛江市民総合体育館              |
| 柔道大会       | 平成25年2月24日       | 161人  | 狛江市民総合体育館              |
| ダンススポーツ大会  | 平成25年1月13日       | 128人  | 狛江市民総合体育館              |
| グラウンドゴルフ大会 | 9月30日            | 73人   | 西和泉グラウンド               |
| 剣道大会       | 10月14日           | 56人   | 狛江市民総合体育館              |
| ソフトボール大会   | 10月14日～11月4日     | 160人  | 西和泉グラウンド               |

### スポ・レク大会

| 大会名             | 開催日        | 延参加人数 | 会場                    |
|-----------------|------------|-------|-----------------------|
| ビーチボール大会        | 9月16日      | 250人  | 市民総合体育館               |
| ウォーキング大会        | 9月30日      | 58人   | 市民総合体育館～<br>野川遊歩道～深大寺 |
| 一・四中地区スポーツ大会    | 10月28日     | 216人  | 狛江市立緑野小学校             |
| 二中地区スポーツ大会      | 12月2日      | 124人  | 狛江市立狛江第二中学校           |
| 三中地区スポーツ大会      | 12月9日      | 255人  | 狛江市立和泉小学校             |
| 狛江多摩川ロードレース     | 平成25年1月13日 | 460人  | 多摩川堤防                 |
| 水泳大会            | 8月11日      | 147人  | 狛江市民プール               |
| ノルディック・ウォーキング教室 | 9月2日       | 28人   | 野川遊歩道～深大寺             |

## 5. 利用状況

| 年度              |       | 平成 20  | 平成 21   | 平成 22   | 平成 23   | 平成 24   |
|-----------------|-------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 狛江市民グラウンド       | (件)   | 969    | 954     | 937     | 1,025   | 1,007   |
|                 | (人)   | 31,288 | 35,117  | 37,718  | 41,849  | 65,846  |
| 狛江市多摩川緑地公園グラウンド | (件)   | 295    | 1,710   | 1,600   | 1,435   | 1,459   |
|                 | (人)   | 13,549 | 39,973  | 49,852  | 45,008  | 53,809  |
| 西和泉グラウンド        | (件)   | 777    | 743     | 929     | 956     | 863     |
|                 | (人)   | 17,267 | 20,425  | 18,847  | 18,632  | 19,688  |
| 市民テニスコート        | (件)   | 6,127  | 7,124   | 7,434   | 7,608   | 7,408   |
|                 | (人)   | 29,919 | 32,243  | 32,112  | 31,919  | 32,177  |
| 狛江市民プール         | 大人(人) | 8,392  | 8,080   | 11,289  | 7,413   | 9,642   |
|                 | 小人(人) | 14,568 | 13,190  | 16,272  | 11,847  | 15,005  |
|                 | 計(人)  | 22,960 | 21,270  | 27,561  | 19,260  | 24,647  |
| 狛江市民総合体育館       | 個人    | 大人(人)  | 39,525  | 44,239  | 51,270  | 51,876  |
|                 |       | 小人(人)  | 9,078   | 7,915   | 9,592   | 9,069   |
|                 |       | 計(人)   | 48,603  | 52,154  | 60,862  | 60,945  |
|                 | 団体    | (件)    | 5,773   | 5,323   | 5,878   | 5,673   |
|                 |       | (人)    | 133,758 | 106,340 | 146,780 | 117,014 |
|                 | 計(人)  |        | 182,361 | 158,494 | 207,642 | 177,959 |
|                 |       |        | 151,988 |         |         |         |
| 西和泉体育館          | (件)   | 1,192  | 1,445   | 1,457   | 1,467   | 1,496   |
|                 | (人)   | 18,536 | 20,264  | 21,831  | 20,601  | 20,579  |

単位:延貸出件数 延利用人数

(注)市民総合体育館は、第1体育室が平成 24 年3月 19 日から7月 15 日まで、第2体育室が平成 24 年9月 3 日から 10 月 31 日まで改修工事のため閉鎖した。

## 6. スポーツ推進審議会

スポーツ基本法(以下「法」という。)第31条に基づき、都道府県及び市区町村は、スポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるために、スポーツ推進審議会を置くことができます。

＊ スポーツ基本法の施行に伴い、狛江市では、平成23年9月5日から「スポーツ振興審議会」は「スポーツ推進審議会」へ名称が変更されました。

### (1) 審議会委員

委員は、市内スポーツ関係及び学校教育の関係者、スポーツに関する学識経験のある者並びに関係行政機関の職員の中から、教育委員会が委嘱します。委員の定数は10人以内で、任期は2年です(狛江市スポーツ推進審議会条例第3条、第4条、狛江市スポーツ推進審議会条例施行規則第2条第1項)。

平成25年4月1日現在

| 職名  | 選任区分 | 氏名    | 職名 | 選任区分 | 氏名    |
|-----|------|-------|----|------|-------|
| 会長  | スポーツ | 島本 和彦 | 委員 | 行政職員 | 小川 正美 |
| 副会長 | スポーツ | 井上 城治 | 委員 | 学校教育 | 工藤 聡  |
| 委員  | スポーツ | 上野 宏一 | 委員 | スポーツ | 日原 一実 |

＊ 任期 平成25年4月1日～平成27年3月31日

### (2) 平成24年度定例会

|     | 日時                             | 議題                                                                                             |
|-----|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 平成24年7月25日(金)<br>17時30分～18時20分 | (1) 委員自己紹介<br>(2) 平成24年度狛江市社会教育関係委員連絡協議会総会について<br>(3) 狛江市総合型地域スポーツクラブ育成支援補助金の交付について<br>(4) その他 |

#### ※平成24年度スポーツ推進審議会の構成

会長:島本 和彦                      副会長:秋元 恵司  
委員:井上 城治                      委員:工藤 聡                      委員:小林 万佐也  
委員:山田 龍彦

## 7. スポーツ推進委員

教育振興基本計画に示された具体的な施策  
「社会教育環境を整備します。」

スポーツ推進委員は、法第32条第1項に基づき市町村に置かれ、当該市町村におけるスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行います(法第32条第2項)。

＊ スポーツ基本法の施行に伴い、狛江市では、平成23年9月5日から「体育指導委員」は「スポーツ推進委員」へ名称が変更されました。

### (1) スポーツ推進委員

委員は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、委員の職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、教育委員会が委嘱します(法第32条第1項)。

委員の定数は20人以内で、任期は2年です(狛江市スポーツ推進委員の設置に関する規則第3条、第4条)。

平成25年4月1日現在

| 職名  | 氏名     | 職名 | 氏名     |
|-----|--------|----|--------|
| 会長  | 田村 隆一  | 委員 | 武居 惇   |
| 副会長 | 富永 茂和  | 委員 | 田中 真知子 |
| 委員  | 飯島 富美子 | 委員 | 松永 真理  |
| 委員  | 池田 浩士  | 委員 | 儘田 有香里 |
| 委員  | 池田 由芽子 | 委員 | 谷中 暁子  |
| 委員  | 植村 悦子  | 委員 | 山本 浩市  |

＊任期 平成25年4月1日～平成27年3月31日

### (2) 平成24年度定例会

|     | 日時                             | 議題                                                                                            |
|-----|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 平成24年4月11日(水)<br>19時00分～21時00分 | (1) 会長・副会長の互選について<br>(2) 平成24年度事業について<br>(3) 東京都スポーツ推進委員協議会について<br>(4) 狛〇くらぶについて<br>(5) その他   |
| 第2回 | 平成24年5月9日(水)<br>19時00分～20時10分  | (1) 平成24年度事業について<br>(2) 第9ブロック研究会について<br>(3) 東京都スポーツ推進委員協議会について<br>(4) 狛〇くらぶについて<br>(5) その他   |
| 第3回 | 平成24年6月13日(水)<br>19時00分～20時20分 | (1) 平成24年度事業について<br>(2) 第9ブロック研究会について<br>(3) 東京都スポーツ推進委員協議会関係について<br>(4) 狛〇くらぶについて<br>(5) その他 |

|        |                                             |                                                                                                                                         |
|--------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第4回    | 平成 24 年7月 11 日(水)<br>19 時 00 分～20 時 30 分    | (1) 平成 24 年度事業について<br>(2) 平成 24 年度狛江市社会教育関係委員連絡協議会総会について<br>(3) 第 9 ブロック研究会について<br>(4) 東京都スポーツ推進委員協議会関係について<br>(5) 狛〇くらぶについて<br>(6) その他 |
| 第5回    | 平成 24 年8月8日(水)<br>19 時 00 分～21 時 00 分       | (1) 第 9 ブロック研究会について<br>(2) 市民スポーツデーについて<br>(3) 東京都スポーツ推進委員協議会関係について<br>(4) 狛〇くらぶについて<br>(5) その他                                         |
| 第6回    | 平成 24 年9月 12 日(水)<br>19 時 00 分～19 時 50 分    | (1) 平成 24 年度市民スポーツデーについて<br>(2) 少年少女綱引き大会及び青少年スポーツ教室（綱引き）について<br>(3) 東京都スポーツ推進委員協議会関係について<br>(4) 狛〇くらぶについて<br>(5) その他                   |
| 第7回    | 平成 24 年 11 月 14 日(水)<br>19 時 00 分～21 時 00 分 | (1) 市民スポーツデーの反省について<br>(2) 少年少女綱引き大会について<br>(3) 青少年スポーツ教室について<br>(4) 東京都スポーツ推進委員協議会について<br>(5) 狛〇くらぶについて<br>(6) その他                     |
| 第8回    | 平成 24 年 12 月 12 日(水)<br>19 時 00 分～19 時 40 分 | (1) 少年少女綱引き大会について<br>(2) 青少年スポーツ教室について<br>(3) 東京都スポーツ推進委員協議会について<br>(4) 狛〇くらぶについて<br>(5) その他                                            |
| 第9回    | 平成 25 年1月9日(水)<br>19 時 00 分～20 時 30 分       | (1) 少年少女綱引き大会について<br>(2) 平成 25 年度事業について<br>(3) 東京都スポーツ推進委員協議会について<br>(4) 狛〇くらぶについて<br>(5) その他                                           |
| 第 10 回 | 平成 25 年2月 13 日(水)<br>19 時 00 分～21 時 00 分    | (1) 少年少女綱引き大会について（報告）<br>(2) 平成 25 年度事業について<br>(3) 東京都スポーツ推進委員協議会について<br>(4) 狛〇くらぶについて<br>(5) その他                                       |
| 第 11 回 | 平成 25 年3月 13 日(水)<br>19 時 00 分～21 時 00 分    | (1) 平成 24 年度事業について<br>(2) 平成 25 年度事業について<br>(3) 東京都スポーツ推進委員協議会について<br>(4) 狛〇くらぶについて<br>(5) その他                                          |

※平成 24 年度 スポーツ推進委員

|           |            |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|
| 会長: 田村 隆一 | 副会長: 富永 茂和 | 委員: 飯島 富美子 | 委員: 池田 浩士  |
| 委員: 植村 悦子 | 委員: 風間 まさる | 委員: 武居 惇   | 委員: 田中 真知子 |
| 委員: 松永 真理 | 委員: 儘田 有香里 | 委員: 谷中 暁子  | 委員: 山本 浩市  |

## 8. 第 68 回国民体育大会

国民体育大会は、都道府県持ち回りで開催される国内最大の国民スポーツの祭典で、都道府県対抗でされ、正式競技 37 競技・公開競技3競技があり、男子・女子総合第1位の都道府県に天皇杯、女子総合第1位の都道府県に皇后杯が授与されます。平成 25 年に東京都多摩地区を中心とした地域で第 68 回国民体育大会(スポーツ祭東京 2013)が開催され、狛江市では平成 25 年9月 29 日・30 日の日程で正式種目バレーボール少年男子が行われます。東京都での開催は 54 年ぶり3回目の開催で、狛江市では初めての競技開催となります。

### (1) 第 68 回国民体育大会狛江市実行委員会

狛江市での国民体育大会を成功に導くために市及び関係機関が緊密な連携のもと、市民の総力を結集し、開催準備に取り組む必要があるため、平成 22 年8月 31 日に第 68 回国民体育大会狛江市実行委員会を設立し、国体の開催準備を行っています。実行委員会には役員会である常任委員会と専門的事項について審議する専門委員会があります。

#### ① 総会

狛江市内の関係機関・関係団体等 91 名の委員で構成され、会則の制定や改廃に関することや事業計画や予算に関すること等を審議決定しています。

#### ② 常任委員会

実行委員会の役員 11 名で構成され、総会から委任された事項や総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること等について審議しています。

#### ③ 専門委員会

総務・企画専門委員会、競技・式典専門委員会、輸送・交通専門委員会、宿泊・衛生専門委員会の4つの専門委員会で、常任委員会からの付託事項等について審議しています。

### (2) 平成 24 年度 諸会議

|                     | 日時                                           | 主な内容                                                                                         |
|---------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 5 回 常任委員会         | 平成 24 年 4 月 24 日 (火)<br>18 時 30 分～19 時 10 分  | 第 3 回総会に提案する審議事項について                                                                         |
| 第 6 回 常任委員会         | 平成 25 年 2 月 4 日 (月)<br>19 時 00 分～19 時 45 分   | (1) リハーサル大会結果報告について<br>(2) ぎふ清流国体視察報告について                                                    |
| 第 3 回 総会            | 平成 24 年 5 月 2 日 (水)<br>18 時 30 分～19 時 15 分   | (1) 平成 23 年度事業報告について<br>(2) 平成 23 年度収支決算について<br>(3) 平成 24 年度事業計画について<br>(4) 平成 24 年度収支予算について |
| 第 3 回<br>競技・式典専門委員会 | 平成 24 年 4 月 13 日 (金)<br>18 時 30 分～19 時 20 分  | (1) 各種基本計画について<br>(2) 競技備品の整備について                                                            |
| 第 4 回<br>競技・式典専門委員会 | 平成 24 年 7 月 23 日 (月)<br>18 時 30 分～20 時 00 分  | (1) リハーサル大会の競技組合せについて<br>(2) 諸室の配置について                                                       |
| 第 5 回<br>競技・式典専門委員会 | 平成 24 年 12 月 20 日 (木)<br>18 時 30 分～19 時 50 分 | (1) リハーサル大会結果報告について<br>(2) 今後の懸案について                                                         |

|                   | 日時                              | 主な内容                                     |
|-------------------|---------------------------------|------------------------------------------|
| 第2回<br>総務・企画専門委員会 | 平成24年4月20日（金）<br>18時30分～19時50分  | （1）各種基本計画について<br>（2）国体広報活動について           |
| 第3回<br>総務・企画専門委員会 | 平成24年5月18日（金）<br>18時30分～19時30分  | （1）リハーサル大会の対応について<br>（2）ボランティア・協賛の募集について |
| 第4回<br>総務・企画専門委員会 | 平成24年6月8日（金）<br>18時30分～19時25分   | （1）各担当マニュアルについて<br>（2）国体広報活動について         |
| 第5回<br>総務・企画専門委員会 | 平成24年7月6日（金）<br>18時30分～19時15分   | リハーサル大会の人員配置について                         |
| 第6回<br>総務・企画専門委員会 | 平成24年9月21日（金）<br>18時30分～19時05分  | （1）リハーサル大会結果報告について<br>（2）国体広報活動について      |
| 第2回<br>宿泊・衛生専門委員会 | 平成24年5月23日（水）<br>18時30分～19時25分  | （1）各種基本計画について<br>（2）リハーサル大会の対応について       |
| 第3回<br>宿泊・衛生専門委員会 | 平成24年6月20日（水）<br>18時30分～19時15分  | 各担当マニュアルについて                             |
| 第4回<br>宿泊・衛生専門委員会 | 平成24年7月25日（水）<br>18時30分～19時00分  | 食品衛生に関する対応について                           |
| 第5回<br>宿泊・衛生専門委員会 | 平成24年12月5日（水）<br>18時30分～19時00分  | （1）リハーサル大会結果報告について<br>（2）今後の懸案について       |
| 第2回<br>輸送・交通専門委員会 | 平成24年5月10日（木）<br>18時00分～19時00分  | 各種基本計画について                               |
| 第3回<br>輸送・交通専門委員会 | 平成24年6月21日（木）<br>18時25分～19時40分  | 各担当マニュアルについて                             |
| 第4回<br>輸送・交通専門委員会 | 平成24年7月10日（火）<br>18時30分～19時15分  | リハーサル大会における人員の選出について                     |
| 第5回<br>輸送・交通専門委員会 | 平成24年12月11日（火）<br>18時30分～19時10分 | （1）リハーサル大会結果報告について<br>（2）今後の懸案について       |

### (3) 広報啓発活動

- ① のぼり旗設置等による啓発活動  
市役所庁舎等市内公共施設・各地域センター
- ② イベント等による啓発活動  
いかだレースに国体啓発用ブースを設置  
平成24年7月15日（日）  
（国体グッズの配布，ぬり絵コーナーの設置）  
狛江市民総合体育館リニューアルイベント  
平成24年8月5日（日） 狛江市民総合体育館  
（FC東京バレーボールチームによる模範試合・バレーボール教室）  
東京多摩国体開催記念狛江市スポーツGOMI拾い大会開催  
平成24年11月3日（土） 市民ひろば  
（国体PR，参加賞として国体グッズを配布）  
市民まつりに国体啓発用ブースを設置  
平成24年11月11日（日） 狛江市立狛江第一小学校校庭  
（クイズに全問正解した方に国体グッズを配布）

- ③ ゆりーと着ぐるみによる啓発活動  
市内各種イベントへ出張
- ④ 第 68 回国民体育大会狛江市実行委員会ホームページによる広報  
(アドレス <http://www.komae-kokutai2013.jp/>)
- ⑤ 「広報こまえ」にて「応援しよう！こまえの国体」記事にて啓発実施(毎月 15 日号)
- ⑤ ごみカレンダー掲載による広報
- ⑥ 商店街でのフラッグ掲出, 駅前の路面装飾, 懸垂幕・横断幕の掲出による広報

#### (4) 第 68 回国民体育大会リハーサル大会(第 67 回国民体育大会関東ブロック大会)

- ① 日 時 平成 24 年 8 月 25 日 (土)  
午前 9 時 00 分 (開始式) から午後 5 時 30 分 (第 5 試合終了)
- ② 会 場 狛江市民総合体育館
- ③ 試合結果 (関東 4 県)  
第 1 試合 千葉県 2 - 0 山梨県  
第 2 試合 神奈川県 0 - 2 埼玉県  
第 3 試合 千葉県 2 - 0 埼玉県  
第 4 試合 神奈川県 2 - 1 山梨県  
第 5 試合 埼玉県 2 - 0 山梨県  
※千葉県・埼玉県が第 67 回国民体育大会ぎふ清流国体へ出場決定
- ④ 来場者数  
出場チーム選手・監督 52 人 (1 チーム 13 人)  
競技役員 43 人  
競技補助員 (高校生) 52 人  
競技会係員 (市職員) 42 人  
競技会補助員 (ボランティア等) 154 人  
観客 約 400 人
- ⑤ 練習会場 狛江市立狛江第一中学校体育館・狛江市立緑野小学校体育館
- ⑥ 花いっぱい運動 市内各小・中学校 (プランターによる花栽培)
- ⑦ おもてなし装飾 市内各小・中学校 (応援のぼり旗・横断幕)  
市内各学童保育所等 (ぬり絵作成)
- ⑧ 協賛いただいた企業  
・東京コカコーラボトリング株式会社世田谷営業所



(リハーサル大会の様子)